福井市新ごみ処理施設整備事業に係る 計画段階環境配慮書

平成 30 年 7 月

福井市

目 次

1. 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所	
1.1 第一種事業を実施しようとする者の名称	
1.2 代表者の氏名	
1.3 主たる事務所の所在地	
2. 第一種事業の名称	
2.1 第一種事業の名称	
3. 第一種事業の目的及び内容	
3.1 第一種事業の種類	
3.2 第一種事業の目的	
3.3 第一種事業の規模	5
3.4 第一種事業の内容	6
3.4.1 事業実施想定区域	6
3.4.2 環境影響の範囲	
3.4.3 工事着手予定	
3.4.4 供用開始予定	9
3.4.5 施設計画	9
3.4.6 収集計画	
3.4.7 工事計画	20
3.5 複数案の設定	22
4. 事業実施想定区域及びその周囲の概況	27
4.1 自然的状況	27
4.1.1 気象の状況	27
4.1.2 大気環境の状況	
(1) 大気質の状況	
(2) 騒音の状況	40
(3) 振動の状況	40
(4) 悪臭の状況	40
4.1.3 水象の状況	
(1) 河川の状況	
(2) 湖沼、海域の状況	43
(3) 地下水の状況	43
4.1.4 水環境の状況	
(1) 水質の状況	45
(2) 水底の底質の状況	
4.1.5 土壌、地盤、地形及び地質の状況	49

	(1)	土壌の状況	. 49
	(2)	地盤の状況	. 52
	(3)	地形及び地質の状況	. 54
4. 1.	6	植物及び動物の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 57
	(1)	植物の状況	. 57
	(2)	動物の状況	. 66
	(3)	重要な種の分布及びその生息・生育状況、注目すべき生息地及び重要な群落の	の分
		布状況	. 78
4. 1.	7	景観の状況	. 81
	(1)	眺望点の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 81
	(2)	景観資源の状況	. 81
4. 1.	8	自然との触れ合いの活動の場の状況	. 84
4. 2 ネ	t会	的状況	. 86
4. 2.	1	人口の状況	. 86
	(1)	人口・世帯数	. 86
	(2)	人口動態	. 86
4. 2.	2	産業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 87
	(1)	就業人口	. 87
	(2)	出荷額	. 88
4. 2.	3	交通の状況	. 89
	(1)	交通網	. 89
	(2)	自動車交通量	. 89
4. 2.	4	土地利用の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 91
	(1)	土地利用の現況	. 91
	(2)	用途地域の指定状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 91
	(3)	住宅の配置の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 91
4. 2.	5	水利用の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 95
	(1)	上水・工業用水・農業用水の利水状況	. 95
	(2)	漁業権の設定状況	. 96
4. 2.	6	環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況	. 97
4. 2.	7	文化財の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
	(1)	指定文化財の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
	(2)	埋蔵文化財包蔵地の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	102
4. 2.	8	関係法令等による指定、規制の状況	104
	(1)	環境基準の類型指定状況等の状況	104
	(2)	公害防止に係る地域の指定状況・規制基準の状況	114
	(3)	自然環境保全に係る地域の指定状況	131
	(4)	資源等の保護・保存に係る地域の指定状況	133
4. 2.	9	その他下水道整備、し尿処理、ごみ処理の状況	134
	(1)	下水道整備、し尿処理、ごみ処理の状況	134

4. 2. 10 各種関連計画の状況	135
(1) 都市計画	135
(2) 環境基本計画	136
(3) 景観計画	140
(4) その他	141
5. 第一種事業に係る計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法	143
5.1 計画段階影響要因の抽出	143
5.2 計画段階配慮事項の選定	143
5.3 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法	146
6. 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価結果	147
6.1 大気質	147
6.1.1 調査	147
6.1.2 予測	148
6.1.3 環境配慮内容	152
6.1.4 評価	152
6.2 景観	154
6. 2. 1 調査	154
6. 2. 2 予測	158
6.2.3 環境配慮事項	165
6.2.4 評価	166
7. 総合評価	167
7.1 大気質	167
7.2 景観	168
8 配慮書に関する業務の季託先の名称 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	160

本配慮書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1電子地形図を複製したものである。

(承認番号 平30情複、第256号)

1. 第一種事業を実施しようとする者 の氏名及び住所

1. 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所

1.1 第一種事業を実施しようとする者の名称

福井市

1.2 代表者の氏名

福井市長 東村新一

1.3 主たる事務所の所在地

福井県福井市大手3丁目10番1号



2. 第一種事業の名称

2. 第一種事業の名称

2.1 第一種事業の名称

福井市新ごみ処理施設整備事業

- 4 -

3. 第一種事業の目的及び内容

3.1 第一種事業の種類

ごみ焼却施設

3.2 第一種事業の目的

現在、福井市(以下、「本市」という。)のごみ処理は、区域によって、その処理施設が分かれており、福井・美山区域の燃やせるごみは福井市クリーンセンター(焼却処理)及び県外民間処分場(最終処分)で、燃やせないごみは福井坂井地区広域市町村圏事務組合で、越廼・清水区域の燃やせるごみ及び燃やせないごみは鯖江広域衛生施設組合で行っている。

その内、福井市クリーンセンターについては、平成3年4月の稼働から27年が経過し、その間、排ガス高度処理設備等の改修(平成12~14年度)や、長期稼働に伴う老朽化対応としてボイラ水管の修繕(平成19~20年度)及び監視システムの更新(平成20~21年度)を行ってきている。さらに「福井市クリーンセンター長寿命化計画(平成22年11月策定)」に基づく基幹的設備の大規模改修工事(平成23~26年度)を行い、施設の延命化(改修後11年間稼働)を図っているが、計画では平成37年度までの稼働予定となっており、新たなごみ処理施設等の整備に向けて、具体的な検討を進める時期にきている。

また、本市では、平成28年度に策定した「第七次福井市総合計画」において、「環境にやさしい持続可能なまちをつくる」を政策の1つに掲げており、その中で環境負荷低減や廃棄物の3R (発生抑制、再使用、再生利用)、資源物及び廃棄物の適正処理の取組を推進している。

これらのことから、本事業は、本市における長期的な視点に立ったごみの適正処理を維持するため、燃やせるごみの焼却処理を行う福井市新ごみ処理施設を整備することを目的とする。

3.3 第一種事業の規模

第一種事業の規模等の概要は、上位計画(「新ごみ処理施設整備基本構想」(平成29年3月 福井市))において、廃棄物焼却施設の処理能力は275 t/日とされている。

福井県環境影響評価条例における第一種事業の要件は、ごみ焼却施設で処理能力100 t/日以上であるため、これを上回る。

3.4 第一種事業の内容

3.4.1 事業実施想定区域

新ごみ処理施設の事業実施想定区域は、新ごみ処理施設整備基本構想に基づき、福井市クリーンセンター西側の隣接地とする。

住所:福井県福井市寮町地内



図 3.4-1 事業実施想定区域

3.4.2 環境影響の範囲

本事業による環境影響の範囲(環境影響を受けるおそれがあると認められる地域の範囲)は、ごみ処理施設(焼却)という事業特性を踏まえ、特に広域的に影響が生じると想定される煙突排ガスによる大気質の影響が大きくなると想定される地域を包含する範囲として、次の点を勘案し、事業実施想定区域の中心から半径約3.0kmの範囲とする。

- ・廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査に関して技術的な事項を取りまとめた「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成18年9月 環境省)において、煙突排ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍を見込んだ範囲を設定する方法が示されている。
- ・本施設の近傍に位置する福井市クリーンセンターについて、昭和62年3月の環境影響評価調査報告書の中で排ガスの予測を行っている。処理能力は本施設よりも大きい施設(当時計画で345t/日)であり、現地の気象データに基づく最大着地濃度地点は1.5kmとなっている。
- ・以上を踏まえ、環境影響の範囲については、安全側の観点から福井市クリーンセンターでの最大着地濃度地点(1.5km)の2倍とし、3.0kmとする。

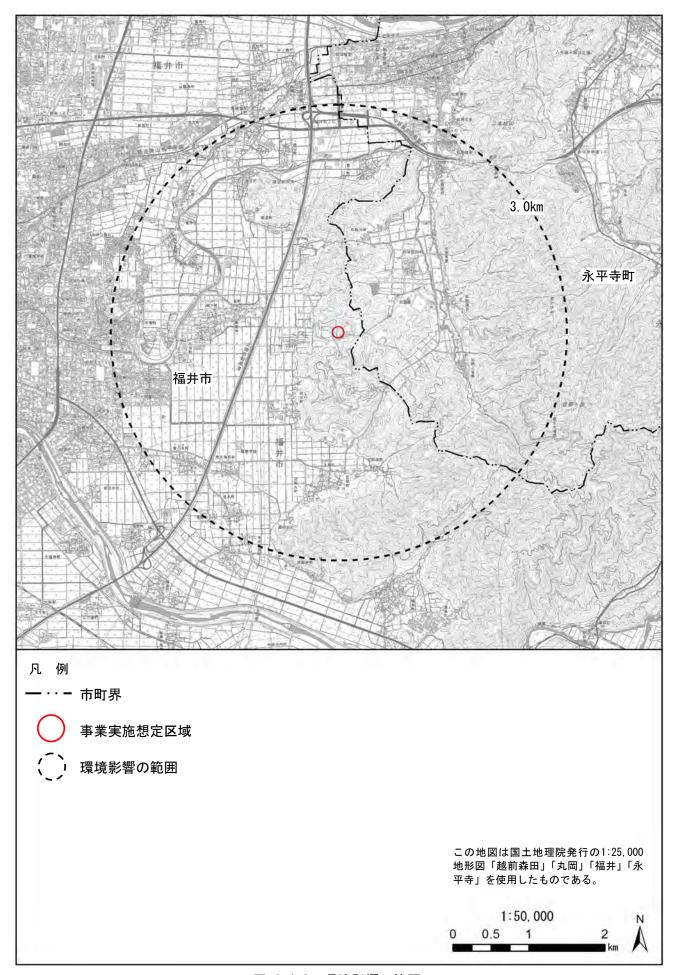


図 3.4-2 環境影響の範囲

3.4.3 工事着手予定

工事着手予定は以下に示すとおりである。

平成34年度(2022年度):造成工事 平成35年度(2023年度):建設工事

3.4.4 供用開始予定

供用開始予定は平成38年度(2026年度)とする。

3.4.5 施設計画

施設計画として、施設概要、環境保全目標及び環境配慮の方針を以下に示す。

(1) 計画施設の概要

1) 将来のごみ処理体制

本市の将来のごみ処理体制は図 3.4-3に示すとおり、以下の体制とする。

- ・ 広域体制を見直し、鯖江広域衛生施設組合(鯖江クリーンセンター)における処理から撤退する。
- ・ 燃やせるごみ及び燃やせる粗大ごみについて、福井市全域を処理対象とした「新 ごみ処理施設」を整備する。
- ・ 燃やせないごみについては、福井坂井地区広域市町村圏事務組合(広域圏清掃センター)での処理を継続する。

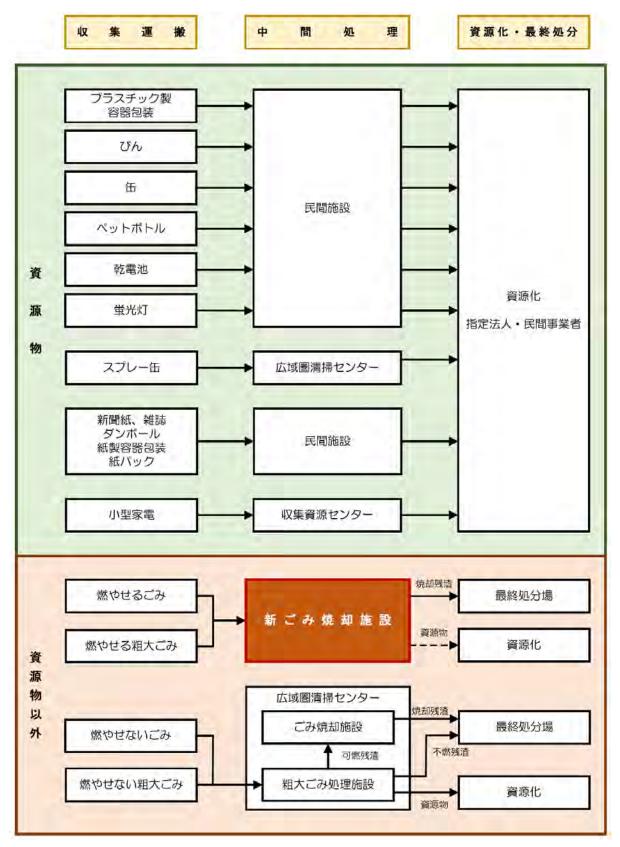


図 3.4-3 将来のごみ処理体制

2) 新ごみ処理施設整備の基本方針

新ごみ処理施設整備基本構想において、新たに整備するごみ処理施設の整備に係る基本方針を以下のとおり定めている。

(a) 基本方針 1 環境にやさしい市民に親しまれる施設

- ・環境汚染物質の発生を抑制し、周辺環境への負荷を低減する施設とする。
- ・温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化の防止に寄与する施設とする。
- ・地域の発展に寄与し周辺地域の景観と調和が取れた、市民に親しまれる施設とする。

(b) 基本方針 2 循環型社会の形成に寄与する施設

- ・3 Rの取組等、環境学習機能を備え、「おとましい」を行動に移す市民を育む施設とする。
- ・エネルギーを効率的に回収し、有効利用を図る施設とする。

(c) 基本方針3 安全で災害に強い施設

- ・耐震性や耐久性を有する、最新のごみ処理技術を導入し、災害発生時にも運転が 可能な施設とする。
- ・災害で発生した臨時的なごみにも対応可能な処理機能を有した施設とする。

(d) 基本方針 4 経済性・効率性に優れた施設

- ・施設の整備から運営・維持管理等のライフサイクルコストの低減を図る施設とする。
- ・安定的な運転管理が容易に行える施設とする。

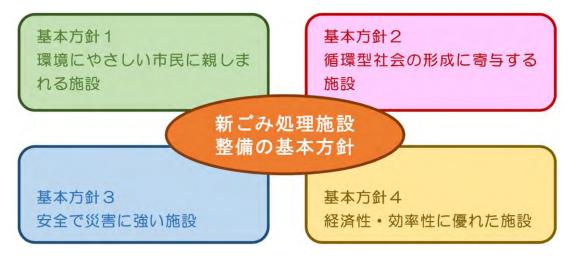


図 3.4-4 新ごみ処理施設整備の基本方針

3) 新ごみ処理施設

施設規模、処理対象ごみ、計画ごみ質、処理方式については、新ごみ処理施設整備基本構想に示したとおり、以下の内容とする。

(a) 施設規模

新ごみ処理施設の施設規模は、表 3.4-1に示すとおりである。

表 3.4-1 新ごみ処理施設の施設規模

- 1		
項目	単 位	内容
焼却処理対象物量	t/年	67, 309
施設規模	t / 目	250
災害ごみ処理余裕率	%	10
必要施設規模	t / 日	275

(b) 処理対象ごみ

新ごみ処理施設の処理対象ごみは、表 3.4-2に示すとおりである。

表 3.4-2 新ごみ処理施設の処理対象ごみ

項目	処理対象ごみ
燃やせるごみ	生ごみ、紙おむつ、紙・布類、木くず、紙くず、
然でせるこみ	皮革・ゴム類、廃プラスチック類等
燃やせる粗大ごみ	家具、布団、じゅうたん、たたみ等

(c) 計画ごみ質

新ごみ処理施設の計画ごみ質は、表 3.4-3に示すとおりである。

表 3.4-3 新ごみ処理施設の計画ごみ質

項目	単位	計画ごみ質		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	中 仏	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
水 分	%	56. 22	46. 60	36. 51
灰 分	%	5. 53	5. 87	6. 53
可燃分	%	38. 25	47. 53	56. 96
低位発熱量	kJ/kg	7,000	9, 300	11,600
単位容積重量	${\rm kg/m^3}$	210	190	170

(d) 処理方式

新ごみ処理施設の処理方式は、焼却ストーカ式、焼却流動床式、溶融流動床式及び溶融シャフト式の4方式から検討のうえ選定する。

4方式の処理フローシートを図 3.4-5に示す。

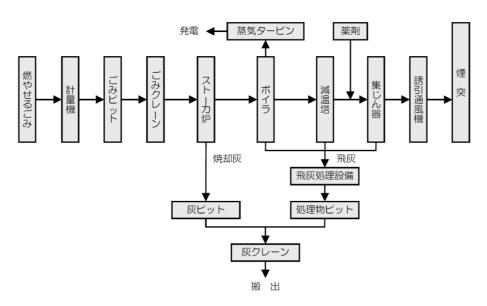


図 3.4-5(1) 焼却ストーカ式の処理フローシート (参考)

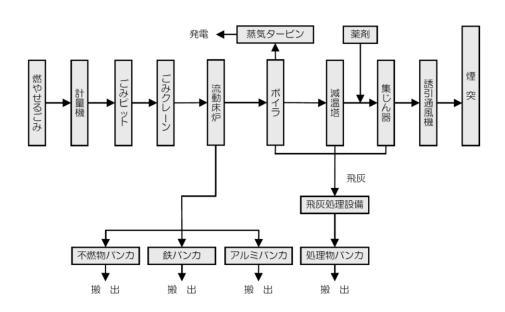


図 3.4-5(2) 焼却流動床式の処理フローシート (参考)

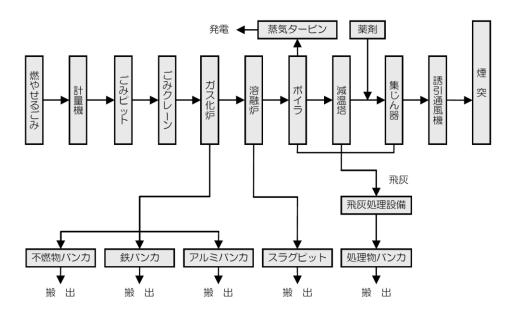


図 3.4-5(3) 溶融流動床式の処理フローシート (参考)

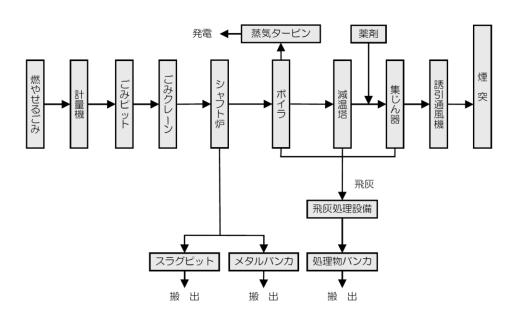


図 3.4-5(4) 溶融シャフト式の処理フローシート (参考)

(2) 環境保全目標

本事業に係る法規制値等を表 3.4-4に示す。なお、大気質に関しては、現有施設(福井市クリーンセンター)における自主規制値と法規制値を示している。今後、良好な環境の維持・保全を図るため、現有施設の自主規制値も参考にしながら、法規制値より厳しい自主的な環境保全目標値を検討する計画である。

また、水質については、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域・下水道には放流しないクローズドシステムであるため、排水の環境保全目標は定めないこととしている。

表 3.4-4(1) 本事業に係る法規制値等(大気質)

	項目	現有施設における 自主規制値*1	本事	業に係る法規制値等
	ばいじん (g/m³ _N)	0.05	0.04以下	大気汚染防止法 (4 t /時以上の廃棄物焼却炉)
大気質	塩化水素 (HC1) (ppm)	100	約430以下 (700mg/m³ _N 以下)	大気汚染防止法 (廃棄物焼却炉)
	硫黄酸化物(SO _x) (ppm)	50*2	K値=7.0	大気汚染防止法
(排出ガス)	窒素酸化物(NO _x) (ppm)	150	250以下	大気汚染防止法 (廃棄物焼却炉(連続炉))
	水銀 (μg/m³չ)		30以下	大気汚染防止法 (平成30年4月1日から施行)
	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m³ _N)	1.0	0.1以下	ダイオキシン類対策特別措置法 (4 t /時以上の廃棄物焼却炉)

※1:現有施設(福井市クリーンセンター)における自主規制値

※2:二酸化硫黄濃度として

表 3.4-4(2) 本事業に係る法規制値等(騒音、振動)

項目	時間帯	本事業に係る法規制値等	
騒音 (敷地境界)	$6:00 \sim 8:00$ $8:00 \sim 19:00$ $19:00 \sim 22:00$ $22:00 \sim 6:00$	60デシベル以下 65デシベル以下 60デシベル以下 55デシベル以下	福井市公害防止条例(その他の区域)
振動 (敷地境界)	8:00~ 19:00 19:00~ 8:00	65デシベル以下 60デシベル以下	福井市公害防止条例(その他の区域)

表 3.4-4(3) 本事業に係る法規制値等(悪臭)

項目		本事業に係る法規制値等	
悪臭 (敷地境界)	臭気指数	15	福井市公害防止条例(その他の区域)

(3) 環境配慮の方針

本施設では、以下に示す事項について、環境保全上の配慮を行うよう努める。

1) 大気汚染防止計画

- ・適切な排ガス処理設備を設置し、大気汚染物質の発生抑制を図る。排ガス処理設備の 具体については、処理方式の検討に合わせて決定する。
- 各設備における定期点検を実施し、正常運転、適正な維持管理を行う。
- ・排出ガスの常時監視、法規制に基づく定期的な測定を実施し、適正な管理を行う。
- ・粉じんが発生する箇所や機械設備には、集じん設備や散水設備を設けるなど、粉じん 対策を講じる。

2) ダイオキシン類防止計画

- ・燃焼温度(850℃以上)、ガス滞留時間(2秒以上)等の管理により、安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の発生抑制を図る。
- ・定期的な調査を実施し、適正な管理を行う。

3) 水質汚濁防止計画

- ・生活排水及びプラント排水ともに公共用水域には放流しないクローズドシステムとする。
- ・工場棟等の屋根に降った雨水は、積極的に再利用し、再利用後の余剰分及びその他の 雨水は、調整池で排水量の調整を行った後、公共用水域へ放流する。

4) 騒音・振動防止計画

- ・低騒音、低振動型の機器を選定し、騒音・振動の発生抑制を図る。
- ・大型の復水器や冷却塔などの屋外機器は、必要に応じて消音器や防音ルーバを設置する。
- ・送風機類の空気取入れ口等には、必要に応じて消音器を設置する。
- ・外壁に遮音性の高い壁材を採用する。
- ・振動源となる機器は、コンクリート床等の頑丈な基礎に据え付ける。
- ・特に振動が大きな機器は、独立基礎や防振装置等の対策を行う。
- ・機器から振動の影響を受けるダクトや配管は、振動伝搬防止対策を行う。

5) 悪臭防止計画

【運転中】

- ・プラットホーム出入口は、自動開閉式の扉やエアカーテン等を設置し、外部への悪臭 の漏れを防止する。
- ・ごみピット、プラットホーム内の空気を炉内へ吸引し、室内を負圧に保ち、外部への 悪臭の漏れを防止する。
- ・プラットホーム等に消臭剤噴霧による消臭を実施する。

- ・ごみピットを気密性の高い躯体区画とすることで、悪臭の漏れを防止する。
- ・ホッパーステージやプラットホームと居室との出入口は、前室を設け、前室は強制的 に正圧とし、扉は気密性の高い仕様にする。
- ・ごみクレーン操作室、見学者ホールは、気密性の高い仕様とする。

【停止中】

・ごみピット内等の空気を脱臭設備に通し、屋外に排出する。

6) 景観保全計画

- ・周辺地域の景観と調和が取れた、市民に親しまれる施設とする。
- ・福井市景観条例における「田園景観形成ゾーン」に含まれるため、田園景観に配慮した形状、色彩、デザインとする。
- ・建築物の周辺などに植栽を行う。

7) 余熱利用計画(発電、蒸気等)

・発電や余熱利用施設へのエネルギー供給等を視野に入れながら、ごみの焼却により発生する熱エネルギーを無駄なく効果的に利用する。

8) 災害発生時の処理計画

- ・耐震性や耐久性を有する、最新のごみ処理技術を導入し、災害発生時にも運転が可能な施設とする。
- ・災害で発生した臨時的なごみにも対応可能な処理能力を有した施設とする。
- ・災害時に電気や水等の供給が受けられない場合においても、一定期間、施設の稼働が 継続できるよう、必要な設備内容や対策等を検討する。

3.4.6 収集計画

搬入出車両の計画車両台数を表 3.4-5に、主要走行ルートを図 3.4-6に示す。

表 3.4-5 搬入出車両の計画車両台数(片道台数)

区分		平均車両台数 (台/日)	
	収集可燃ごみ	74	
	直接粗大ごみ(可燃)	51	
搬入車両	直接搬入ごみ(可燃)	63	
	消石灰・セメント等	2	
	その他(動物)	4	
搬出車両(焼却残渣等)		2	
	合 計	196	



図 3.4-6 廃棄物搬入出車両の主要走行ルート

3.4.7 工事計画

(1) 工事計画

新ごみ処理施設の建設では、造成工事に約1年間、施設の建設工事に約3年間を要し、完成までに約4年間の期間を要する。

工事計画は表 3.4-6に示すとおりである。

表 3.4-6 工事計画

項目/期間	1年目	2年目	3年目	4年目
用地関連				
・造成工事				
施設整備関連				
・実施設計				
・建設工事				

※平成38年度までに稼働予定

(2) 工事中の環境配慮事項

本施設の工事中には、以下に示す事項について、環境保全上の配慮を行うよう努める。

1) 大気汚染防止計画

- ・排ガス対策型の建設機械や低公害型の工事用車両を使用する。
- ・工事工程等を検討し、建設機械の集中稼働を避け、建設機械の効率的利用に努める。
- ・工事工程等を検討し、工事用車両の台数が平準化するように努める。
- ・工事用車両、建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・工事区域の散水、出口の路面清掃、工事用車両のタイヤ洗浄により粉じんの飛散を防止する。

2) 騒音・振動防止計画

- ・低騒音、低振動型の建設機械を使用する。
- ・工事用車両の走行に際し、集落周辺道路においては速度に留意して走行することとし、 騒音・振動の低減に努める。
- ・工事工程等を検討し、建設機械の集中稼働を避け、建設機械の効率的利用に努める。
- ・工事工程等を検討し、工事用車両の台数が平準化するように努める。
- ・工事区域の周囲に、防音パネルや防音シート等による、防音対策を行う。

3) 水質汚濁防止計画

- ・ 濁水及び土砂等の河川、水路への流出が生じないように濁水等を一時的に貯留する仮設沈砂池を設置する。
- ・必要に応じて濁水処理を行い、河川への影響が生じないように放流する。

4) 交通安全計画

- ・交通誘導員の配置により歩行者等の安全を確保する。
- ・工事工程等を検討し、工事用車両の台数が平準化するように努める。
- ・工事用車両の運転者への安全教育を徹底する。
- ・指定したルートを走行するよう指導する。

3.5 複数案の設定

(1) ゼロオプション

現在の福井市クリーンセンター(ごみ処理施設)は、平成3年4月の稼動から27年が経過し、その間、長寿命化のための大規模改修工事を行い、施設の延命化を図っていることを考慮し、平成28年度に策定した新ごみ処理施設整備基本構想において、新施設整備が必要であると結論付けられた。

このため、ゼロオプション(事業を実施しないこととする案)は複数案に含めない。

(2) 位置

計画施設の位置の選定には、長期的な視点に立ったごみ処理計画や地域住民との協議等を要し、上位計画(「新ごみ処理施設整備基本構想」)において位置づけられていることから、福井市クリーンセンター西側の隣接地の単一案とする。

(3) 規模

計画施設の処理能力は、処理対象地域のごみ排出量の将来予測等に基づき設定する必要があり、上位計画(「新ごみ処理施設整備基本構想」)において処理能力は275 t/日とされていることから、単一案とする。

(4) 配置

事業実施想定区域内での煙突、建屋等の施設配置は未定であるため、既存の福井市クリーンセンターと同じく東西長辺案(A案)と、南北長辺案(B案)の複数案を設定した。なお、焼却棟の建築規模は現時点では、長さ100m、幅60m、高さ40mを想定している。また、複数案により想定される環境影響の差異は、表 3.5-1に示すとおりである。

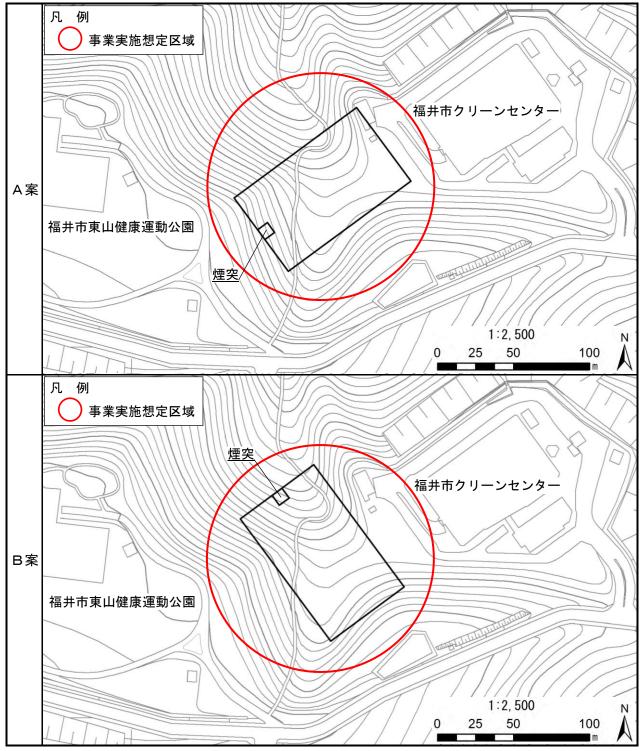


図 3.5-1 計画施設配置の複数案

表 3.5-1 計画施設配置の複数案により想定される環境影響の差異

区分	項目	環境影響の内容	
供用時	景観	建屋の長辺や高い部分の位置、煙突位置の違いによる景観への影響 に差が生じる可能性がある。	

(5) 構造(煙突高さ)

計画施設の煙突高さは未定であるため、既存の福井市クリーンセンターと同じ80m(X 案)と、全国で実績が多い59m(Y案)の複数案を設定した。

煙突高さの複数案により想定される環境影響の差異は表 3.5-2に示すとおりである。

表 3.5-2 煙突高さの複数案により想定される環境影響の差異

区分	項目	環境影響の内容
供用時	大気質	煙突排ガスの排出される高さの違いによる大気質への影響に差が生 じる可能性がある。
	景観	煙突高さの違いによる景観への影響に差が生じる可能性がある。

【参考】

既存のごみ処理施設は、表 3.5-3及び図 3.5-2に示すとおりである。

表 3.5-3 市のごみ処理施設の概要

項目	福井市 クリーンセンター		広域市町村圏 情掃センター		5生施設組合 -ンセンター
供日	ごみ処理施設 (焼却施設)	ごみ処理施設 (焼却施設)	粗大ごみ 処理施設	ごみ処理施設 (焼却施設)	粗大ごみ 処理施設
所在地	福井市寮町 50号41番地		市笹岡 番地の1		5西番町 11番地
敷地面積	$14, 100 \mathrm{m}^2$	20, 2	$200 \mathrm{m}^2$	22, 3	$800 \mathrm{m}^2$
建築面積	$5,204\mathrm{m}^2$	14, 2	$243 \mathrm{m}^2$	$3,304 \mathrm{m}^2$	$2,533\mathrm{m}^2$
建設年月	平成3年3月	平成'	7年9月	昭和61年4月	平成5年4月
処理能力	345 t /日	222 t/日	90 t /5時間	120 t /16時間	50 t/5時間
基数	115 t /日×3基	74 t/日×3基	1基	60 t /16時間 ×2基	1基
型式	全連続燃焼式 流動床炉	全連続燃焼式 ストーカ炉	回転式 破砕機	准連続燃焼式 流動床炉	回転式 破砕機

出典:「新ごみ処理施設整備基本構想」(平成29年3月 福井市)をもとに作成



出典:「新ごみ処理施設整備基本構想」(平成29年3月 福井市)

図 3.5-2 既存施設位置図



4. 事業実施想定区域及びその周囲の概況

4. 事業実施想定区域及びその周囲の概況

4.1 自然的状况

4.1.1 気象の状況

福井地方気象台(位置は図 4.1-3参照)における気象の状況 (10年平均値:平成20年~平成29年)は、表 4.1-1及び図 4.1-1に示すとおりである。

年平均気温は14.9℃で、日最高平均気温の最高が8月の32.2℃、日最低平均気温の最低が1月の0.2℃となっている。

年間降水量は2,393.3mmで、12月が357.0mmと最も多く、5月が128.5mmと最も少ない。

年平均風速は2.7m/秒で、春(3~5月) に2.9~3.0m/秒以上と強く、他の月は2.6~2.7m/ 秒となっている。年間最多風向は、南となっている。

平成29年の風況の状況は図 4.1-2に示すとおりであり、年平均風速は2.7m/秒となっている。 また、南系の風が卓越しており、次いで北系の風が多い。

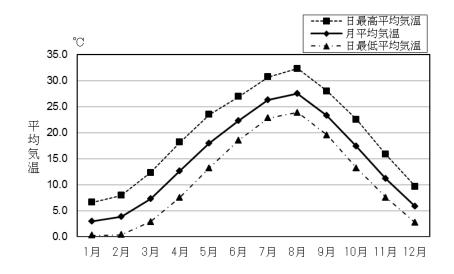
_	2 273.77.00													
項目	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
気	平 均	2. 9	3.6	7. 3	12.8	18. 2	22. 2	26. 7	27.5	23. 0	17.4	11. 2	5. 6	14. 9
温	日最高平均	6. 5	7.6	12.3	18. 4	23.7	26. 9	31.3	32.2	27.8	22.4	15.8	9. 4	19. 5
(\mathcal{C})	日最低平均	0.2	0.3	2. 9	7. 7	13.4	18. 4	23. 1	23.9	19. 2	13.3	7. 5	2.5	11.0
平均	降水量(mm)	275. 5	167. 6	163. 5	145. 6	128. 5	126. 7	214. 6	183. 1	236. 5	174. 0	221.0	357. 0	2, 393. 3
平均	風速(m/秒)	2. 6	2.7	2. 9	3. 2	3. 1	2.6	2. 7	2. 6	2.6	2.6	2.6	2. 7	2. 7
昻	是多風向	南	南南西	南	南	南南西	祖	南	南	岩型	岩	南南西	南南西南	南

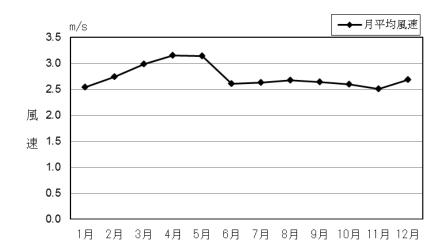
表 4.1-1 気象の状況

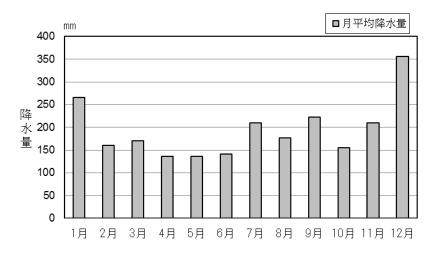
※:値は福井地方気象台における平成20年~平成29年の10年間の平均値(風向は最多出現風向)。

なお、降水量の年の値については、年間の降水量の合計の平均値。

出典:「過去の気象データ・ダウンロード」(気象庁ホームページ)をもとに作成

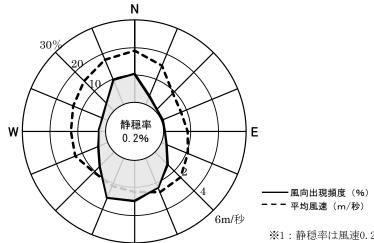






注:値は福井地方気象台における平成20年~平成29年の10年間の平均値 出典:「過去の気象データ・ダウンロード」(気象庁ホームページ)

図 4.1-1 気象の状況



※1:静穏率は風速0.2m/秒以下※2:年平均風速:2.7m/秒

※3: 平成29年1月1日~12月31日の時間別

風向・風速から算出。

出典:「過去の気象データ・ダウンロード」

(気象庁ホームページ)

図 4.1-2 風況の状況(福井地方気象台:平成29年)

S

4.1.2 大気環境の状況

(1) 大気質の状況

1) 大気汚染常時監視測定局の位置及び測定項目

事業実施想定区域及びその周囲の大気汚染常時監視測定局の位置は図 4.1-3に、各測定局における測定項目は、表 4.1-2に示すとおりである。

最寄りの測定局は吉野測定局であり事業実施想定区域から南東約1.0kmの距離に位置 している。

表 4.1-2 事業実施想定区域及びその周囲における大気汚染常時監視測定局及び測定項目

種別※2	番号**1	所在市町	測定局	用途 地域 *3	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊 粒子状 物質	微小 粒子状 物質	一酸化 炭素	光化学 オキシ ダント	非メタ ン炭化 水素	塩化水素	ダイ オキ シ 類
. 前几 巴.	1	福井市	福井	住	0	0	0	0		0	0		0
一般局	2	伸升川	センター	未		0	0			0			
自排局	3	福井市	自排福井	未		0	0	0	0		0		
bil velove b	4	福井市	岡保	未	0	0	0					0	0
クリーンセンター 監視局	5	永平寺町	吉野	未	0	0	0					0	
血况问	6		松岡	未	0	0	0					0	

※1:表中の番号は、図4.1-3の番号と対応する。

※2:一般局:一般環境大気測定局 自排局:自動車排出ガス測定局 クリーンセンター監視局:福井市クリーンセンター監視局(以下、省略) ※3:住:第1種、第2種低層住居専用地域、第1種、第2種中高層住居専用地域、第1種、第2種住居地域及び準住居地域に該当する地域。

未:未指定地域及び無指定地域。

出典1:「福井県大気汚染情報」(福井県ホームページ)

出典2:「平成28年度ダイオキシン類調査結果について」(福井県ホームページ)

出典3:「ふくいの環境(平成29年度版)」(福井市ホームページ)

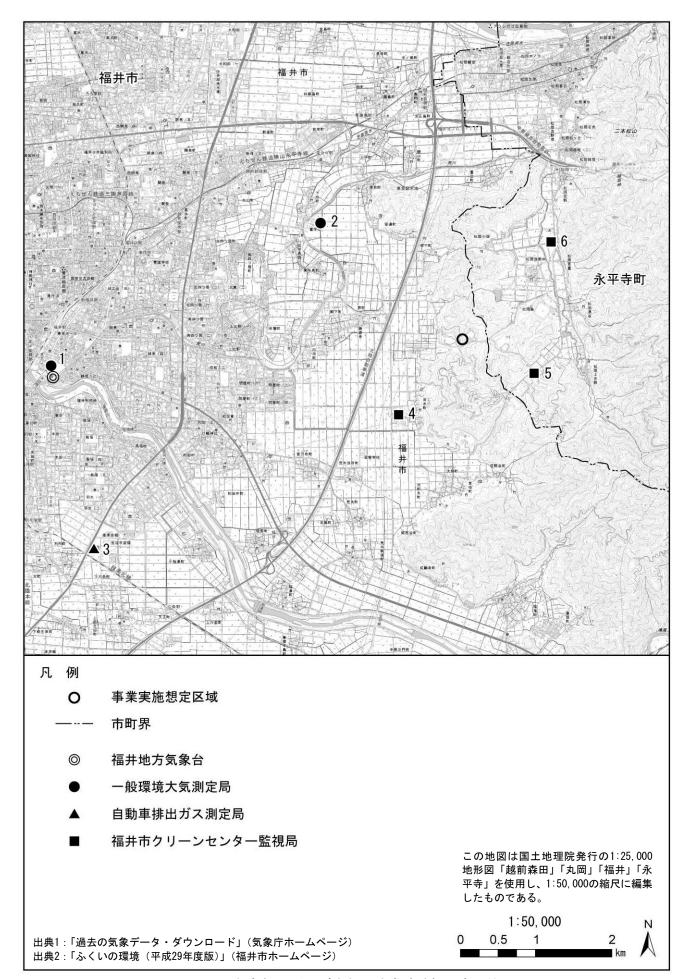


図 4.1-3 気象観測所及び大気汚染常時監視測定局位置図

2) 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、一般局1局、クリーンセンター監視局3局で測定されている。

平成28年度の測定結果は表 4.1-3に示すとおりであり、各測定局の年平均値は0.000 ~0.002ppmの範囲にある。また、測定結果は、短期的評価、長期的評価ともにすべての 測定局で環境基準を達成している。

平成24年度~平成28年度の年平均値の経年変化は表 4.1-4及び図 4.1-4に示すとおり であり、各局とも横ばい傾向である。

短期的評価※2 長期的評価※2 1日平均値が 1日平均值 環境 0.04ppmを 環境 1時間値が 1日平均值 年平均值 番号 が0.04ppm 基準 超えた日が 基準 所在市町 の2%除外 種別 測定局 0.1ppmを超 を超えた日 達成 2日以上 達成 えた時間数 値 数 状況 連続したこ 状況 **%**3 との有無 **※**3 (時間) (日) (有・無) (ppm) (ppm) 福井市 0.000 一般局 1 福井 0 0 0.001 無 \bigcirc クリーン 福井市 4 岡保 0.0020 0 \bigcirc 0.004無 \bigcirc センター 吉野 0.002 0 \bigcirc \bigcirc 5 0 0.004 永平寺町 監視局 6 松岡 0.002 0 0 0.004 \bigcirc

表 4.1-3 二酸化硫黄の測定結果(平成28年度)

※1:表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

※2:環境基準の達成状況の評価:

・短期的評価:1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

・長期的評価:1年間の1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以 上連続しないこと。

※3:表中の「環境基準達成状況」の欄で、○:達成 ×:非達成 を示す。

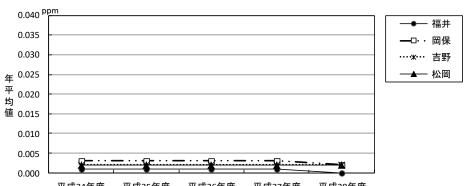
出典:「福井県大気汚染情報」(福井県ホームページ)

表 4.1-4 二酸化硫黄の経年変化(平成24年度~平成28年度)

4 4 D.I.	種別 所在市町		油亭日		4	年平均値(ppm)		
但万川	別任中町	番号**	測定局	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般局	福井市	1	福井	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000
the land the	福井市	4	岡保	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
クリーンセンター 監視局	1. W + m	5	吉野	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
监怳问	永平寺町	6	松岡	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002

※:表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

出典:「福井県大気汚染情報」(福井県ホームページ)



平成28年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度

図 4.1-4 二酸化硫黄の経年変化(平成24年度~平成28年度)

3) 二酸化窒素

二酸化窒素は、一般局2局、自排局1局、クリーンセンター監視局3局で測定されている。 平成28年度の測定結果は表 4.1-5に示すとおりであり、各測定局の年平均値は一般局 では0.006~0.007ppmの範囲、自排局では0.015ppm、クリーンセンター監視局では0.002 ~0.005ppmの範囲にある。また、測定結果は、長期的評価についてすべての測定局で環 境基準を達成している。

平成24年度~平成28年度の年平均値の経年変化は表 4.1-6及び図 4.1-5に示すとおり であり、概ね減少傾向である。

					10344	1日平均値が	1 PH PH /-	長期的評	価※2
種別	所在 市町	番号※1	測定局	年平均値	1日平均値が 0.06ppmを 超えた日数	0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数	1時間値 の 最高値	1日平均 値の年間 98%値	環境 基準 達成
				(ppm)	(日)	(日)	(ppm)	(ppm)	状況 ※3
6ா.⊟	垣井士	1	福井	0.006	0	0	0.042	0.015	0
一般局	福井市	2	センター	0.007	0	0	0.043	0.017	0
自排局	福井市	3	自排福井	0.015	0	0	0.067	0.031	0
クリーン	福井市	4	岡保	0.005	0	0	0.032	0.013	0
センター	永平	5	吉野	0.002	0	0	0.024	0.005	0
監視局	寺町	6	松岡	0.003	0	0	0.022	0.006	0

表 4.1-5 二酸化窒素の測定結果(平成28年度)

※1:表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

※2:環境基準の達成状況の評価:1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。

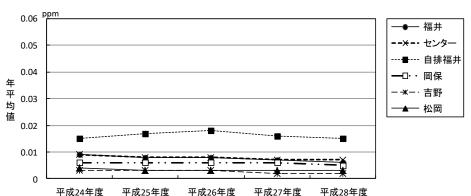
※3:表中の「環境基準達成状況」の欄で、○:達成 ×:非達成 を示す。

出典:「福井県大気汚染情報」(福井県ホームページ)

表 4.1-6 二酸化窒素の経年変化(平成24年度~平成28年度)

4 4 Dil	武士士町	番号※	测点日		4	年平均値(ppm)		
種別	所在市町	番号**	測定局	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ர்.⊓. ⊏	垣 # 士	1	福井	0.009	0.008	0.008	0.007	0.006
一般局	福井市	2	センター	0.009	0.008	0.008	0.007	0.007
自排局	福井市	3	自排福井	0.015	0.017	0.018	0.016	0.015
h 11) (b) (h	福井市	4	岡保	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005
クリーンセンター 監視局	永平寺町	5	吉野	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
血化川	水平寸町	6	松岡	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003

※:表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。 出典:「福井県大気汚染情報」(福井県ホームページ)



平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度

出典:「福井県大気汚染情報」(福井県ホームページ)

図 4.1-5 二酸化窒素の経年変化(平成24年度~平成28年度)

4) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、一般局2局、自排局1局、クリーンセンター監視局3局で測定されている。

平成28年度の測定結果は表 4.1-7に示すとおりであり、各測定局の年平均値は一般局では $0.016\sim0.019~mg/m^3$ の範囲、自排局では $0.016~mg/m^3$ 、クリーンセンター監視局では $0.012\sim0.014~mg/m^3$ の範囲にある。また、測定結果は、短期的評価、長期的評価ともすべての測定局で環境基準を達成している。

平成24年度~平成28年度の年平均値の経年変化は表 4.1-8及び図 4.1-6に示すとおりであり、概ね減少傾向である。

					短期]的評価※2		長	期的評価※2	
種別	所在市町 番号		測定局	年平均値	1時間値が 0.20mg/m³ を超えた 時間数合	1日平均値 が0.10mg/m³ を超えた 日数	環準達成況※3	1日平均値 の2%除外 値	1日平均値が 0.10mg/m³を 超えた日が 2日以上連続し たことの有無	環境基準成 状%3
				(mg/m^3)	(目)	(目)		(mg/m^3)	(有・無)	,,,-
6ு. ⊏	垣井士	1	福井	0. 019	0	0	0	0.038	無	0
一般局	福井市	2	センター	0.016	0	0	0	0.040	無	0
自排局	福井市	3	自排福井	0.016	0	0	0	0.037	無	0
सं स्कार विस	福井市	4	岡保	0.014	0	0	0	0.034	無	0
クリーンセンター	シマキ町	5	吉野	0.012	0	0	0	0.030	無	0
監視局	永平寺町	6	松岡	0.012	0	0	0	0.031	無	0

表 4.1-7 浮遊粒子状物質の測定結果(平成28年度)

※1:表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

※2:環境基準の達成状況の評価:

- ・短期的評価:1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。
- ・長期的評価:1年間の1日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超える日が2 日以上連続しないこと。

※3:表中の「環境基準達成状況」の欄で、○:達成 ×:非達成 を示す。

出典:「福井県大気汚染情報」(福井県ホームページ)

表 4.1-8 浮遊粒子状物質の経年変化(平成24年度~平成28年度)

4£01	記女士町	亚口※	测点日		年	E平均值(mg/m	3)					
種別	所在市町	番号**	測定局	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				
க்ு ⊏	57.4.4.4.	1	福井	0.019	0.021	0.020	0.019	0.019				
一般局	福井市	2	センター	0.020	0.021	0.018	0.018	0.016				
自排局	福井市	3	自排福井	0.019	0.020	0.017	0.017	0.016				
מ, ובני וומ	福井市	4	岡保	0.017	0.017	0.016	0.014	0.014				
クリーンセンター 監視局	シマキ町	5	吉野	0.016	0.017	0.016	0.014	0.012				
血怳何	永平寺町	6	松岡	0.015	0.015	0.014	0.014	0.012				

※:表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

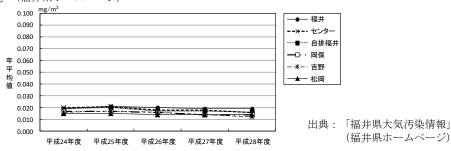


図 4.1-6 浮遊粒子状物質の経年変化(平成24年度~平成28年度)

5) 微小粒子状物質

微小粒子状物質は、一般局1局、自排局1局で測定されている。

平成28年度の測定結果は表 4.1-9に示すとおりであり、年平均値は一般局では $12.0 \mu g/m^3$ 、自排局では $14.6 \mu g/m^3$ となっている。また、測定結果は、短期的基準、長期的基準とも両測定局で環境基準を達成している。

平成24年度~平成28年度の年平均値の経年変化は表 4.1-10及び図 4.1-7に示すとおりであり、一般局では減少傾向であるが、自排局では増加後28年度に減少している。

短期基準※2 長期基準※2 1日平均 日平均値の 環境 環境 値が35 年平均値 年間98パー 年平 基準 基準 種別 所在市町 番号※1 測定局 μ g/m³ センタイル 均值 達成 達成 を超え 値 状況 状況 た日数 Ж3

 $(\mu g/m^3)$

29.9

30.7

(日)

2

3

 \bigcirc

 $(\mu g/m^3)$

12.0

14.6

 \bigcirc

 \bigcirc

表 4.1-9 微小粒子状物質の測定結果(平成28年度)

 $(\mu g/m^3)$

12.0

14.6

※1:表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

※2:環境基準の達成状況の評価:

福井市

福井市

一般局

自排局

・短期基準:1日平均値の年間98パーセンタイル値が35µg/m³以下であること。

・長期基準:1年平均値が15µg/m³以下であること。

※3:表中の「環境基準達成状況」の欄で、○:達成 ×:非達成 を示す。

環境基準との比較は、標準測定法との等価性を有する自動測定器で測定され、かつ、有効測定日数が250

日以上の測定局で行う。なお、2測定局とも等価性を有している。

福井

自排福井

出典:「福井県大気汚染情報」(福井県ホームページ)

表 4.1-10 微小粒子状物質の経年変化(平成24年度~平成28年度)

⊈£⊓il	所在市町	所在市町	亚口※1	加力日		年	E平均值(μg/m³	3)	
種別		番号※1	測定局	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
一般局	福井市	1	福井	14.8	16.5	15.6	14. 0	12.0	
自排局	福井市	3	自排福井※2	_	14.0	15. 5	16. 0	14.6	

※1:表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

※2: 自排福井測定局は平成25年度から測定。

 $_{18} \mu_{g/m^3}$ -●-- 福井 16 ---- 自排福井 14 環境基準 15µg/m³ 12 10 均 8 6 4 2 0 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度

出典:「福井県大気汚染情報」(福井県ホームページ)

図 4.1-7 微小粒子状物質の経年変化(平成24年度~平成28年度)

6) 一酸化炭素

一酸化炭素は、自排局1局で測定されている。

平成28年度の測定結果は表 4.1-11に示すとおりであり、年平均値は0.2ppmとなっている。また、測定結果は、長期的評価、短期的評価とも環境基準を達成している。

平成24年度~平成28年度の年平均値の経年変化は表 4.1-12及び図 4.1-8に示すとおりであり、横ばい傾向である。

表 4.1-11 一酸化炭素の測定結果(平成28年度)

					短期	引的評価※2		長期的評価※2			
種別	所在市町	番号**1	測定局	年平均値	8時間値が 20ppmを超 えた回数	1日半均恒 が10nnmを	環境 基 成 况 ※3		超えた日が 2日以上	環境	
				(ppm)	(回)	(日)		(ppm)	(有・無)		
自排局	福井市	3	自排福井	0.2	0	0	0	0.4	無	0	

※1:表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

※2:環境基準の達成状況の評価:

・短期的評価:1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値が20ppm以下であること。

・長期的評価:1年間の1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連

続しないこと。

※3:表中の「環境基準達成状況」の欄で、○:達成 ×:非達成 を示す。

出典:「福井県大気汚染情報」(福井県ホームページ)

表 4.1-12 一酸化炭素の経年変化(平成24年度~平成28年度)

4 4 D ()	最大士町	番号**	测点日		4	年平均値(ppm)		
種別	所在市町	留亏"	測定局	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
自排局	福井市	3	自排福井	0.3	0.3	0. 3	0.3	0.2

※:表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

出典:「福井県大気汚染情報」(福井県ホームページ)

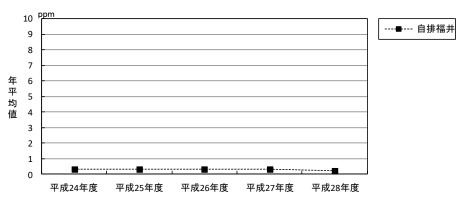


図 4.1-8 一酸化炭素の経年変化(平成24年度~平成28年度)

7) 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、一般局2局で測定されている。

平成28年度の測定結果は表 4.1-13に示すとおりであり、年平均値は両測定局とも 0.035ppmとなっている。また、測定結果は、両測定局とも短期的評価では環境基準を達成していない。

平成24年度~平成28年度の年平均値の経年変化は表 4.1-14及び図 4.1-9に示すとおりであり、両測定局ともほぼ横ばい傾向である。

なお、光化学オキシダントについて環境基準の達成状況が低いのは、当該地域の特性 ではなく全国的な傾向である。

表 4.1-13 光化学オキシダントの測定結果(平成28年度)

種別	所在 市町	番号※1	測定局	昼間の 1時間値 の年平 均値	短期的評価 ^{※2} 昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた時間数 及び日数		環境 基準 達成	基準 なった時間数及び		昼間の 1時間 値の 最高値
				(ppm)	(時間)	(目)	状況 ※3	(時間)	(目)	(ppm)
άл. ⊏	妇士	1	福井	0.035	333	54	×	0	0	0.094
一般局	福井	2	センター	0.035	359	60	×	0	0	0.098

※1:表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

※2:環境基準の達成状況の評価:昼間(5時~20時)の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であること。

※3:表中の「環境基準達成状況」の欄で、○:達成 ×:非達成 を示す。

出典:「福井県大気汚染情報」(福井県ホームページ)

表 4.1-14 光化学オキシダントの経年変化(平成24年度~平成28年度)

4 4 Dil	武士士町	番号※	测点日	昼間の1時間値の年平均値(ppm)					
種別	所在市町	留亏"	測定局	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
6ா. ⊏	福井市	1	福井	0.034	0.034	0.036	0.035	0.035	
一般局	油光川	2	センター	0.036	0.035	0.035	0.035	0.035	

※:表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

出典:「福井県大気汚染情報」(福井県ホームページ)

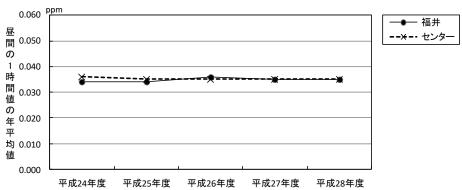


図 4.1-9 光化学オキシダントの経年変化 (平成24年度~平成28年度)

8) 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素は、一般局1局、自排局1局で測定されている。

平成28年度の測定結果は表 4.1-15に示すとおりであり、年平均値は0.08~0.09ppmの 範囲にある。また、測定結果は、指針との比較では一般局では指針を下回っているが、 自排局で指針を上回っている。

平成24年度~平成28年度の年平均値の経年変化は表 4.1-16及び図 4.1-10に示すとおりであり、両測定局ともほぼ横ばい傾向である。

表 4.1-15 非メタン炭化水素の測定結果(平成28年度)

種別	所在 市町	番号**1	測定局	年平均値	午前6~9時 における 年平均値	午前6~9時 3時間平均値が 0.20ppmCを超 えた日数		指針 との 比較 ※2,3
				(ppmC)	(ppmC)	(目)	(目)	
一般局	福井市	1	福井	0.08	0.09	5	0	0
自排局	福井市	3	自排福井	0.09	0.11	18	1	×

※1:表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

※2:表中の「指針との比較」の欄で、○:達成 ×:非達成 を示す。

指針は、「光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」(昭和51年8月17日 環大企220号通知)。

※3:指針との比較:オキシダントの日最高1時間値の0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。

出典:「福井県大気汚染情報」(福井県ホームページ)

表 4.1-16 非メタン炭化水素の経年変化(平成24年度~平成28年度)

4 4 01	武士士町	番号※	测心口	年平均値(ppmC)						
種別	所在市町	留亏"	測定局	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
一般局	福井市	1	福井	0.09	0.09	0.09	0.09	0.08		
自排局	福井市	3	自排福井	0.08	0.09	0.08	0.09	0.09		

※:表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。 出典:「福井県大気汚染情報」(福井県ホームページ)

0.20 ppmC

0.15

年
平
切 0.10
値

0.05

平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度

図 4.1-10 非メタン炭化水素の経年変化 (平成24年度~平成28年度)

9) 塩化水素

塩化水素は、クリーンセンター監視局3局で測定されている。

平成28年度の測定結果は表 4.1-17に示すとおりであり、年平均値は0.000となっている。また、測定結果は、すべての測定局で目標環境濃度を下回っている。

平成24年度~平成28年度の年平均値の経年変化は表 4.1-18及び図 4.1-11に示すとおりであり、各測定局ともほぼ横ばい傾向である。

表 4.1-17 塩化水素の測定結果(平成28年度)

種別	所在市町	番号※1	測定局	年平均値	1時間値の最 高値	1日平均値の最 高値	1時間値が 0.02ppmを超え た時間数	後の	
				(ppm)	(ppm)	(ppm)	(時間)	比較 ※2,3	
クリーン	福井市	4	岡保	0.000	0.010	0.002	0	0	
センター	3. 亚土町	5	吉野	0.000	0.011	0.002	0	0	
監視局	永平寺町	6	松岡	0.000	0.015	0.003	0	0	

※1:表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

※2:表中の「目標環境濃度との比較」の欄で、○:達成 ×:非達成 を示す。

目標環境濃度は、環境庁大気保全局長通達(昭和52年6月16日 環大規第136号)による。

※3:目標環境濃度は排出口の塩化水素濃度の規制基準を定めた際に用いられた値 (0.02ppm)。

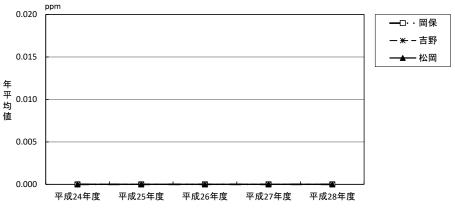
出典:福井県資料

表 4.1-18 塩化水素の経年変化(平成24年度~平成28年度)

種別	ボケ士町	番号※	測定局		年平均値(ppm)						
作里方门	所在市町	留万~		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
h 11) , la) , h	福井市	4	岡保	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000			
クリーンセンター	1. 立土町	5	吉野	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000			
監視局	永平寺町	6	松岡	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000			

※:表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

出典:福井県資料



出典:福井県資料

図 4.1-11 塩化水素の経年変化(平成24年度~平成28年度)

10) ダイオキシン類

大気中のダイオキシン類は、平成28年度には福井県内の一般地域4地点、廃棄物焼却施 設周辺5地点で測定されている。事業実施想定区域及びその周囲では豊島東公園内を対象 に福井測定局でダイオキシン類が測定されている。

測定結果は表 4.1-19に示すとおりであり、0.022~0.037pg-TEQ/m³の範囲にあり、環境基準を下回っている。

平成24年度~平成28年度の年平均値の経年変化は表 4.1-20及び図 4.1-12に示すとおりであり、各測定局においていずれの年度も環境基準を下回っている。

表 4.1-19 ダイオキシン類の測定結果(平成28年度)

測定地点名	採取日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/m³)	対象施設等
	平成28年5月25日~6月1日	0.022	
福井市豊島	平成28年8月25日~9月1日	0.022	
(大気汚染常時監視	中常時監視 平成28年11月9日~11月16日 0.037		定点 (豊島東公園内)
測定局 福井局)	平成29年2月7日~2月14日	0.033	
	年 平 均 値	0.029	
	環境基準	0.6	_

※:福井局の位置は、図 4.1-3に示す。

出典:「平成28年度ダイオキシン類調査結果について」(福井県ホームページ)

表 4.1-20 ダイオキシン類の経年変化(平成24年度~平成28年度)

任山	武士士町	番号**	加宁日	年平均値(pg-TEQ/m³)					
種別	所在市町	番亏"	測定局	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
一般局	福井市	1	福井	0.031	0.027	0.032	0. 026	0.029	
クリーンセンター 監視局	福井市	4	岡保	ı	1	I	0.020	_	

※:表中の番号は、図 4.1-3の番号と対応する。

出典:「平成24年度~平成28年度ダイオキシン類調査結果について」(福井県ホームページ)

pg-TEQ/m³ 0.20 ━ー福井 □ 岡保 0.15 年 17 均 0.10 値 0.05 0.00 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度

図 4.1-12 ダイオキシン類の経年変化(平成24年度~平成28年度)

(2) 騒音の状況

1) 環境騒音

福井市では平成28年度に環境騒音の調査を行っているが、事業実施想定区域及びその 周囲では行われていない。また、永平寺町では環境騒音の調査は行われていない。

なお、福井市内の2地点で測定された結果は、表 4.1-21に示すとおりであり、2地点とも昼間及び夜間の時間帯とも環境基準に適合している。

表 4.1-21 一般地域の騒音調査結果(平成28年度)

番号	測定地点	測定日	用途地域 の区分	地域の 類型	時間帯**	測定結果 (デンジレ)	環境基準(デンベル)	評価
1	西学園1丁目701	11月1日	第一種低層	Δ	昼間	42	55	適合
1	西学園公園	~11月2日	住居専用地域	Α	夜間	37	45	適合
2	和田東2丁目301	11月11日	準工業地域	(昼間	46	60	適合
	和田東公園	~11月2日	平 上 耒 地	С	夜間	43	50	適合

※:昼間の時間区分は6:00~22:00、夜間の時間区分は22:00~6:00である。

出典:「ふくいの環境(平成29年度版)」(福井市ホームページ)

2) 道路交通騒音

自動車騒音に係る環境基準の評価は、平成28年度には福井市では39区間、永平寺町では2区間で行われている。事業実施想定区域及びその周囲には23区間があり、その位置は図 4.1-13に示すとおりである。

調査結果は表 4.1-22に示すとおりであり、4区間で昼間及び夜間、1区間で夜間に環境 基準を超過する区間があるが、その他の18区間では昼間・夜間とも達成率は100%となっ ている。

(3) 振動の状況

福井市及び永平寺町では振動に係る調査の報告はない。

(4) 悪臭の状況

福井市及び永平寺町では悪臭に係る調査の報告はない。

表 4.1-22 自動車騒音調査結果(平成28年度)

番号**1	路線名	評価区間	評価対象 住居等戸数	環境基準 超過戸数	環境基準 達成率
田ク			(戸)	(戸)	(%)
(<u>1</u>)	北陸自動車道	福井市北野上町	1	0	100
Œ.	11任日朔平坦	~中ノ郷町	1	0	100
2	北陸自動車道	福井市中ノ郷町	6	0	100
٧	和性日 数平地	~重立町	0	0	100
(3)	北陸自動車道	福井市坂下町	3	0	100
•		~坂下町	0	0	100
4	北陸自動車道	福井市寮町	1	0	100
		~寮町		0	100
(5)	北陸自動車道	福井市荒木別所町	2	0	100
		~荒木新保町		0	100
6	北陸自動車道	福井市荒木新保町	1	0	100
		~栂野町		0	100
7	北陸自動車道	福井市上六条町	1	0	100
		~上六条町		0	100 100
8	北陸自動車道	福井市上六条町 ~上六条町	1	0	100
		福井市上六条町		0	100
9	北陸自動車道	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	4	0	100
		福井市上莇生田町		0	100
10	北陸自動車道	~上莇生田町	2	0	100
		福井市新保町		22	95. 5
(1)	一般国道8号	~和田	485	109	77. 5
_		福井市和田2丁目		0	100
12	一般国道158号	~稲津町	171	0	100
		福井市二の宮5丁目		3	99. 2
13	一般国道416号	~二の宮2丁目	376	1	99. 7
	主要地方道	福井市和田2丁目	221	2	99. 7
14)	福井加賀線	~中央1丁目	624	1	99.8
		福井市大手3丁目	0.0	0	100
15)	福井停車場線	~大手3丁目	32	0	100
10	p 长 W 四 位	福井市舟橋町	404	0	100
16	舟橋松岡線	~中ノ郷町	404	0	100
(17)	吉野福井線	福井市坂下町	979	0	100
W	百野領升隊	~米松1丁目	273	0	100
10	淵上志比口線	福井市勝見3丁目	E20	0	100
(18)	/加上心儿口脉	~志比口1丁目	530	0	100
(19)	東郷福井線	福井市稲津町	102	0	100
πŋ		~下馬2丁目	102	0	100
20)	福井停車場	福井市城東1丁目	152	0	100
•	勝見線	~勝見2丁目	102	0	100
(21)	勝見稲津線	福井市勝見2丁目	111	0	100
-9		~勝見3丁目	111	0	100
(22)	勝見稲津線	福井市勝見3丁目	169	7	95. 9
9	104 \ \alpha \ 110 \ \text{110 \ \ \text{110 \ \text{110 \ \text{110 \ \text{110 \ \ \text{110 \ \ \text{110 \ \ \text{110 \ \text{110 \ \text{110 \ \ \text{110 \ \text{110 \ \text{110 \ \text{110 \ \ \text{110 \ \te	~稲津町	100	8	95. 3
23	市道松岡菅谷線	福井市松本3丁目	771	0	100
		~花月4丁目 ^{を成率の上段は昼間 (6:00~22:0}		1	99. 9

※:環境基準超過戸数及び環境基準達成率の上段は昼間 (6:00~22:00)、下段は夜間 (22:00~6:00) の結果を示している。 出典:「環境GIS 自動車騒音の常時監視結果」 (国立環境研究所ホームページ)



図 4.1-13 自動車騒音測定地点及び評価区間位置図

4.1.3 水象の状況

(1) 河川の状況

事業実施想定区域及びその周囲における河川の概要は表 4.1-23に、位置は図 4.1-14に示すとおりである。

事業実施想定区域は一級河川荒川の流域に含まれ、河川水は一級河川足羽川、一級河川 日野川を経て、最終的に一級河川九頭竜川に流入する。

表 4.1-23 河川の状況

水系名	河川名	河川種別	管理	流路延長
	九頭竜川	一級河川	国	111.4km
4 商 李 川	日野川の一部**	一級河川	国、県	65. 5km
九頭竜川	足羽川	一級河川	県	57.0km
	荒川	一級河川	県	14.0km

※:日野川は図 4.1-14の範囲外に位置する。 出典1:「福井県統計年鑑」(福井県ホームページ) 出典2:「福井市内の河川について」(福井市ホームページ)

(2) 湖沼、海域の状況

事業実施想定区域及びその周囲には湖沼、海域は分布していない。

(3) 地下水の状況

事業実施想定区域及びその周囲には表 4.1-24及び図 4.1-14に示す湧水が分布している。

表 4.1-24 事業実施想定区域及びその周囲における湧水の状況

番号※	名称	所在地	概要等
1	新保町邑の 北伏流水	福井市新保	伏流水はきれいで冷たく豊富である。 丸山水源の歴史を知る上で、価値のある場所。
2	岡の泉	福井市次郎丸町	太古の昔から湧き出ている清水は、年中水量・水温が変らず、周辺は夏は涼しく冬は湯気がたちこめている。 朝倉時代には岡西光寺や吉備神社の聖水として使われ、地区の農業では一町歩の稲を育てたり、農民の憩の場として活用されている。 現在は、県内各地からまろやかな水を求めて水汲みにくる人達でにぎわっている。
3	亭(ちん)の 水	福井市高尾町	薬師神社の湧水。市内でも有名な名水の一つ。 約2,000年前からあったが、戦国時代、朝倉孝景に招かれた谷野一柏 という明で医学を修めた医者が、眼病に効く水として用いた。 現在は万病に効く水として重宝されている。 夏季には6坪ほどの泉ができるという。 現地までは看板も設置されており、観光等にも配慮されている。 また、町内の生活用水として活用されている。 また、近辺には谷(ダニ)の霊泉もある。 その湧水は、今まで涸れたことがなく、水辺に虫やヤモリ等も棲ん でいる、2m程のちょっとした素敵な水辺(泉)である。 (一部、省略)

※:番号は図 4.1-14に対応する。

出典1:「福井県の代表的な湧水」(環境省ホームページ)

出典2:「大切にしたい水と緑の憩いマップ福井」(福井市環境パートナーシップ会議ホームページ)



図 4.1-14 河川、湧水及び水質測定地点位置図

4.1.4 水環境の状況

(1) 水質の状況

1) 河川水質

事業実施想定区域及びその周囲の河川における水質の測定地点は、図 4.1-14に示したとおりであり、荒川の2地点で実施されている。

平成28年度の測定結果は、表 4.1-25に示すとおりである。

一般項目は地点1 (東今泉橋) で大腸菌群数が環境基準を超過しているものの、その 他の項目はすべて環境基準を満足している。

また、健康項目は2地点とも環境基準を満足しており、ダイオキシン類についても環境 基準を満足している。

表 4.1-25 公共用水域の水質測定結果(平成28年度)

接接機位 1 東今線性 1 日本の		<u> </u>	-20 ZF									
講義地点		河川名称								環境基準		
大水質類 大水質類 大水の				+ ^ + 15	荒	<u>اال</u>	0 1 88					
財 日 平均 炭が~凝大 m/x² 平均 炭が~凝大 m/x² 6.5以上 7.4~12 0/12 6.5以上 7.4~12 0/12 5.5以上 7.4~12 0/12 5.5以上 7.5以上 5.5以上 5.5以上 </td <td></td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ъ</td>									ъ			
PH 7.6 7.4~8.0 0/12 7.6 7.4~8.0 0/12 8.5以下 8.5以下 8.5以下 7.5以下		14 3031-			/ ¾	77 1/1		/ ¾		В		
Pi		<u> </u>	平均			平均				6 5DLF		
R		рН	7.6	7.4~8.0	0/12	7. 6	7.4~8.0	0/12				
Yes COD (mg/L) 2.5 1.4~3.9 -/12 2.9 1.4~4.6 -/12 - - -	_	DO(mg/L)	10	8.7~12	0/12	9. 7	7.4~12	0/12	7.5以上	5以上		
日 S S (mg/L) 6 (1)~17 0/12 6 (1)~17 0/12 10 17 0/12 25以下 5,000	般	$\mathrm{B} \ \mathrm{O} \ \mathrm{D} \ (\mathrm{mg/L})$	1.0(1.1)**	0.5~1.5	0/12	0.9(1.0)**	0.5~1.4	0/12	2以下	3以下		
大腸菌群数 (PN/100ml) 1.1×10 ¹ 4.9×10 ¹ ~ 1.7×10 ¹ 1.7×10 ¹ 1.0×10 ¹ 1.3×10 ¹ 1.2 以下 1.5000 以下 1.7×10 ¹ 1.2 以下 1.5×10 ¹ 以下 1.5×10 以下 1.5×1	項	COD(mg/L)	2. 5	1.4~3.9	-/12	2. 9	1.4~4.6	-/12	_	_		
大部国師歌(MP/109ml)	目	S S (mg/L)	6		0/12	6		0/12				
### A T N F 3 P A (mg/L)		大腸菌群数(MPN/100ml)	1.1×10^4		2/2	9. 0×10^3		1/2				
会シアン(mg/L)		カドミウム(mg/L)	_	_	_	<0.001		0/2				
鈴(mg/L)		=	_	_	_	<0.1	~<0.1	0/2				
大価クロム (mg/L)			_	_	_	<0.002	~<0.002	0/2	0. 01	以下		
総水銀(mg/L)			-	_	_	<0.02	~<0.02	0/2	0.05	以下		
ジクロロメタン(mg/L)		砒素(mg/L)	-	_	_	<0.005	~<0.005	0/2	0.01	以下		
四塩化炭素(ng/L)		総水銀(mg/L)	_	_	_	<0.0005	~<0.0005	0/2	0.000	5以下		
1,2-ジクロロエタン(mg/L) -		ジクロロメタン(mg/L)	_	_	_	<0.002	~<0.002	0/2	0. 02	以下		
1,1-ジクロロエチレン(mg/L)		四塩化炭素(mg/L)	_	_	_	<0.0002	~<0.0002	0/2	0. 002	2以下		
シス-1、2・ジクロロエチン (mg/L)		1,2-ジクロロエタン(mg/L)	1		_	<0.0004	~<0.0004	0/2	0.004	以下		
1、1、1・トリクロロエタン(mg/L)		1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	-		_	<0.002	~<0.002	0/2	0.1	以下		
#		シス-1, 2-ジクロロエチレン(mg/L)	_	_	_	<0.004	~<0.004	0/2	0.04	以下		
展 1,2 トリクロロエダン(mg/L)	<i>l</i> 7=1+	1, 1, 1-トリクロロエタン(mg/L)	_	_	_	<0.0005	~<0.0005	0/2	1以	下		
項目		1, 1, 2-トリクロロエタン(mg/L)	_	_	_	<0.0006	~<0.0006	0/2	0.006	5以下		
日 デトラクロロエチレン(mg/L) へのの005 ~〈0、0005 ~〈0、0005 ~〈0、0005 ~〈0、0005 ~〈0、0005 ~〈0、0005 ~〈0、0005 ~〈0、0005 ~〈0、0005 ~〈0、0005 ~〈0、0005 ~〈0、0005 ~〈0、0002 ~〈0、0002 ~〈0、0002 ~〈0、0006 ~〈0、0006 ~〈0、0006 ~〈0、0006 ~〈0、0006 ~〈0、0006 ~〈0、0006 ~〈0、0006 ~〈0、0003 ~〈0、0003 ~〈0、0003 ~〈0、0003 ~〈0、0003 ~〈0、0003 ~〈0、0003 ~〈0、0003 ~〈0、0003 ~〈0、0003 ~〈0、0002 ~〈0、002 ~〈0 ~ 0 ~ 0 ~ 0 ~ 0 ~ 0 ~ 0 ~ 0 ~ 0 ~ 0		トリクロロエチレン(mg/L)	_		_	<0.001	~<0.001	0/2	0.01	以下		
1,3-ジクロロプロペン(mg/L)			_	_	_	<0.0005	~<0.0005	0/2	0.01	以下		
シマジン(CAT) (mg/L) - - へ0.0003 ~<0.0003		1,3-ジクロロプロペン(mg/L)	_	_	_			0/2				
チオベンカルブ (mg/L) - - (0.002 ~(0.001 0/2 0.02以下 ベンゼン (mg/L) - - (0.001 ~(0.001 0/2 0.01以下 セレン (mg/L) - - - (0.002 ~(0.002 0/2 0.01以下 ふっ素 (mg/L) - - - (0.1 ~(0.1 0/2 0.8以下 ほう素 (mg/L) - - - 0.03 <(0.02~0.03		チウラム(mg/L)	_		_		~<0.0006	0/2	0.006	3以下		
ペンゼン (mg/L)			_	_	_		~<0.0003					
セレン(mg/L) - - - (0.002) ~(0.002) 0/2 0.01以下 ふっ素(mg/L) - - - (0.1 ~(0.1 0/2 0.8以下 ほう素(mg/L) - - - 0.03 <0.02~0.03			_	_	_							
ふっ素(mg/L) - - - (0.1 ~(0.1 0/2 0.8以下 ほう素(mg/L) - - - 0.03 <0.02~0.03			_		_			-				
ほう素(ng/L)												
研験性窒素及び亜硝酸窒素(mg/L)												
(硝酸性窒素) (mg/L)			_	_								
(亜硝酸性窒素) (mg/L)			_	_					101	スト		
1,4-ジオキサン(mg/L)		_	_						_	_		
歴版 イプロベンホス (mg/L)									0.05	- -		
目 全マンガン(mg/L)	要											
目 全マンガン(mg/L)	監相	_							_			
全亜鉛(mg/L)	項	_										
カート・フェノール (mg/L)	П											
生 性 値鎖アルキルベンゼンスルホン酸(mg/L) 0.0016	水											
生 世頭がががくだうががる後(mg/L) - - 0.0016 0.0031 -/2 -/2 物 クロロホルム (mg/L) - - - <0.003												
保 フェノール (mg/L)			_	_	_	0.0016		-/2	_	-		
全 ホルムアルデヒド(mg/L) (0.01 ~<0.01 -/1 - 項 4-t-オクチルフェノール(mg/L) (0.00007 ~<0.00007 -/1 - 目 アニリン(mg/L) (0.002 ~<0.002 -/1 - 2,4-ジクロロフェノール(mg/L) (0.003 ~<0.0003 -/1 - ダイオキシン類(pg-TEQ/L) 0.086 0.086 0/1 1									-	_		
項 4-t-オクチルフェノール(mg/L)	保			_					-	-		
目 アニリン(mg/L) -	全			_					-	-		
2, 4-ジクロロフェノール(mg/L) - - - <0.0003	項								_	-		
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L) 0.086 0.086 0/1 1	目								_			
	2-11		_	_								
			——————————————————————————————————————		_	0.086	0. 086	0/1	-	L		

※1: m/nは、環境基準に適合しない検体数/総検体数。 ※2: BODの()内は75%値。 出典1:「ふくいの環境(平成29年度版)」(福井市ホームページ) 出典2:「平成28年度ダイオキシン類調査結果について」(福井県ホームページ)

2) 地下水水質

福井市及び永平寺町における地下水水質の平成28年度の測定結果は、表 4.1-26に示すとおりであり、調査したすべての地点ともすべての項目で環境基準を満足している。

なお、平成28年度に福井県全域の60 地点において、年1 回、環境基準項目27 項目延べ1,170 検体及び要監視項目3 項目延べ48 検体が測定されている。環境基準項目については4地点において一部の物質が環境基準以下の濃度で検出されており、要監視項目については6地点で全マンガンが検出されている。

表 4.1-26 地下水水質測定結果 (平成28年度)

	市町名		福井市		永平寺町	四位甘淮
	項目	地点数	濃度範囲(mg/L)	地点数	濃度範囲(mg/L)	環境基準
	カドミウム	6	<0.001~0.003	0	_	0.003以下
	全シアン	6	<0.1	0	_	検出されないこと
	鉛	6	<0.005~0.009	0	_	0.01以下
	六価クロム	6	<0.04	0	_	0.05以下
	砒素	6	<0.005~0.005	0	_	0.01以下
	総水銀	6	<0.0005	0	_	0.0005以下
	РСВ	6	<0.0005	0	=	検出されないこと
	ジクロロメタン	12	<0.002	2	<0.002	0.02以下
	四塩化炭素	12	<0.0002	2	<0.0002	0.002以下
	塩化ビニルモノマー	12	<0.0002~0.0005	2	<0.0002	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	12	<0.0004	2	<0.0004	0.004以下
環	1,1-ジクロロエチレン	12	<0.002	2	<0.002	0.1以下
境基	1,2-ジクロロエチレン	12	<0.004	2	<0.004	0.04以下
上 進	1,1,1-トリクロロエタン	12	<0.0005	2	<0.0005	1以下
項	1,1,2-トリクロロエタン	12	<0.0006	2	<0.0006	0.006以下
目目	トリクロロエチレン	12	<0.001	2	<0.001	0.01以下
	テトラクロロエチレン*	12	<0.0005~0.0008	2	<0.0005	0.01以下
	1,3-ジクロロプロペン	12	<0.0002	2	<0.0002	0.002以下
	チウラム	6	<0.0006	0		0.006以下
	シマジン	6	<0.0003	0		0.003以下
	チオベンカルブ	6	<0.002	0	_	0.02以下
	ベンゼン	12	<0.001	2	<0.001	0.01以下
	セレン	6	<0.002	0		0.01以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸窒素	6	<0.02∼1.1	0		10以下
	ふっ素	6	<0.1	0		0.8以下
	ほう素	6	<0.02~0.15	0		1以下
	1,4-ジオキサン	6	<0.005	0		0.05以下
	イプロベンホス	6	<0.0008	_		0.008以下
項 野 題 視	アンチモン	6	<0.001	_		0.02以下
怳	全マンガン	6	<0.02~0.39	_		0.2以下
ダイ	オキシン類 (pg-TEQ/L)	1	0.062	_		1

※:1地区でテトラクロロエチレンが環境基準以下で検出されたが、同物質による環境基準超過地区内のため、新たな汚染ではない。

出典1:「平成28年度(2016年)公共用水域及び地下水の水質の測定結果報告書」(福井県ホームページ)

出典2:「平成28年度ダイオキシン類調査結果について」(福井県ホームページ)

(2) 水底の底質の状況

事業実施想定区域及びその周囲の河川における底質(ダイオキシン類)の測定地点は、図 4.1-14に示したとおりであり、荒川の1地点(水門)で実施されている。 測定結果は表 4.1-27に示すとおりであり、環境基準を下回っている。

表 4.1-27 底質 (ダイオキシン類) の測定結果(平成28年度)

水系名	測定地点名	採取日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/g)				
荒川	水門	平成28年10月3日	0.40				
	環境基準	150					

※: 測定地点の位置は、図 4.1-14に示す。

出典:「平成28年度ダイオキシン類調査結果について」(福井県ホームページ)

4.1.5 土壌、地盤、地形及び地質の状況

(1) 土壌の状況

1) 土壌の分布

事業実施想定区域及びその周囲における土壌の分布状況は、図 4.1-15に示すとおりである。

平野部の氾濫原には、主に細粒グライ土や細粒強グライ土が分布し、扇状地には中粗 粒灰色低地土、細粒灰色低地土などが分布している。

山地の尾根部には乾性褐色森林土壌が尾根筋に沿って樹枝状に分布し、斜面部分には 乾性赤色系褐色森林土が分布している。また、福井市と永平寺町の境界に位置する傾斜 の少ない山地には褐色森林土壌が分布している。

2) 土壌汚染

土壌汚染対策法(平成14年 法律第53号)に基づく事業実施想定区域及びその周囲での要措置区域等の指定状況は、表 4.1-28及び図 4.1-16に示すとおりであり、福井市坂下町に「形質変更時要届出区域」が1箇所指定されている。

表 4.1-28 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定状況

番号**	整理番号	指定年月日	指定 番号	区域の所在地	区域の 面積	指定に係る 特定有害物質の種類
A	整-18-1	平成18年 11月1日	指-1	福井市坂下町7字ほかの一部	5,393m²	1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン ジクロロメタン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン

※:番号は図 4.1-16の番号に対応する。

出典:「土壌汚染対策法に基づく区域の指定情報」(福井市ホームページ)

また、ごみ処理施設周辺(福井市クリーンセンター周辺)を対象として事業実施想定 区域及びその周囲で平成24年7月に実施されたダイオキシン類の測定結果は表 4.1-29に、 測定地点の位置は図 4.1-16に示すとおりである。

調査結果は、両地点とも環境基準(1,000pg-TEQ/g以下)を満足している。

表 4.1-29 土壌中のダイオキシン類の測定結果(平成24年度)

番号*	測定地点名	採取日	ダイオキシ ン類濃度 (pg-TEQ/g)
1	吉野幼稚園(永平寺町松岡吉野26-21)	平成24年7月11日	0.013
2	岡保小学校(福井市河水町18-8)	十八八五十八月11日	0.025
	1,000		

※:番号は図 4.1-16の番号に対応する。

出典:「平成24年度ダイオキシン類調査結果について」(福井県ホームページ)

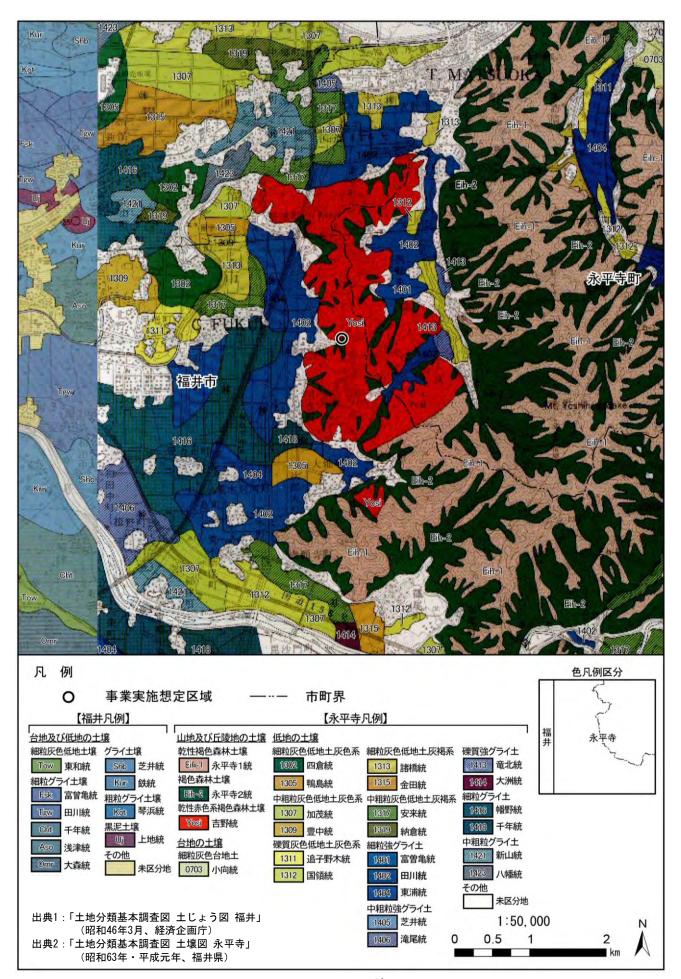


図 4.1-15 土壌図

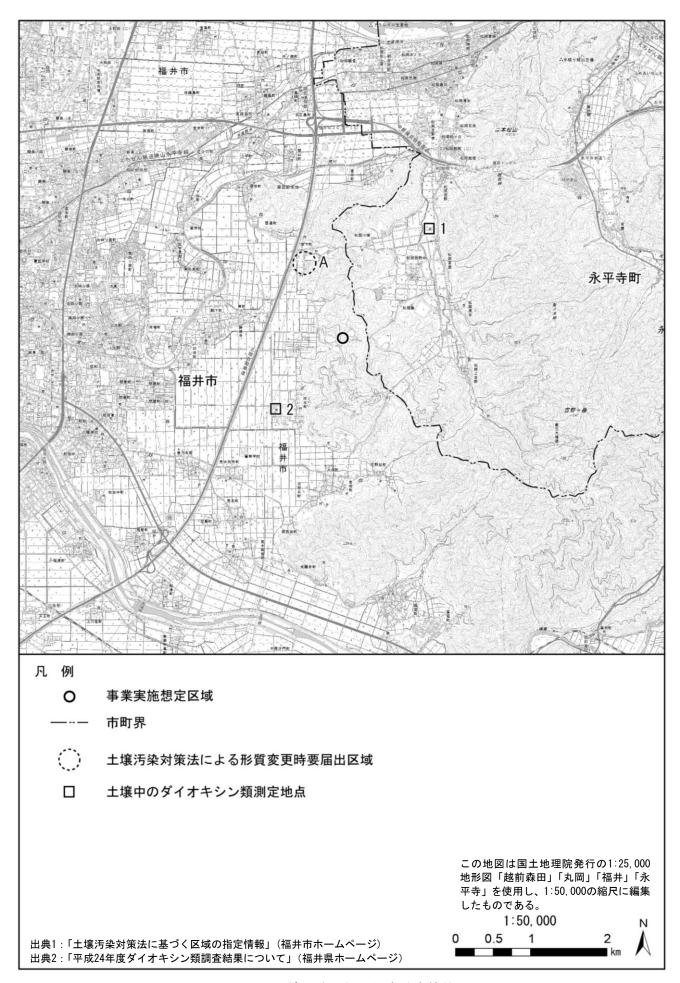


図 4.1-16 土壌汚染に係る調査地点等位置図

(2) 地盤の状況

「平成28年度版 環境白書」(福井県ホームページ)によれば、福井平野における水準測量は昭和50年度からおおむね4年ごとに実施されており、昭和60年度から平成24年度において、年間1cm以上の地盤沈下が計測された地点はないとされている。特に平成24年度の測量結果では、約99%の地点が年間沈下量5mm未満になっている。

なお、事業実施想定区域及びその周囲に設定されている水準測量調査地点は図 4.1-17 に、昭和51年度から平成24年度までの変動量は表 4.1-30に示すとおりである。

事業実施想定区域に近い地点8 (水準点番号3259) 及び地点11 (水準点番号3260) における年間変動量は、両地点とも年間0.8mmの隆起となっている。

表 4.1-30 水準測量結果

	ル海上	水準点						2	変動量								累計
番号※	水準点 番号	所在地 (福井市)	S51	S52	S53	S54	S54- S56	S56- S60	S60- S63	S63- H4	H4- H8	H8- H12	H12- H16	H16- H20	H20- H24	年間 変動	(S50- H24) (mm)
福井市	福井市南部地域(対象地域)																
1	27	下馬町	△5	6	$\triangle 3$	$\triangle 2$	$\triangle 2$	17	△1	10	8	0	△7	5	$\triangle 2$	△0. 5	24
2	28	小稲津町	$\triangle 5$	2	$\triangle 1$	0	$\triangle 3$	11	0	0	5	△1	$\triangle 3$	2	△1	△0. 3	6
対象均	也域を除	く福井市	北東部	部													
3	115	大和田町								設置	9	2	1	6	$\triangle 2$	△0. 5	16
4	116	開発4丁目								設置	8	0	0	6	△1	△0. 3	13
5	111	四ツ井2丁目							設置	3	2	△6	0	亡失			(△1)
6	5257	新保1丁目	2	7	$\triangle 4$	0	△7	13	0	3	1	△1	0	5	$\triangle 2$	△0. 5	17
7	5256	上中町	0	3	$\triangle 4$	$\triangle 3$	$\triangle 2$	6	$\triangle 2$	3	2	△9	3	3	$\triangle 2$	△0. 5	$\triangle 2$
8	3259	原目町	△1	3	$\triangle 3$	△1	$\triangle 2$	12	△5	3	3	△5	1	4	$\triangle 3$	△0.8	6
9	106	成和2丁目						設置	5	8	6	$\triangle 2$	△1	5	△1	△0. 3	20
10	120	問屋2丁目								設置	7	△5	$\triangle 2$	6	$\triangle 4$	△1. 0	2
11	3260	河水町	△5	3	$\triangle 4$	0	$\triangle 2$	11	△1	2	5	△7	△1	5	$\triangle 3$	△0.8	3
12	24	和田東町	$\triangle 6$	8	$\triangle 1$	△5	$\triangle 2$	20	1	再設	1	$\triangle 3$	△1	4	△1	△0. 3	15
13	25	曽万布町	△9	3	△7	3	△8	13	再設	3	0	$\triangle 3$	$\triangle 4$	3	$\triangle 2$	△0.5	△8
14	3261	荒木町	△8	△1	△5	1	△6	5	$\triangle 3$	1	2	△4	$\triangle 2$	3	$\triangle 3$	△0.8	△20
15	29	稲津町	△5	0	△1	3	△5	6	1	2	5	$\triangle 4$	△1	4	$\triangle 2$	△0.5	3

※:表中の番号は、図 4.1-17の番号と対応する。

注1:△は隆起を示す。

注2:累計の()は最終測定年までの累計である。 注3:年間変動はH20~H24の変動量の年平均値である。

注4:対象地域とは、以前に地盤沈下が観測された地域を示している。

出典:「平成28年度版 環境白書」(福井県ホームページ)

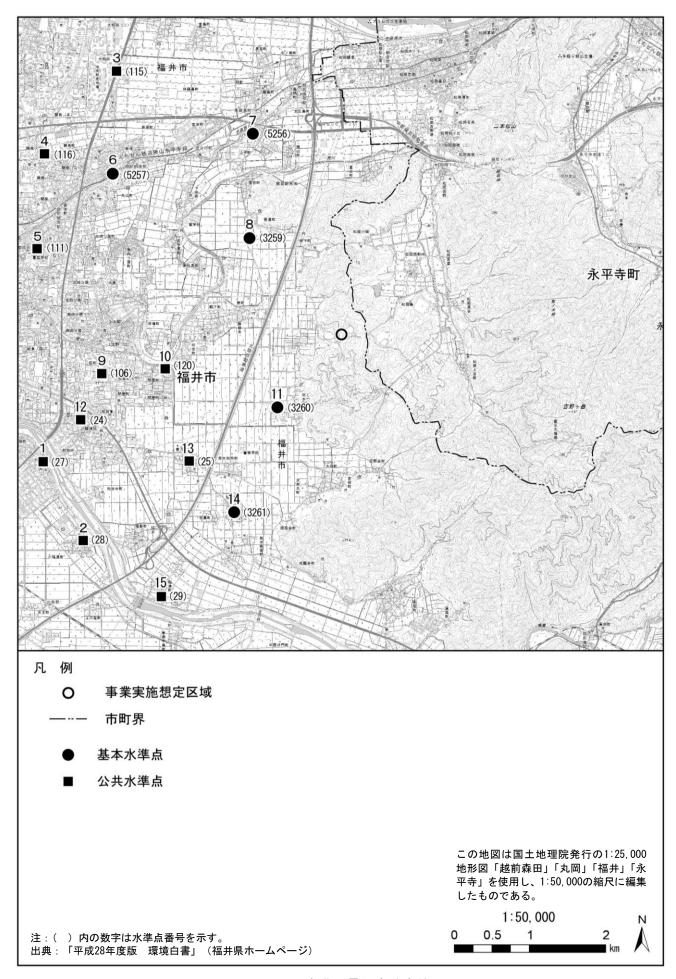


図 4.1-17 水準測量調査地点位置図

(3) 地形及び地質の状況

1) 地形の分布

事業実施想定区域及びその周囲における地形の分布状況は、図 4.1-18に示すとおりである。

低地部の九頭竜川及び足羽川沿いは傾斜の緩やかな扇状地が分布し、その間は氾濫原となっている。山地は傾斜が15~30度の一般斜面が広く分布している。

事業実施想定区域の地形は、山腹・山麓緩斜面(15度未満)となっている。

2) 表層地質の分布

事業実施想定区域及びその周囲における表層地質の分布状況は、図 4.1-19に示すとおりである。

低地部の九頭竜川及び足羽川沿いの扇状地は未固結堆積物の礫・砂・泥が堆積し、その間の氾濫原は砂・泥が堆積している。山地は大部分が安山岩溶岩・石英安山岩溶岩・ 火砕岩となっている。

事業実施想定区域の表層地質は、安山岩溶岩・石英安山岩溶岩・火砕岩となっている。

3) 特異な地形・地質

事業実施想定区域及びその周囲には、「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)に基づく、地形・地質に係る名勝・天然記念物、「自然環境保全調査」(環境庁、昭和51年)によるすぐれた地形・地質及び特異な地形・地質、「日本の地形レッドデータブック 第1集 新装版」(平成12年12月 小泉他)による保存すべき地形、「福井県のすぐれた自然データベース」(福井県ホームページ)によるすぐれた自然(地形・地質)は存在しない。

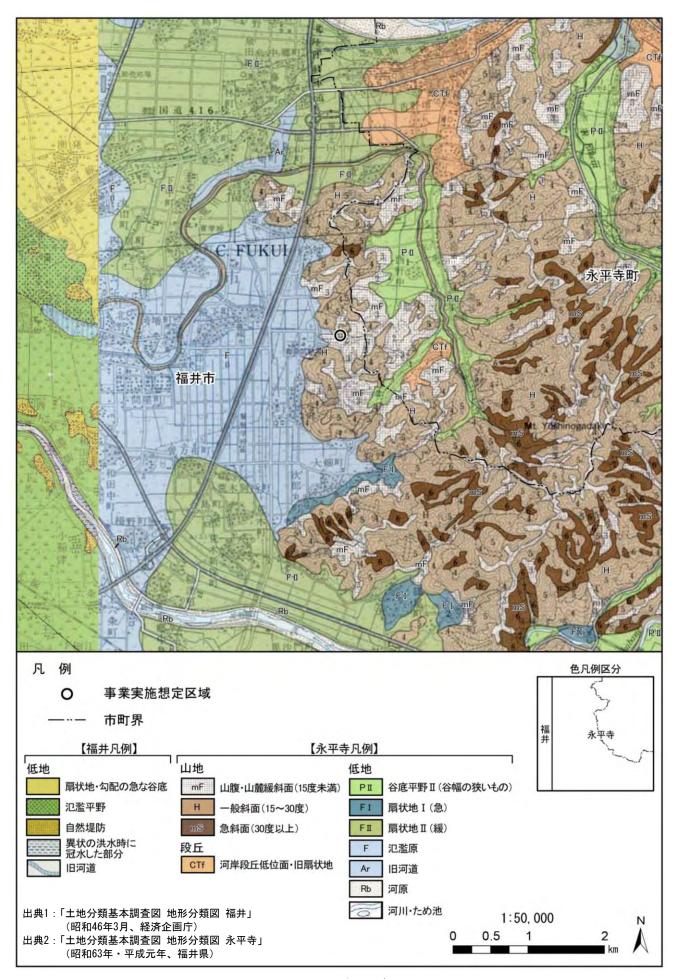


図 4.1-18 地形分類図

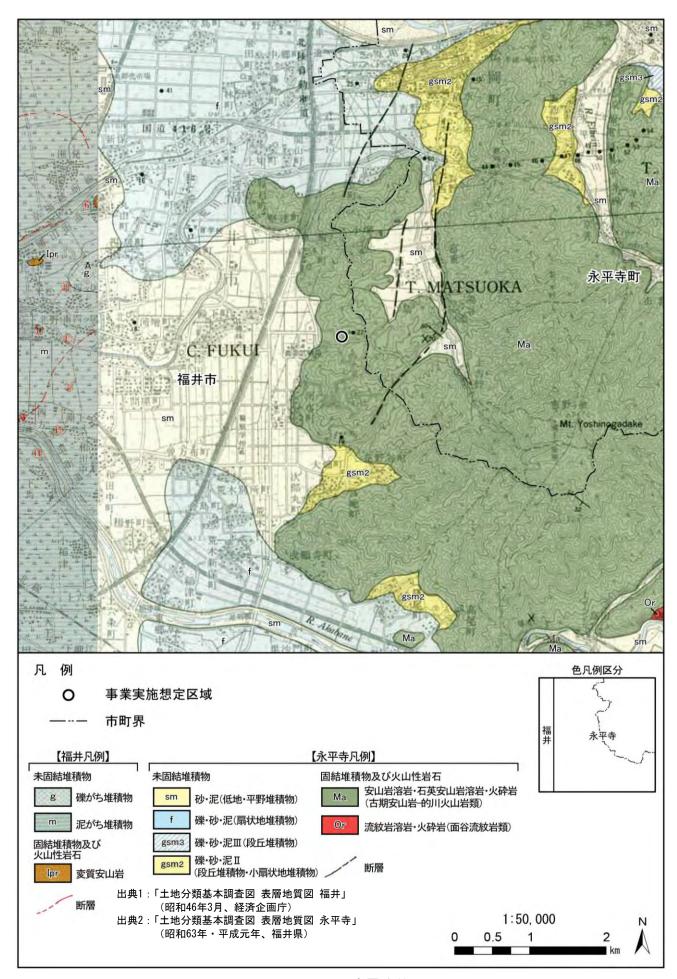


図 4.1-19 表層地質図

4.1.6 植物及び動物の状況

(1) 植物の状況

1) 植物の生育状況

植物相について既存資料調査を行い整理した。 確認した文献等は表 4.1-31に示すとおりである。

表 4.1-31 植物種の確認文献等

番号	文献名	整理の対象とした種						
1	「改訂版 福井県の絶滅のおそれの ある野生動植物 2016」(平成28年3 月 福井県)	調査対象とした野生植物種のうち、文献、現地調査等 により福井市、永平寺町で確認されている種						
2	いきものログ (環境省生物多様性センターホームページ)	調査対象とした野生植物種のうち、1980年以降に福井市、永平寺町で確認されている種						

2) 注目すべき種の状況

文献調査で確認された種について、表 4.1-32に示す国、福井県、福井市及び永平寺町が指定する選定根拠に基づき注目すべき種の指定状況を整理した。

重要な植物種は、表 4.1-33に示すとおり、福井市では226種、永平寺町では69種の注目すべき種が確認されている。

表 4.1-32 注目すべき植物種の選定基準

	Mark Carlot Carl							
	選定基準	カテゴリー						
	「文化財保護法」(昭和25年 法律第214号)	国指定特別天然記念物(国特) 国指定天然記念物(国天)						
1	「福井県文化財保護条例」(昭和34年 条例第39号)	県指定天然記念物(県天)						
	「福井市文化財保護条例」(昭和25年 条例第24号)	福井市指定天然記念物(市天)						
	「永平寺町文化財保護条例」(平成18年 条例第95号)	永平寺町指定天然記念物 (町天)						
2	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関す る法律 (種の保存法)」(平成4年 法律第75号)	国内希少野生動植物種(国内) 国際希少野生動植物種(国際) 特定国内希少野生動植物種(特定) 緊急指定種(緊急)						
3	「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト (環境省レッドリスト2017)」 維管束植物 (平成29年3月31日 環境省)	 絶滅 (EX) 野生絶滅 (EW) 絶滅危惧 I A類 (CR) 絶滅危惧 I B類 (EN) 絶滅危惧 II類 (VU) 準絶滅危惧 (NT) 情報不足 (DD) 地域個体群 (LP) 						
4	「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)	県域絶滅(絶滅) 県域絶滅危惧Ⅰ類(Ⅰ類) 県域絶滅危惧Ⅱ類(Ⅱ類) 県域準絶滅危惧(準絶) 要注目(要注) 絶滅のおそれのある地域個体群(地域)						

表 4.1-33(1) 注目すべき植物種の状況

				選定	確認地			
番号	科 名	種名	①指定 文化財	②種の 保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
1	ヒカゲノカズラ	ミズスギ				要注	0	
2	イワヒバ	タチクラマゴケ				要注	0	0
3		ヒモカズラ				準絶		0
4	トクサ	ミズドクサ				Ⅱ類	0	
5	ハナヤスリ	アカハナワラビ				要注	0	
6		ナガホノナツノハナワラビ				準絶	0	
7		コハナヤスリ				Ⅱ類	0	0
8	コバノイシカグマ	オウレンシダ				要注	0	
9	ミズワラビ	エチゼンシノブ				I類	0	
10	シシラン	タキミシダ			EN	I類	0	0
11	イノモトソウ	マツザカシダ				要注	0	
12	シシガシラ	コモチシダ				準絶	0	
13	オシダ	カナワラビ				I類	0	
14		ナガバヤブソテツ				要注	0	0
15		ヒロハヤブソテツ				Ⅱ類	0	
16		マルバベニシダ				要注	0	0
17		ヌカイタチシダモドキ				Ⅱ類	0	
18	メシダ	トゲカラクサイヌワラビ				I類	0	
19		ヘラシダ				要注	0	
20	ウラボシ	ヒメサジラン				要注	0	
21	サンショウモ	サンショウモ			VU	I類	0	
22	アカウキクサ	オオアカウキクサ			EN	I類	0	
23	スギ	コウヤマキ				要注	0	
24	ヒノキ	ハイネズ				Ⅱ類	0	
25	イチイ	キャラボク				準絶		0
26	ブナ	ツクバネガシ				要注	0	
27	ヤドリギ	マツグミ				Ⅱ類	0	
28	タデ	ホソバイヌタデ			NT	Ⅱ類	0	
29		サデクサ				I類	0	
30		ネバリタデ				要注	0	
31		ニオイタデ				要注	0	
32		ノダイオウ			VU	I類	0	0
33	ナデシコ	ハマナデシコ				準絶	0	
34		ハマハコベ				I類	0	
35	アカザ	ホソバハマアカザ				要注	0	
36		カワラアカザ				要注	0	
37	ヒユ	ヤナギイノコヅチ				要注	0	0
38	キンポウゲ	アズマイチゲ				要注	0	
39		アズマシロカネソウ				準絶	0	
40		オキナグサ			VU	絶滅	0	
41		バイカモ				準絶		0
42	な種の選定基準】	マンセンカラマツ			EN	I類	0	0

【重要な種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特:特別天然記念物、国天:天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天:天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、特定:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

- ③「環境省レッドリスト2017」(環境省)
 - EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類(CR:絶滅危惧 I A類、EN:絶滅危惧 I B類)、VU:絶滅危惧 II 類、
 - NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)

絶滅:県域絶滅、 I 類:県域絶滅危惧 I 類、 II 類:県域絶滅危惧 II 類、準絶:県域準絶滅危惧、要注:要注目地域:絶滅のおそれのある地域個体群

注1:科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(平成29年 (財)ダム水源地環境整備センター)に従った。 注2:公表による悪影響が懸念される種については未記載となっている。

表 4.1-33(2) 注目すべき植物種の状況

				選定		確認	忍地	
番号	科 名	種名	①指定 文化財	②種の 保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
43	スイレン	ジュンサイ				準絶	0	
44		コウホネ				準絶	0	
45	マツモ	マツモ				Ⅱ類	0	0
46	ドクダミ	ハンゲショウ				準絶	0	
47	ウマノスズクサ	ウマノスズクサ				準絶	0	0
48		フタバアオイ				要注	0	
49	オトギリソウ	ヒメオトギリ				Ⅱ類	0	0
50	モウセンゴケ	モウセンゴケ				要注	0	0
51	ケシ	キケマン				準絶	0	
52	アブラナ	イワハタザオ				要注	0	
53		ミズタガラシ				準絶	0	
54		オオユリワサビ				Ⅱ類	0	
55		ユリワサビ				I類	0	
56	ベンケイソウ	ミツバベンケイソウ				準絶	0	
57		ミヤママンネングサ				準絶		0
58	ユキノシタ	タチネコノメソウ				準絶		0
59		タコノアシ			NT	I類	0	
60		ヤブサンザシ				準絶	0	
61		ウチワダイモンジソウ				準絶	0	
62	バラ	カワラサイコ				I類	0	
63		シロミノヤブヘビイチゴ				I類	0	
64		ハマナス				Ⅱ類	0	
65		コジキイチゴ				要注	0	
66		カライトソウ				準絶		0
67		ワレモコウ				Ⅱ類	0	
68		ユキヤナギ				要注	0	
69		コゴメウツギ				Ⅱ類	0	
70	マメ	モメンヅル				要注		0
71		サイカチ				I類		0
72		ニワフジ				要注	0	0
73		エゾノレンリソウ				I類	0	
74		ケハギ				Ⅱ類		0
75		ツルフジバカマ				要注	0	0
76		エビラフジ				要注	0	
77	トウダイグサ	トウダイグサ				準絶	0	
78		ニシキソウ				準絶	0	
79	ミカン	フユザンショウ				Ⅱ類	0	
80	ムクロジ	モクゲンジ				Ⅱ類	0	
81	ニシキギ	イワウメヅル				Ⅱ類	0	
82		ニシキギ				準絶	0	0
83	クロウメモドキ	エゾノクロウメモドキ				要注	0	
84	ジンチョウゲ	ナニワズ				準絶	0	
	か種の選定其准】	1	Ī	l .	l .			I.

- ①「文化財保護法」 国特:特別天然記念物、国天:天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天:天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
 - 国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、特定:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2017」(環境省)
 - EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類(CR:絶滅危惧 I A類、EN:絶滅危惧 I B類)、VU:絶滅危惧 II 類、
 - NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)

絶滅:県域絶滅、 I 類:県域絶滅危惧 I 類、 II 類:県域絶滅危惧 II 類、準絶:県域準絶滅危惧、要注:要注目地域:絶滅のおそれのある地域個体群

表 4.1-33(3) 注目すべき植物種の状況

				選定		確認	忍地	
番号	科 名	種名	①指定 文化財	②種の 保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
85	スミレ	カラスシキミ				要注		0
86		アカネスミレ				要注	0	
87		イソスミレ			VU	Ⅱ類	0	
88		ヒゴスミレ				要注	0	
89	ミゾハコベ	ミゾハコベ				要注	0	
90		エゾミソハギ				Ⅱ類	0	0
91		ミズマツバ			VU	準絶	0	0
92	アカバナ	ウスゲチョウジタデ			NT	Ⅱ類	0	
93		ミズユキノシタ				要注	0	0
94	アリノトウグサ	ホザキノフサモ				要注	0	0
95	セリ	セリモドキ				準絶	0	
96		ハマボウフウ				準絶	0	
97		ハナウド				I類	0	0
98		オオバチドメ				Ⅱ類	0	
99		カノツメソウ				準絶	0	
100	イチヤクソウ	ウメガサソウ				準絶	0	
101		シャクジョウソウ				Ⅱ類	0	
102	ツツジ	ウラジロヨウラク				Ⅱ類		0
103		アラゲナツハゼ				要注		0
104	サクラソウ	ギンレイカ				Ⅱ類	0	0
105		クサレダマ				I類	0	
106	カキノキ	リュウキュウマメガキ				要注	0	0
107	マチン	アイナエ				Ⅱ類	0	
108	リンドウ	リンドウ				準絶	0	
109	キョウチクトウ	チョウジソウ			NT	I類	0	
110	ガガイモ	フナバラソウ			VU	I類	0	
111		スズサイコ			NT	Ⅱ類	0	
112		コバノカモメヅル				準絶	0	
113		シロバナカモメヅル				準絶	0	
114		コカモメヅル				Ⅱ類	_	0
115	アカネ	キバナカワラマツバ				Ⅱ類	0	_
116		オオキヌタソウ				要注	0	0
117	クマツヅラ	クマツヅラ				I類	0	
118	アワゴケ	アワゴケ				要注	0	
119		ミズハコベ				Ⅱ類	0	
120	シソ	ミズネコノオ			NT	I類	0	
121		ミズトラノオ			VU	I類	0	
122		メハジキ				準絶	0	0
123		キセワタ			VU	I類	0	
124		タテヤマウツボグサ				準絶		0
125		ハイタムラソウ				I類	0	
126		ヒメナミキ				I類	0	
	か種の選定其准】		l .	I .		- /91		1

- ①「文化財保護法」 国特:特別天然記念物、国天:天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天:天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、特定:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

- ③「環境省レッドリスト2017」(環境省)
 - EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類(CR:絶滅危惧 I A類、EN:絶滅危惧 I B類)、VU:絶滅危惧 I 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)

絶滅:県域絶滅、 I 類:県域絶滅危惧 I 類、 II 類:県域絶滅危惧 II 類、準絶:県域準絶滅危惧、要注:要注目地域:絶滅のおそれのある地域個体群

表 4.1-33(4) 注目すべき植物種の状況

				選定	基準		確認地	
番号	科 名	種 名	①指定 文化財	②種の 保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
127	シソ	デワノタツナミソウ				準絶	0	
128	ナス	オオマルバノホロシ				準絶	0	
129	ゴマノハグサ	アブノメ				準絶	0	
130		オオアブノメ			VU	I類	0	
131		シソクサ				Ⅱ類	0	
132		シオガマギク				要注	\circ	
133		ヒナノウスツボ				要注	0	
134		エゾヒナノウスツボ				I類	0	
135		オオヒナノウスツボ				要注	0	
136		ヒヨクソウ				要注	0	
137		エチゴトラノオ				Ⅱ類	0	
138		カワヂシャ			NT	Ⅱ類	0	0
139	ゴマ	ヒシモドキ			EN	絶滅	0	
140	ハマウツボ	ナンバンギセル				要注	0	
141		ハマウツボ			VU	I類	0	
142	タヌキモ	イヌタヌキモ			NT	準絶	0	
143	オオバコ	トウオオバコ				要注	0	
144	スイカズラ	カンボク				準絶	0	
145	レンプクソウ	レンプクソウ				準絶	0	
146	オミナエシ	オミナエシ				I類	0	0
147	マツムシソウ	ナベナ				I類	0	0
148	キキョウ	ヒメシャジン				Ⅱ類	0	
149		キキョウ			VU	I類	0	0
150		ヒナギキョウ				要注	0	0
151	キク	ワカサハマギク			NT	Ⅱ類	0	
152		フジバカマ			NT	I類	0	0
153		アキノハハコグサ			EN	I類	0	0
154		カセンソウ				準絶	0	
155		コオニタビラコ				I類	0	0
156		ネコノシタ				Ⅱ類	0	
157	オモダカ	サジオモダカ				I類	0	
158		マルバオモダカ			VU	絶滅	0	
159		アギナシ			NT	Ⅱ類	0	
160	トチカガミ	ヤナギスブタ				準絶	0	0
161		クロモ				Ⅱ類	0	
162		トチカガミ			NT	I類	0	
163		ミズオオバコ			VU	Ⅱ類	0	
164	ヒルムシロ	ヒルムシロ				Ⅱ類	0	
165		センニンモ				Ⅱ類	0	
166		ササバモ				準絶	0	
167		ホソバミズヒキモ				Ⅱ類	0	0
168	アマモ	エビアマモ			NT	要注	0	

- ①「文化財保護法」 国特:特別天然記念物、国天:天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天:天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、特定:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

- ③「環境省レッドリスト2017」(環境省)
 - EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類(CR:絶滅危惧 I A類、EN:絶滅危惧 I B類)、VU:絶滅危惧 I 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)

絶滅:県域絶滅、 I 類:県域絶滅危惧 I 類、 II 類:県域絶滅危惧 II 類、準絶:県域準絶滅危惧、要注:要注目地域:絶滅のおそれのある地域個体群

表 4.1-33(5) 注目すべき植物種の状況

				選定	基準		確認	忍地
番号	科 名	種名	①指定 文化財	②種の 保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
169	イバラモ	ホッスモ				Ⅱ類	0	
170		イトトリゲモ			NT	Ⅱ類	0	
171		イバラモ				I類		0
172	ユリ	ヒメニラ				Ⅱ類	0	
173		ヤマラッキョウ				I類	0	
174		ヒロハノアマナ			VU	I類	0	
175		キバナノアマナ				I類	0	0
176		ノカンゾウ				Ⅱ類	0	
177		キチジョウソウ				準絶	0	
178		オモト				準絶	0	
179		マルバサンキライ				I類	0	
180		サクライソウ			EN	I類		0
181	ミズアオイ	ミズアオイ			NT	I類	0	
182	アヤメ	ヒオウギ				I類	0	
183		ノハナショウブ				Ⅱ類	0	0
184		カキツバタ			NT	Ⅱ類	0	
185	イグサ	ハナビゼキショウ				準絶		0
186		ドロイ				要注	0	
187		タチコウガイゼキショウ				準絶	0	
188		イヌイ				I類	0	
189		アサギスズメノヒエ				要注	0	
190	ホシクサ	ホシクサ				準絶	0	0
191		イヌノヒゲ				要注	0	
192	イネ	オガルカヤ				Ⅱ類	0	0
193		エチゼンインヨウ				I類	0	
194		テンキグサ				要注	0	
195		トキワススキ				Ⅱ類	0	0
196		アイアシ				Ⅱ類	0	
197		セイタカヨシ				要注	0	
198		メガルカヤ				I類	0	
199	サトイモ	ショウブ				要注	0	0
200		ヒロハテンナンショウ				要注	0	0
201		ミズバショウ				要注	0	
202		オオハンゲ				Ⅱ類	0	
203	ミクリ	ミクリ			NT	Ⅱ類	0	0
204		ナガエミクリ			NT	準絶	0	
205	ガマ	コガマ				準絶	0	
206	カヤツリグサ	コウキヤガラ				準絶	0	
207		イトテンツキ			NT	要注	0	
208		チャシバスゲ				要注		0
209		タニガワスゲ				要注		0
210		ヤガミスゲ				Ⅱ類	0	
211		タチスゲ				要注	0	
	か種の選定基準】		•	•		•		•

- ①「文化財保護法」 国特:特別天然記念物、国天:天然記念物、 「文化財保護条例」 県天、市天、町天:天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
 - 国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、特定:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2017」(環境省)
 - EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類(CR:絶滅危惧 I A類、EN:絶滅危惧 I B類)、VU:絶滅危惧 I 類、
- NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)

絶滅:県域絶滅、 I 類:県域絶滅危惧 I 類、 II 類:県域絶滅危惧 II 類、準絶:県域準絶滅危惧、要注:要注目地域:絶滅のおそれのある地域個体群

表 4.1-33(6) 注目すべき植物種の状況

				選定	基準		確認	忍地
番号	科 名	種名	①指定 文化財	②種の 保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
212	カヤツリグサ	キノクニスゲ			NT	Ⅱ類	0	
213		ノゲヌカスゲ				要注	0	0
214		シラコスゲ				準絶	0	
215		シオクグ				準絶	0	
216		センダイスゲ				要注	0	
217		ヒメモエギスゲ				要注	0	
218		ヒメアオガヤツリ				準絶	0	
219		シロガヤツリ				準絶	0	
220		ヒメガヤツリ				要注	0	
221		ヒメハリイ				I類	0	
222		イソヤマテンツキ				要注	0	
223		ビロードテンツキ				I類	0	
224		イヌノハナヒゲ				要注	0	
225		フトイ				要注	0	
226		タイワンヤマイ				準絶	0	
227		マツカサススキ				I類	0	
228	ラン	エビネ			NT	Ⅱ類	0	
229		ナツエビネ			VU	Ⅱ類	0	0
230		キエビネ			EN	I類	0	
231		ギンラン				Ⅱ類	0	
232		キンラン			VU	Ⅱ類	0	0
233		カキラン				要注	0	0
234		クロヤツシロラン				Ⅱ類	0	
235		アケボノシュスラン				要注	0	
236		ミズトンボ			VU	Ⅱ類	0	
237		ホクリクムヨウラン				Ⅱ類	0	
238		セイタカスズムシソウ				I類	0	
239		ジガバチソウ				I類	0	
240		クモキリソウ				要注	0	0
241		スズムシソウ				I類	0	
242		コクラン				Ⅱ類	0	
243		ウチョウラン			VU	I類		0
244		コケイラン				要注	0	
245		ジンバイソウ				要注	0	0
246		ヒトツボクロ				I類	0	0
合計	87科	246種	0 種	0 種	46種	246種	226種	69種
【重要:	な種の選定基準							

- ①「文化財保護法」 国特:特別天然記念物、国天:天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天:天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、特定:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

- ③「環境省レッドリスト2017」(環境省)
 - EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧 I 類 (CR: 絶滅危惧 I A類、EN: 絶滅危惧 I B類)、WI: 絶滅危惧 I 類、
 - NT: 準絶滅危惧、DD:情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)

絶滅:県域絶滅、Ⅰ類:県域絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類:県域絶滅危惧Ⅱ類、準絶:県域準絶滅危惧、要注:要注目

地域:絶滅のおそれのある地域個体群

3) 植生の状況

事業実施想定区域及びその周囲は、福井市の中央を流れる足羽川と、福井市と永平寺町の北方を東西に流れる九頭竜川に挟まれた地域で、西側には福井市の市街地が続き、東側は山地が広がっている。

事業実施想定区域及びその周囲の植生の状況は図 4.1-20に示すとおりであり、低地の大部分は「放棄水田雑草群落」が広がり、西側には「市街地」や「緑の多い住宅地」が分布している。また中央部分から東側の山地は、「ユキグニミツバツツジーコナラ群集」の中に、沢筋の斜面を中心に「スギ・ヒノキ・サワラ植林」が樹枝状に分布している。また、川によって開析された谷底平野には「放棄水田雑草群落」が分布している。

事業実施想定区域は「ユキグニミツバツツジーコナラ群集」が分布している。

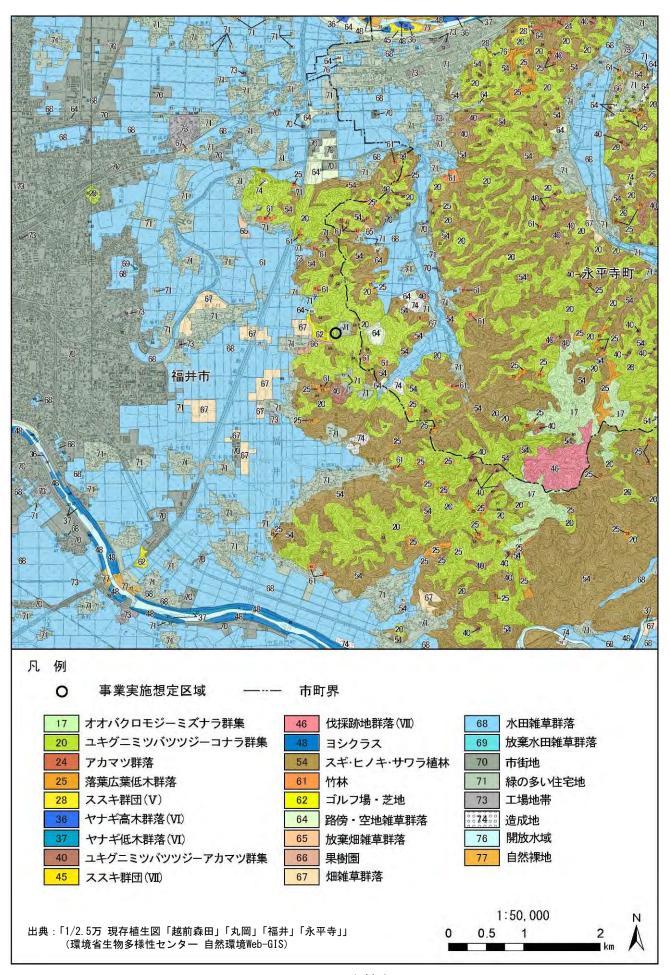


図 4.1-20 現存植生図

(2) 動物の状況

1) 動物の生息状況

動物相について既存資料調査を行い整理した。 参考とした文献等は表 4.1-34に示すとおりである。

表 4.1-34 動物種の確認文献等

番号	文献名	整理の対象とした種
1	「改訂版 福井県の絶滅のおそれの ある野生動植物 2016」(平成28年3 月 福井県)	調査対象とした野生植物種のうち、文献、現地調査等 により福井市、永平寺町で確認されている種
2	いきものログ (環境省生物多様性センターホームページ)	調査対象とした野生植物種のうち、1980年以降に福井市、永平寺町で確認されている種

2) 注目すべき種の状況

文献調査で確認された種について、表 4.1-35に示す国、福井県、福井市及び永平寺町が指定する選定根拠に基づき注目すべき種の指定状況を整理した。

表 4.1-35 注目すべき動物種の選定基準等

	選定基準	カテゴリー
	「文化財保護法」(昭和25年 法律第214号)	国指定特別天然記念物(国特) 国指定天然記念物(国天)
(Ī)	「福井県文化財保護条例」(昭和34年 条例第39号)	県指定天然記念物(県天)
	「福井市文化財保護条例」(昭和25年 条例第24号)	福井市指定天然記念物 (市天)
	「永平寺町文化財保護条例」(平成18年 条例第95号)	永平寺町指定天然記念物 (町天)
2	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成4年 法律第75号)	国内希少野生動植物種(国内) 国際希少野生動植物種(国際) 特定国内希少野生動植物種(特定) 緊急指定種(緊急)
3	「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト (環境省レッドリスト2017)」 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆 虫類、貝類 (平成29年3月31日 環境省)	絶滅 (EX) 野生絶滅 (EW) 絶滅危惧 I A類 (CR) 絶滅危惧 I B類 (EN) 絶滅危惧 II類 (VU) 準絶滅危惧 (NT) 情報不足 (DD) 絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)
4	「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)	県域絶滅(絶滅) 県域絶滅危惧Ⅰ類(Ⅰ類) 県域絶滅危惧Ⅱ類(Ⅱ類) 県域準絶滅危惧(準絶) 要注目(要注) 絶滅のおそれのある地域個体群(地域)

(a) 哺乳類

文献調査で確認された注目すべき哺乳類は、表 4.1-36に示すとおり5種である。 福井市で5種が確認されている。

表 4.1-36 注目すべき哺乳類の状況

					選定	基準		確認地	
番号	目名	科 名	種名	①指定 文化財	②種の 保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
1	コウモリ	ヒナコウモリ	モモジロコウモリ				準絶	0	
2			ユビナガコウモリ				準絶	0	
3			テングコウモリ				Ⅱ類	0	
4	リス	リス	ムササビ				要注	0	
5		ネズミ	カヤネズミ				準絶	0	
計	2目	3科	5種	0種	0種	0種	5種	5種	0種

【重要な種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特:特別天然記念物、国天:天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天:天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、特定:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

③「環境省レッドリスト2017」(環境省)

EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類(CR:絶滅危惧 I A類、EN:絶滅危惧 I B類)、VU:絶滅危惧 II 類、

NT: 準絶滅危惧、DD:情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群

④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)

絶滅:県域絶滅、 I 類:県域絶滅危惧 I 類、 I 類:県域絶滅危惧 I 類、準絶:県域準絶滅危惧、要注:要注目

地域:絶滅のおそれのある地域個体群

注1:科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(平成29年 (財)ダム水源地環境整備センター)に従った。

(b) 鳥類

文献調査で確認された注目すべき鳥類は、表 4.1-37に示すとおり88種である。福井市では86種、永平寺町では18種が確認されている。

表 4.1-37(1) 注目すべき鳥類の状況

The state of t				汉 4.1 07(1) 左日 9	,	選定			確認地	
大化財 保存法 (3)国队 (4)県心路 (6)県心路 (6)県心路 (7) 水平寺町	番号	目名	科名	種 名	① 指定			0.11		
2	ш	l I	11 H	庄 日			③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
3 4	1	キジ	キジ	ウズラ			VU	Ⅱ類	0	
A 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7	2	カモ	カモ	マガン	国天		NT	Ⅱ類	0	
Table Ta	3			コハクチョウ				準絶	0	
6	4			オオハクチョウ				準絶	0	
トモエガモ	5			オシドリ			DD	Ⅱ類	0	
R 9 10 11 11 12 12 12 13 13 13	6			シマアジ				準絶	0	
Second Part	7			トモエガモ			VU	Ⅱ類	0	
10	8			アカツクシガモ			DD	要注	0	
11	9			ホオジロガモ				要注	0	
12 カイツブリ カイツブリ カンムリカイツブリ 国特 国内 CR I類 O	10			カワアイサ				要注	0	0
13	11			ウミアイサ				準絶	0	
14 カツオドリ ウ	12	カイツブリ	カイツブリ	カンムリカイツブリ				要注	0	
15	13	コウノトリ	コウノトリ	コウノトリ	国特	国内	CR	I類	0	
Table	14	カツオドリ	ウ	ヒメウ			EN	要注	0	
17	15	ペリカン	サギ	ヨシゴイ			NT	I類	0	
18	16			オオヨシゴイ			CR	I類	0	
19 20 21 22 13 22 14 22 15 24 24 25 39	17			ミゾゴイ			VU	I類	0	
20	18			ササゴイ				Ⅱ類	0	
21 22 23 24 24 25 24 27 24 25 27 26 27 27 28 29 30 31 32 33 34 35 35 35 35 35 35	19			チュウサギ			NT	準絶	0	0
Second Part	20			コサギ				Ⅱ類	0	0
23 ツル クイナ タイナ 要注 ○ 24 ヒクイナ NT I類 ○ 25 ヨタカ ヨタカ NT II類 ○ 26 アマツバメ アマツバメ 要注 ○ ○ 27 チドリ タゲリ 準絶 ○ 28 イカルチドリ 要注 ○ 29 コチドリ WU I類 ○ 30 31 シェチドリ 国際 要注 ○ 31 コチドリ 国際 要注 ○ 32 セイタカシギ セイタカシギ VU 準絶 ○ 34 アオシギ 準絶 ○ 34 オオジシギ NT II類 ○	21			クロサギ				準絶	0	
ED/T	22		トキ	<u> </u> +	国特	国内	EW	絶滅	0	
25 39カ 39カ 39カ 39カ NT II 類 ○	23	ツル	クイナ	クイナ				要注	0	
26 アマツバメ アマツバメ ハリオアマツバメ 要注 ○ 27 チドリ タゲリ 準絶 ○ 28 イカルチドリ 要注 ○ 29 コチドリ 要注 ○ 30 シロチドリ WU I類 ○ 31 メダイチドリ 国際 要注 ○ 32 セイタカシギ セイタカシギ WU 準絶 ○ 33 シギ ヤマシギ 準絶 ○ 34 アオシギ 準絶 ○ オオジシギ NT II類 ○	24			ヒクイナ			NT	I類	0	
27 チドリ タゲリ 準絶 ○ 28 イカルチドリ 準絶 ○ 29 30 シロチドリ WU I類 ○ 31 メダイチドリ 国際 要注 ○ 32 シギ セイタカシギ VU 準絶 ○ シギ ヤマシギ 準絶 ○ 34 オオジシギ NT II類 ○	25	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	Ⅱ類	0	
28 29 29 29 27 27 27 27 27	26	アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ				要注	0	0
29 コチドリ 要注 ○ 30 シロチドリ VU I類 ○ 31 メダイチドリ 国際 要注 ○ 32 セイタカシギ VU 準絶 ○ シギ ヤマシギ 準絶 ○ 34 アオシギ 準絶 ○ オオジシギ NT II類 ○	27	チドリ	チドリ	タゲリ				準絶	0	
30 31 31 32 27 32 27 32 33 34 35 35 30 31 30 30 30 30 30 30	28			イカルチドリ				準絶	0	
31	29			コチドリ				要注	0	0
32 セイタカシギ セイタカシギ VU 準絶 ○	30			シロチドリ			VU	I類	0	
33 シギ ヤマシギ 準絶 ○	31			メダイチドリ		国際		要注	0	
34 アオシギ 準絶 ○ オオジシギ NT II類 ○	32		セイタカシギ	セイタカシギ			VU	準絶	0	
35 NT Ⅱ類 ○	33		シギ	ヤマシギ				準絶	0	
	34			アオシギ				準絶	0	
36 オグロシギ	35			オオジシギ			NT	Ⅱ類	0	
	36			オグロシギ				準絶	0	

【重要な種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特:特別天然記念物、国天:天然記念物、 「文化財保護条例」 県天、市天、町天:天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、特定:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

- ③「環境省レッドリスト2017」(環境省)
 - EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類(CR:絶滅危惧 I A類、EN:絶滅危惧 I B類)、VU:絶滅危惧 II 類、
 - NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)

絶滅:県域絶滅、 I 類:県域絶滅危惧 I 類、 I 類:県域絶滅危惧 I 類、準絶:県域準絶滅危惧、要注:要注目

地域:絶滅のおそれのある地域個体群

- 注1:科及び種の順番は、「日本鳥類目録 改訂第7版」 (平成24年 日本鳥学会)に従った。
- 注2:公表による悪影響が懸念される種については未記載となっている。

表 4.1-37(2) 注目すべき鳥類の状況

					選定	基準		確認	忍地
番号	目名	科 名	種名	①指定 文化財	②種の 保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
37	チドリ	シギ	ダイシャクシギ				要注	0	
38			ホウロクシギ		国際	VU	Ⅱ類	0	
39			ツルシギ			VU	準絶	0	
40			コアオアシシギ				準絶	0	
41			アオアシシギ				要注	0	
42			タカブシギ			VU	要注	0	0
43			ソリハシシギ				要注	0	
44			イソシギ				要注	0	0
45			オバシギ		国際		要注	0	
46			ミユビシギ				要注	0	
47			オジロトウネン				要注	0	
48			ウズラシギ				要注	0	
49			ハマシギ			NT	要注	\circ	
50			エリマキシギ				要注	\circ	
51		タマシギ	タマシギ			VU	I類	0	
52		ツバメチドリ	ツバメチドリ			VU	要注	0	
53		カモメ	ウミネコ				地域	0	
54			コアジサシ			VU	I類	0	
55		ウミスズメ	ウミガラス		国内	CR	要注	0	
56			ウミスズメ			CR	要注	0	
57	タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	準絶	0	
58		タカ	チュウヒ		国内	EN	Ⅱ類	0	
59			ツミ				準絶	0	
60			オオタカ			NT	I類	0	0
61			サシバ			VU	準絶	0	0
62			クマタカ		国内	EN	I類	\circ	\circ
63	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク				準絶	\circ	\circ
64			コノハズク				準絶		\circ
65			アオバズク				Ⅱ類	0	
66			トラフズク				準絶	0	0
67			コミミズク				準絶	0	
68	フ゛ッホ゜ウソウ	カワセミ	アカショウビン				準絶	0	0
69			ヤマセミ				I類	0	
70		ブッポウソウ	ブッポウソウ			EN	I類	0	
71	キツツキ	キツツキ	アリスイ				準絶	0	
72			オオアカゲラ				準絶	0	
73	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ				要注	0	
74			ハヤブサ		国内	VU	Ⅱ類	0	
75	スズメ	ヤイロチョウ	ヤイロチョウ		国内	EN	I類	0	
76		サンショウクイ	サンショウクイ			VU	要注	0	0
77		カササキ゛ヒタキ	サンコウチョウ				要注	0	
78		モズ	チゴモズ			CR	I類	0	
79		カラス	オナガ				要注	0	
【重要	な種の選定基準	生】							

- ①「文化財保護法」 国特:特別天然記念物、国天:天然記念物、 「文化財保護条例」 県天、市天、町天:天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
 - 国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、特定:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2017」(環境省)
 - EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧Ⅰ類(CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類)、VU:絶滅危惧Ⅱ類、
- NT: 準絶滅危惧、DD:情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)

絶滅:県域絶滅、 I 類:県域絶滅危惧 I 類、 II 類:県域絶滅危惧 II 類、準絶:県域準絶滅危惧、要注:要注目地域:絶滅のおそれのある地域個体群

注1: 科及び種の順番は、「日本鳥類目録 改訂第7版」 (平成24年 日本鳥学会)に従った。

表 4.1-37(3) 注目すべき鳥類の状況

					選定	基準		確認	忍地
番号	目名	科 名	種名	①指定 文化財	②種の 保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
80	スズメ	カラス	カササギ				要注	0	
81		ツバメ	コシアカツバメ				準絶	0	0
82		セッカ	セッカ				要注	0	
83		ムクドリ	コムクドリ				準絶	0	
84		ヒタキ	マミジロ				要注		0
85			コサメビタキ				準絶	0	
86		イワヒバリ	カヤクグリ				要注	0	
87		ホオジロ	ホオアカ				要注	0	0
88			ノジコ			NT	Ⅱ類	0	
計	16目	35科	88種	3種	10種	37種	88種	86種	18種

【重要な種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特:特別天然記念物、天:天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、特定:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

- ③「環境省レッドリスト2017」(環境省)
 - EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧 I 類(CR: 絶滅危惧 I A類、EN: 絶滅危惧 I B類)、VU: 絶滅危惧 I 類、
 - NT: 準絶滅危惧、DD:情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)

絶滅:県域絶滅、 I 類:県域絶滅危惧 I 類、 I 類:県域絶滅危惧 I 類、準絶:県域準絶滅危惧、要注:要注目

地域:絶滅のおそれのある地域個体群

注1:科及び種の順番は、「日本鳥類目録 改訂第7版」(平成24年 日本鳥学会)に従った。

(c) 爬虫類

文献調査で確認された注目すべき爬虫類は、表 4.1-38に示すとおり5種である。 福井市では5種、永平寺町では3種が確認されている。

表 4.1-38 注目すべき爬虫類の状況

					選定	基準		確認地		
番号	目名	科 名	種名	①指定 文化財	②種の 保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町	
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ			NT	準絶	0	0	
2		スッポン	ニホンスッポン			DD	準絶	0	0	
3	有鱗目	タカチホヘビ	タカチホヘビ				要注	0		
4		ナミヘビ	シロマダラ				要注	0		
5			ヒバカリ				要注	0	0	
計	2目	4科	5種	0種	0種	2種	5種	5種	3種	

【重要な種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特:特別天然記念物、国天:天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天:天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、特定:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

③「環境省レッドリスト2017」(環境省)

EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧Ⅰ類 (CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類)、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、

NT: 準絶滅危惧、DD:情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群

④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)

絶滅:県域絶滅、 I 類:県域絶滅危惧 I 類、 I 類:県域絶滅危惧 I 類、準絶:県域準絶滅危惧、要注:要注目

地域:絶滅のおそれのある地域個体群

注1:科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(平成29年 (財)ダム水源地環境整備センター)に従った。

注2:公表による悪影響が懸念される種については未記載となっている。

注3:海域に生息する爬虫類は除外している。

(d) 両生類

文献調査で確認された注目すべき両生類は、表 4.1-39に示すとおり4種である。 福井市では4種、永平寺町では3種が確認されている。

表 4.1-39 注目すべき両生類の状況

				選定基準				確認地	
番号	目名	科名	種名	①指定 文化財	②種の 保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
1	有尾目	サンショウウオ	ヒダサンショウウオ			NT	準絶	0	0
2		イモリ	アカハライモリ			NT	要注	0	0
3	無尾目	ヒキガエル	アズマヒキガエル				要注	0	
4		アカガエル	トノサマガエル			NT	要注	0	\circ
計	2目	4科	4種	0種	0種	3種	4種	4種	3種

【重要な種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特:特別天然記念物、国天:天然記念物、 「文化財保護条例」 県天、市天、町天:天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、特定:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

③「環境省レッドリスト2017」(環境省)

EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類 (CR:絶滅危惧 I A類、EN:絶滅危惧 I B類)、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群

④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)

絶滅:県域絶滅、Ⅰ類:県域絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類:県域絶滅危惧Ⅱ類、準絶:県域準絶滅危惧、要注:要注目地域:絶滅のおそれのある地域個体群

注1:科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(平成29年 (財)ダム水源地環境整備センター)に従った。

(e) 魚類

文献調査で確認された注目すべき魚類は、表 4.1-40に示すとおり22種である。 福井市では20種、永平寺町では17種が確認されている。

九頭竜川におけるカマキリの生息地は「アラレガコ生息地」として国の天然記念物 に指定されている。

表 4.1-40 注目すべき魚類の状況

X II TO ZELY CMMOVINI									
						基準		確認地	
	目名	科 名	種名	①指定 文化財	②種の 保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ南方種			VU	Ⅱ類	0	0
2			カワヤツメ			VU	Ⅱ類	0	0
3	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ			EN	I類	0	0
4	コイ	コイ	ヤリタナゴ			NT	要注	0	0
5			イチモンジタナゴ			CR	I類		0
6			ミナミアカヒレタビラ			CR	I類	0	
7		ドジョウ	ドジョウ			DD	要注	0	0
8			アジメドジョウ			VU	Ⅱ類	0	0
9			ナガレホトケドジョウ			EN	I類		0
10	ナマズ	アカザ	アカザ			VU	Ⅱ類	0	0
11	サケ	サケ	イワナ				Ⅱ類	0	
12			サケ				準絶	0	0
13			サクラマス			NT	Ⅱ類	0	0
14			ヤマメ			NT	Ⅱ類	0	0
15	ダツ	メダカ	キタノメダカ (メダカ北日本集団)			VU	Ⅱ類	0	0
16	カサゴ	カジカ	カマキリ(アユカケ)*	国天		VU	Ⅱ類	0	0
17			カジカ大卵型				準絶	0	0
18			カジカ中卵型				Ⅱ類	0	0
19	スズキ	カワアナゴ	カワアナゴ			NT	要注	0	
20		ハゼ	シマウキゴリ				要注	0	
21			ジュズカケハゼ種群				Ⅱ類	0	0
22			クロヨシノボリ				Ⅱ類	0	
計	8目	10科	22種	1種	0種	15種	22種	20種	17種
	か種の選定其準								

【重要な種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特:特別天然記念物、国天:天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天:天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
 - 国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、特定:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2017」(環境省)
 - EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類(CR:絶滅危惧 I A類、EN:絶滅危惧 I B類)、VU:絶滅危惧 II 類、
 - NT: 準絶滅危惧、DD:情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)
 - 絶滅:県域絶滅、 I 類:県域絶滅危惧 I 類、 I 類:県域絶滅危惧 I 類、準絶:県域準絶滅危惧、要注:要注目
- 地域:絶滅のおそれのある地域個体群
- ※: 九頭竜川におけるカマキリの生息地は「アラレガコ生息地」として国の天然記念物に指定されている。
- 注1:科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」 (平成29年 (財)ダム水源地環境整備センター)に従った。
- 注2:公表による悪影響が懸念される種については未記載となっている。

(f) 昆虫類

文献調査で確認された注目すべき昆虫類は、表 4.1-41に示すとおり106種である。 福井市では97種、永平寺町では43種が確認されている。

表 4.1-41(1) 注目すべき昆虫類の状況

番号 目名 科 名 種 名 ①指定 ②種の ③国配 ①県RDB 福井市 永平寺				及 4. 1 41(1) 左百9·					花柱章	刃抽
大・ンボ	番号	目名	科名	種 名	①指定					
1	E 7	H*H	11 7	压力			③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
3	1	トンボ	イトトンボ	ホソミイトトンボ				準絶	0	
A 5 カワトンボ	2			モートンイトトンボ			NT	準絶	0	0
5 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7	3			ムスジイトトンボ					0	0
キンマ ネアカヨシヤンマ NT II類 ○ マダラヤンマ NT 運絶 ○ マダラヤンマ NT 運絶 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	4		カワトンボ	アオハダトンボ			NT	準絶	0	
7	5		ムカシトンボ	ムカシトンボ				要注	0	\circ
8	6		ヤンマ	ネアカヨシヤンマ			NT	Ⅱ類	0	
9 10 11 12	7			アオヤンマ			NT	準絶	\circ	
10	8			マダラヤンマ			NT	要注	0	
11 12 13 14 15 16 17 17 17 17 17 17 18 18	9		サナエトンボ	キイロサナエ			NT	準絶	0	0
12	10			ホンサナエ				準絶	0	0
TY TY TY TY TY TY TY TY	11			ナゴヤサナエ			VU	要注	0	
14	12		エゾトンボ	トラフトンボ				準絶	0	
15	13			エゾトンボ				要注	0	
16	14		トンボ	ハッチョウトンボ				要注	0	0
17 カマキリ カマキリ ウスバカマキリ DD 要注 ○ 18 カワゲラ トワダカワゲラ ミネトワダカワゲラ 要注 ○ 19 バッタ バッタ アカハネバッタ 国内 CR 絶滅 ○ 20	15			マイコアカネ				Ⅱ類	0	
18 カワゲラ トワダカワゲラ ミネトワダカワゲラ 要注 ○ 19 バッタ バッタ アカハネバッタ 国内 CR 絶滅 ○ 20 21 22 カメムシ シロヘリツチカメムシ 1類 ○ 22 カメムシ シロヘリツチカメムシ NT 準絶 ○ 23 24 アジカゲロウ コカスリウスバカゲロウ コカスリウスバカゲロウ 25 チョウ スカシバガ アシナガモモブトスカシバ VU 要注 ○ 26 27 28 アゲハチョウ ギフチョウ VU 運絶 ○ 29 29 29 29 20 21 21 22 24 27 27 28 29 29 29 29 29 20 21 20 21 20 20 20 20	16			ミヤマアカネ				要注	0	0
19	17	カマキリ	カマキリ	ウスバカマキリ			DD	要注		0
20 21 20 21 22 カメムシ 22 カメムシ 22 カメムシ 23 24 7ミメカゲロウ ウスバカゲロウ 25 チョウ 26 27 28 29 30 30 31 24 7٤ / ガオ 25 7 / ガガ 26 27 28 29 30 31 27 32 33 34 34 34 34 34 34	18	カワゲラ	トワダカワゲラ	ミネトワダカワゲラ				要注		0
カワラバッタ I類 ○ 22 カメムシ ツチカメムシ シロヘリツチカメムシ NT 準絶 ○ 23	19	バッタ	バッタ	アカハネバッタ		国内	CR	絶滅		0
22 カメムシ ツチカメムシ シロヘリツチカメムシ NT 準絶 ○ 23	20			ヤマトマダラバッタ				準絶	0	
23 コオイムシ タガメ VU I類 ○ 24 アミメカゲロウ ウスバカゲロウ 準絶 ○ 25 チョウ スカシバガ アシナガモモブトスカシバ VU 要注 ○ 26 タテハチョウ ウラギンスジヒョウモン VU II類 ○ 27 オオムラサキ NT 準絶 ○ 28 アゲハチョウ ギフチョウ VU 要注 ○ 29 ツトガ ハマゴウノメイガ 準絶 ○ 30 スズメガ スキバホウジャク VU 要注 ○ 31 ヒトリガ マエアカヒトリ NT 要注 ○ 32 アオモンギンセダカモクメ NT II類 ○ 34 キシタアツバ NT 要注 ○	21			カワラバッタ				I類	0	
24 アジメカケロウ コカスリウスバカゲロウ 準絶 ○ 25 チョウ スカシバガ アシナガモモブトスカシバ WU 要注 ○ 26 27 夕テハチョウ ウラギンスジヒョウモン WU 事絶 ○ 28 29 ツトガ バマゴウノメイガ 事絶 ○ 30 31 スズメガ スキバホウジャク WU 要注 ○ 31 32 マエアカヒトリ NT 要注 ○ 33 34 NT 財類	22	カメムシ	ツチカメムシ	シロヘリツチカメムシ			NT	準絶		0
25 チョウ スカシバガ アシナガモモブトスカシバ VU 要注 ○ 26 タテハチョウ ウラギンスジヒョウモン VU II類 ○ 27 28 アゲハチョウ *** *** *** *** *** *** *** *** *** **	23		コオイムシ	タガメ			VU	I類	0	0
26 タテハチョウ ウラギンスジヒョウモン VU II類 ○ 27 大オムラサキ NT 準絶 ○ 28 アゲハチョウ ギフチョウ VU 準絶 ○ ○ 29 ツトガ ハマゴウノメイガ 準絶 ○ □ ○ 30 スズメガ スキバホウジャク VU 要注 ○ ○ 31 セトリガ マエアカヒトリ NT 要注 ○ ○ 32 ヤガ コシロシタバ NT 要注 ○ ○ 33 アオモンギンセダカモクメ NT II類 ○ 34 キシタアツバ NT 要注 ○	24	アミメカケ゛ロウ	ウスバカゲロウ	コカスリウスバカゲロウ				準絶	0	
27	25	チョウ	スカシバガ	アシナガモモブトスカシバ			VU	要注	0	
28	26		タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン			VU	Ⅱ類	0	
29 ツトガ ハマゴウノメイガ 準絶 ○ 30 スズメガ スキバホウジャク WU 要注 ○ 31 ヒトリガ マエアカヒトリ NT 要注 ○ 32 ヤガ コシロシタバ NT 要注 ○ 33 アオモンギンセダカモクメ NT II 類 ○ 34 キシタアツバ NT 要注 ○	27			オオムラサキ			NT	準絶	0	
30 スズメガ スキバホウジャク VU 要注 ○ 31 ヒトリガ マエアカヒトリ NT 要注 ○ 32 ヤガ コシロシタバ NT 要注 ○ 33 アオモンギンセダカモクメ NT II 類 ○ 34 キシタアツバ NT 要注 ○	28		アゲハチョウ	ギフチョウ			VU	準絶	0	0
31 ヒトリガ マエアカヒトリ NT 要注 ○ マガ コシロシタバ NT 要注 ○ マオモンギンセダカモクメ NT II類 ○ コシタアツバ NT 要注 ○ マオモンギンセダカモクメ NT 要注 ○ マオモンギンセダカモクメ NT 要注 ○ マカマツバ NT 要注 ○ コシタアツバ マカマ・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー	29		ツトガ	ハマゴウノメイガ				準絶	0	
32 マガ コシロシタバ NT 要注 ○ 33 アオモンギンセダカモクメ NT II 類 ○ 34 キシタアツバ NT 要注 ○	30		スズメガ	スキバホウジャク			VU	要注	0	0
33 アオモンギンセダカモクメ NT II類 ○ 34 キシタアツバ NT 要注 ○	31		ヒトリガ	マエアカヒトリ			NT	要注	0	
34 キシタアツバ NT 要注 ○	32		ヤガ	コシロシタバ			NT	要注	0	
	33			アオモンギンセダカモクメ			NT	Ⅱ類		0
	34			キシタアツバ			NT	要注	0	
▮ 00 / -	35	ハエ	ガガンボ	アヤヘリガガンボ				要注	0	
36 ウスキシマヘリガガンボ 要注 〇	36			ウスキシマヘリガガンボ				要注	0	

【重要な種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特:特別天然記念物、国天:天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天:天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
 - 国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、特定:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2017」(環境省)
 - EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類 (CR:絶滅危惧 I A類、EN:絶滅危惧 I B類)、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)

絶滅:県域絶滅、 I 類:県域絶滅危惧 I 類、 II 類:県域絶滅危惧 II 類、準絶:県域準絶滅危惧、要注:要注目地域:絶滅のおそれのある地域個体群

表 4.1-41(2) 注目すべき昆虫類の状況

						基準		確認	忍地
番号	目名	科 名	種名	①指定 文化財	②種の 保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
37	ハエ	ガガンボ	ヒメハスオビガガンボ				要注	0	
38		ハルカ	ハマダラハルカ			DD	要注	0	
39		カ	トワダオオカ				要注	0	
40	コウチュウ	オサムシ	セアカオサムシ			NT	準絶	0	0
41			オオサカアオゴミムシ			DD	要注	0	
42			オオトックリゴミムシ			NT	要注	0	
43			アスワメクラチビゴミムシ				要注	0	
44		ハンミョウ	カワラハンミョウ			EN	I類	0	
45			アイヌハンミョウ			NT	要注	0	0
46			ホソハンミョウ			VU	準絶	0	
47			マガタマハンミョウ				要注		0
48		ゲンゴロウ	クロゲンゴロウ			NT	準絶	0	0
49			ゲンゴロウ			VU	I類	0	
50			シャープゲンゴロウモドキ		国内	CR	I類	0	
51			シマゲンゴロウ			NT	I類	\circ	
52			コマルケシゲンゴロウ			NT	I類		0
53			ケシゲンゴロウ			NT	要注	0	0
54			キベリクロヒメゲンゴロウ			NT	要注	0	
55			キベリマメゲンゴロウ			NT	要注	0	0
56		ミズスマシ	オオミズスマシ			NT	Ⅱ類	0	0
57			コミズスマシ			EN	要注	0	
58			ミズスマシ			VU	準絶	0	
59			コオナガミズスマシ			VU	要注	0	0
60		コガシラミズムシ	クビボソコガシラミズムシ			DD	準絶	0	
61		ガムシ	スジヒラタガムシ			NT	要注	0	0
62			コガムシ			DD	準絶	0	0
63			ガムシ			NT	準絶	0	
64			シジミガムシ			EN	要注	0	
65		クワガタムシ	オオクワガタ			VU	Ⅱ類	0	
66		コガネムシ	アカマダラハナムグリ			DD	要注	0	
67		タマムシ	オオムツボシタマムシ				要注	0	
68			サビナカボソタマムシ				要注	0	
69			シナノキチビタマムシ				要注		0
70		テントウムシ	オシマヒメテントウ				準絶	0	
71		カミキリムシ	スネケブカヒロコバネカミキリ				要注	0	
72	1		キュウシュウチビトラカミキリ				要注	0	
73]		アサカミキリ			VU	要注	0	
74	1	ゾウムシ	タカハシトゲゾウムシ				要注	0	
75	ハチ	カギバラバチ	ザウターカギバラバチ				Ⅱ類	0	
76	1	シリアゲコバチ	オキナワシリアゲコバチ				準絶	0	0
77	1	セイボウ	ミヤマツヤセイボウ			DD	I類	0	
78	1	アリ	ケブカツヤオオアリ			DD	Ⅱ類	0	
79	1		トゲアリ			VU	要注	0	
	な種の選定基	は進】			ı	ı			

- 【重要な種の選定基準】 ①「文化財保護法」 国特:特別天然記念物、国天:天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天:天然記念物
 - ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、特定:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

- ③「環境省レッドリスト2017」(環境省)
 - EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類(CR:絶滅危惧 I A類、EN:絶滅危惧 I B類)、VU:絶滅危惧 I 類、
- NT: 準絶滅危惧、DD:情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)

絶滅:県域絶滅、Ⅰ類:県域絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類:県域絶滅危惧Ⅱ類、準絶:県域準絶滅危惧、要注:要注目 地域:絶滅のおそれのある地域個体群

表 4.1-41(3) 注目すべき昆虫類の状況

					選定	基準		確認	忍地
番号	目名	科 名	種名	①指定 文化財	②種の 保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
80	ハチ	ドロバチ	ハグロフタオビドロバチ				Ⅱ類	0	0
81			フカイオオドロバチ				準絶	0	0
82		スズメバチ	チャイロスズメバチ				要注	0	\circ
83		クモバチ	キオビクモバチ				要注	0	
84			スギハラクモバチ				要注	0	\circ
85			フタモンクモバチ				要注	0	\circ
86			アオスジクモバチ				要注	0	
87		ツチバチ	ウチダハラナガツチバチ				要注	0	\circ
88		ギングチバチ	キユビギングチ			DD	Ⅱ類	0	\circ
89			ガロアギングチ			DD	要注	0	0
90			タケウチギングチ				Ⅱ類	0	
91			ササキリギングチ			NT	要注	0	0
92			アカオビケラトリバチ				準絶	0	
93			ニトベギングチ			DD	Ⅱ類	0	
94		ドロバチモドキ	ニッポンアワフキバチ			DD	要注	0	
95			ヤマトスナハキバチ			DD	要注	0	
96			ニッポンハナダカバチ			VU	準絶	0	
97			キアシハナダカバチモドキ			VU	I類	0	
98		アリマキバチ	カラトイスカバチ			DD	Ⅱ類	0	
99		アナバチ	フジジガバチ			NT	Ⅱ類	0	0
100			フクイアナバチ			NT	準絶	0	0
101		ヒメハナバチ	コガタホオナガヒメハナバチ				Ⅱ類	0	
102		ミツバチ	クロマルハナバチ			NT	要注	0	0
103			イカズチキマダラハナバチ				要注	0	
104		ミツバチ	ナミルリモンハナバチ				要注	0	0
105		ハキリバチ	クズハキリバチ			DD	要注		0
106			マイマイツツハナバチ			DD	Ⅱ類	0	0
計	10目	51科	106種	0種	2種	64種	106種	97種	43種

- ①「文化財保護法」 国特:特別天然記念物、国天:天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天:天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、特定:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

- ③「環境省レッドリスト2017」(環境省)
 - EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類(CR:絶滅危惧 I A類、EN:絶滅危惧 I B類)、VU:絶滅危惧 II 類、
 - NT: 準絶滅危惧、DD:情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)

絶滅:県域絶滅、 I 類:県域絶滅危惧 I 類、 I 類:県域絶滅危惧 I 類、準絶:県域準絶滅危惧、要注:要注目

地域:絶滅のおそれのある地域個体群

注1:科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(平成29年 (財)ダム水源地環境整備センター)に従った。

(g) 貝類

文献調査で確認された注目すべき貝類は、表 4.1-42及び表 4.1-43に示すとおり淡水産貝類が12種、陸産貝類が18種である。

淡水産貝類は福井市では11種、永平寺町では8種が、陸産貝類は福井市では17種、永平寺町では5種が確認されている。

表 4.1-42 注目すべき貝類の状況(淡水産)

			,,						ā
					選定	基準		確認	忍地
番号	目名	科 名	種名	①指定 文化財	②種の 保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
1	アマオフ゛ネカ゛イ	アマオフ゛ネカ゛イ	イシマキガイ				準絶	0	
2	新生腹足	タニシ	マルタニシ			VU	準絶	0	0
3			オオタニシ			NT	要注	0	0
4	汎有肺	モノアラガイ	コシダカヒメモノアラガイ			DD	要注	0	
5			モノアラガイ			NT	準絶	0	0
6		ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ			DD	要注		0
7			ヒラマキガイモドキ			NT	要注	0	0
8	イシガイ	カワシンシ゛ュカ゛イ	カワシンジュガイ			VU	絶滅	0	
9		イシガイ	トンガリササノハガイ			NT	I類	0	
10			カタハガイ			VU	Ⅱ類	0	\circ
11			マツカサガイ			NT	Ⅱ類	0	0
12	マルスタ゛レカ゛イ	シジミ	マシジミ			VU	Ⅱ類	0	0
計	5目	7科	12種	0種	0種	11種	12種	11種	8種

【重要な種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特:特別天然記念物、国天:天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天:天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、特定:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

- ③「環境省レッドリスト2017」(環境省)
 - EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類(CR:絶滅危惧 I A類、EN:絶滅危惧 I B類)、VU:絶滅危惧 II 類、
 - NT: 準絶滅危惧、DD:情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)

絶滅:県域絶滅、 I 類:県域絶滅危惧 I 類、 I 類:県域絶滅危惧 I 類、準絶:県域準絶滅危惧、要注:要注目

地域:絶滅のおそれのある地域個体群

注1:科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(平成29年 (財)ダム水源地環境整備センター)に従った。

表 4.1-43 注目すべき貝類の状況 (陸産)

					選定	基準		確認	忍地
番号	目名	科 名	種名	①指定 文化財	②種の 保存法	③国RL	④県RDB	福井市	永平寺町
1	新生腹足	イツマデガイ	ニクイロシブキツボ			NT	I類	0	
2	ヘソカト゛カ゛イ	カワサ゛ンショウカ゛イ	ヘソカドガイ				絶滅	0	
3			オオウスイロヘソカドガイ				I類	0	
4	汎有肺	モノアラガイ	ナガオカモノアラガイ			NT	I類	0	0
5	有肺	キセルガイ	トノサマギセル			NT	Ⅱ類	0	
6	マイマイ	オマジマイマイ	オオミケマイマイ			VU	Ⅱ類	0	
7			クチベニマイマイ				要注	○注3	
8			ツルガマイマイ				要注	0	0
9			ミヤマヒダリマキマイマイ			VU	Ⅱ類		0
10		ベッコウマイマイ	オオヒラベッコウ			DD	要注	0	
11			スジキビ			NT	要注	0	
12			ヒメハリマキビ			NT	要注	0	
13			タカキビ			NT	要注	0	
14			オオウエキビ			DD	Ⅱ類	0	
15		ナンバンマイマイ	ケハダビロウドマイマイ			NT	Ⅱ類	0	
16			コシタカコベソマイマイ			NT	要注	0	0
17			ヤマタカマイマイ			NT	要注	0	0
18	ニナ	イツマデガイ	イツマデガイ	_		NT	要注	0	
計	6目	8科	18種	0種	0種	14種	18種	17種	5種

【重要な種の選定基準】

- ①「文化財保護法」 国特:特別天然記念物、国天:天然記念物、「文化財保護条例」 県天、市天、町天:天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、特定:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

- ③「環境省レッドリスト2017」(環境省)
 - EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類(CR:絶滅危惧 I A類、EN:絶滅危惧 I B類)、VU:絶滅危惧 II 類、
 - NT: 準絶滅危惧、DD:情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」(平成28年3月 福井県)

絶滅:県域絶滅、 I 類:県域絶滅危惧 I 類、 II 類:県域絶滅危惧 II 類、準絶:県域準絶滅危惧、要注:要注目地域:絶滅のおそれのある地域個体群

注1:科及び種の順番は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(平成29年 (財)ダム水源地環境整備センター)等に従った。

注2:公表による悪影響が懸念される種については未記載となっている。

注3:過去に記録があるが絶滅したと考えられる市町。

(3) 重要な種の分布及びその生息・生育状況、注目すべき生息地及び重要な群落の分布状況

「福井県すぐれた自然データベース (植生、動物編)」(福井県ホームページ)によると、事業実施想定区域及びその周囲に設定されたメッシュ (約2km四方)で確認されたすぐれた自然 (動植物)は、表 4.1-44及び図 4.1-21に示すとおり、九頭竜川流域に「九頭竜川中流域の付着藻群落」、「九頭竜川のカマキリ (アラレガコ)」、「九頭竜川中~下流域河川敷 (昆虫類)」、「九頭竜川中流域 (鳥獣の重要な生息地)」が、足羽川流域に「足羽川中流域 (鳥獣の重要な生息地)」が分布している。また、ホンサナエ、フクイアナバチ、ダイミョウセセリ、キユビギングチ、マツカサガイの生息地が分布している。

事業実施想定区域が位置するメッシュ (No. 474) では、福井市河水町東山でホンサナエ、 松岡町(現永平寺町) 西野中でフクイアナバチが確認されている。

表 4.1-44 すぐれた自然一覧

メッシュ 番号** ²	名称	分 類 1	分 類 2	選定理由	区分**	位置
550	セアカオサムシ	昆虫類	コウチュウ目オ サムシ科	希少種	A	福井市:舟橋
551	カラトイスカバチ	昆虫類	ハチ目アリマキ バチ科	希少種	A	福井市:町屋町、 開発町
552	タガメ	昆虫類	カメムシ目コオ イムシ科	希少種	A	福井市: 勝見
515	足羽川中流域	鳥獣の重要な生息 地	-	渡り鳥の渡来地ま たは中継地、猛禽 類の多様な地域	В	福井市
	九頭竜川中流域の 付着藻群落	付着藻群落	-	生物的多様性(種類)を保持している生育地	В	松岡町(現永平 寺町):志比境
	九頭竜川のカマキ リ (アラレガコ)	淡水魚類	カサゴ目カジカ 科	個体レベルで貴重 な種の生息地	A	福井市:九頭竜 川中流域
472	アオモンギンセダ カモクメ	昆虫類	チョウ目ヤガ科	希少種	В	松岡町(現永平 寺町):下合月九 頭竜川河川敷
	九頭竜川中~下流 域河川敷	昆虫類	-	生物学的な多様性 (種数)を保持して いる自然	A	福井市、松岡町 (現永平寺町)
	九頭竜川中流域	鳥獣の重要な生息 地	-	渡り鳥の渡来地ま たは中継地、猛禽 類の多様な地域	В	福井市、松岡町 (現永平寺町)
474	ホンサナエ	昆虫類	トンボ目サナエ トンボ科	希少種	A	福井市:河水町 東山
474	フクイアナバチ	昆虫類	ハチ目アナバチ 科	希少種	A	松岡町(現永平 寺町):西野中
475	ホンサナエ	昆虫類	トンボ目サナエ トンボ科	希少種	A	福井市:河水町 東山
410	ダイミョウセセリ	昆虫類	チョウ目セセリ チョウ科	分布限界種	В	福井市:宮地
476	足羽川中流域	鳥獣の重要な生息 地	_	渡り鳥の渡来地ま たは中継地、猛禽 類の多様な地域	В	福井市
	九頭竜川中流域の 付着藻群落	付着藻群落	-	生物的多様性(種類)を保持している生育地	В	永平寺町:下浄 法寺
40.0	九頭竜川のカマキ リ (アラレガコ)	淡水魚類	カサゴ目カジカ 科	個体レベルで貴重 な種の生息地	A	福井市:九頭竜 川中流域
436	フジジガバチ	昆虫類	ハチ目アナバチ 科	希少種	A	松岡町(現永平 寺町):松岡公園
	九頭竜川中~下流 域河川敷	昆虫類	_	生物学的な多様性 (種数)を保持して いる自然	A	松岡町(現永平 寺町)
437	マツカサガイ	陸産・淡水産貝類	イシガイ目イシ ガイ科	生態的に貴重な種	A	永平寺町:諏訪 間
439	キユビギングチ	昆虫類	ハチ目ギングチ バチ科	希少種	A	松岡町(現永平 寺町):吉野

%1: 区分 A: 全国レベルで重要、または県レベルで特に重要なもの B: 県レベルで重要なもの

※2:メッシュ番号は、図4.1-21のメッシュ番号に対応する。 出典:「福井県すぐれた自然データベース」(福井県ホームページ)



図 4.1-21 すぐれた自然位置図

4.1.7 景観の状況

(1) 眺望点の状況

事業実施想定区域及びその周囲における主要な眺望点は、表 4.1-45及び図 4.1-22に示すとおりである。

最寄りの眺望点は東山公園展望台で事業実施想定区域から南側約600mの位置に存在する。

表 4.1-45 主要な眺望点の概要

番号**	名 称	概 要	出典
A	東山公園展望台	東山公園の展望台には車で行ける。福井市全域を見渡 せる。	1
В	二本松山古墳	国指定の史跡。古墳の頂上から九頭竜川が見え、天気 の良い日には日本海を望める。	2
С	手繰ヶ城山古墳	北陸で2番目の大きさの古墳である。国指定の史跡。 古墳の頂上からは福井平野、坂井平野が一望できる。	2

※:表中の番号は、図 4.1-22のアルファベット (大文字) と対応する。

出典1:「都市地図 福井県 1 福井市」(昭文社) 出典2:「福井の文化財」(福井県ホームページ)

(2) 景観資源の状況

事業実施想定区域及びその周囲における主要な景観資源は、表 4.1-46及び図 4.1-22に示すとおりである。

また、「福井市景観基本計画 四季彩織りなす風景都市〜住みたくなる心地よい景観をめざして〜」(福井市ホームページ) にあげられている景観資源は、表 4.1-47及び図 4.1-22に示すとおりである。

事業実施想定区域の南側約600mに東山公園が分布している。

表 4.1-46 主要な景観資源の概要

		F		r
番号**	名 称	種別	概要	出典
1	鳴滝	滝	足羽川 (あすわがわ) 支流の谷にかかる滝。 滝のそばには不動明王が祀られている。	1
2	九頭竜川	河川	延長116km、雄大な清流と鮎つりののどかな風景が見られる九 頭竜川の中流域は、古来より福井の穀倉地帯を支える利水の要衝 となっている。	2
3	永平寺口駅舎	建築物	永平寺の玄関口であるえちぜん鉄道の永平寺口駅は大正3年 建設と古く、レトロな外観を有している。現在でも利用されてい るこの駅舎は、永平寺への観光客でにぎわった往時をしのばせる 貴重な建築物である。	2
4	第3足羽川橋梁	鉄道橋	大きく蛇行する足羽川に、何度も鉄橋で川を渡っていく越美北線。一乗谷駅から美山駅間は7つの鉄道橋があり、杉の山林や足羽川の流れに調和した美しい景観となっている。	2
5	真杉家のタラヨウ	樹木	県指定の天然記念物。樹齢1000年。JR越美北線越前高田駅の下り左前方約30mにあり、そこから樹幹が一望できる。本樹は真杉家の旧屋敷にあり、そこを覆うように太い枝を広げている。	3
6	お館の椿	樹木	永平寺町指定の天然記念物。樹齢350年。かつて松岡町には、 親藩福井藩の支藩・松岡藩(5万石)が設置され、藩主の館や侍 屋敷が建てられていた。 お館の椿は、館の西門の庭に植えられ ていたと伝えられている。	3

※:表中の番号は、図 4.1-22の番号と対応する。

出典1:「第3回自然環境保全基礎調查 福井県自然環境情報図」(平成元年 環境庁)

出典2:「福井ふるさと百景」(福井県ホームページ) 出典3:「ふくいの名木・名花」(福井県ホームページ)

表 4.1-47 福井市景観基本計画による景観資源

項目	番号※	名称
	a	丸山
自然・風土等	b	鳴滝
	С	真杉家のタラヨウ
	d	元覚堤
歴史・文化・	е	東超勝寺・西超勝寺
風物等	f	和田八幡宮神橋
	g	篠尾廃寺跡塔心礎
公共空間·	h	東山公園
建築物等	i	県立図書館

※:表中の番号は、図 4.1-22のアルファベット (小文字) と対応する。 出典:「福井市景観基本計画 四季彩織りなす風景都市〜住みたくなる心地よ い景観をめざして〜」(福井市ホームページ)

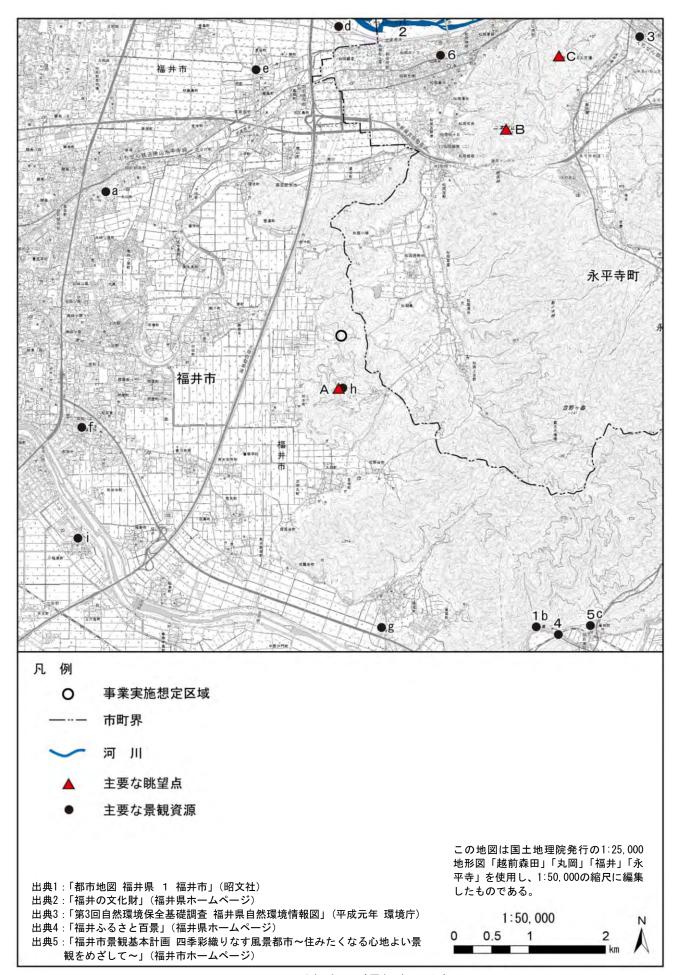


図 4.1-22 眺望点及び景観資源分布図

4.1.8 自然との触れ合いの活動の場の状況

事業実施想定区域及びその周囲における自然との触れ合いの活動の場は、表 4.1-48及び図 4.1-23に示すとおりである。

東山公園が事業実施想定区域に隣接して存在する。

表 4.1-48 自然との触れ合いの活動の場の概要

番号※2	名 称	種別	概要	出典
1	九頭竜川	河川	延長116km、雄大な清流と鮎つりののどかな風景が見られる九頭竜川の中流域は、古来より福井の穀倉地帯を支える利水の要衝となっている。	1
2	東山公園	公園	福井市東部の山に道路を整備して頂上付近を小さな公園 状に整備してある。展望台と芝生広場があり福井市街が一望 できる。 ふもとには福井市東山健康運動公園がある。	2
3	松岡公園	公園	松岡地区一円を見下ろす小高い丘の上にある公園。約500 本の桜の木があり、桜の名所でもある。夜にはぼんぼりが灯 り、夜桜見学もできる。	3
4	手繰ヶ城山古墳	古墳	手繰ヶ城山古墳は、北陸で2番目の大きさである。国指定の史跡。古墳の頂上からは福井平野、坂井平野が一望できる。	4
5	二本松山古墳コース (松岡古墳群)	散策コース	松岡公園にある春日山古墳を起点とした散策コース※1 ①春日山古墳一②乃木山古墳一③三峰山城跡一④石舟山古墳一⑤鳥越山古墳一⑥二本松山古墳を巡ることができる。	4

※1: 二本松山古墳コース (松岡古墳群) の概要にある丸付き番号は、図 4.1-23の番号と対応する。

※2:番号は、図4.1-23の番号と対応する。

出典1:「福井ふるさと百景」(福井県ホームページ) 出典2:「都市地図 福井県 1 福井市」(昭文社)

出典3:「永平寺町ガイドマップ」(永平寺町ホームページ)

出典4:「古代の宝箱 松岡古墳群」(まつおか散策マップホームページ)

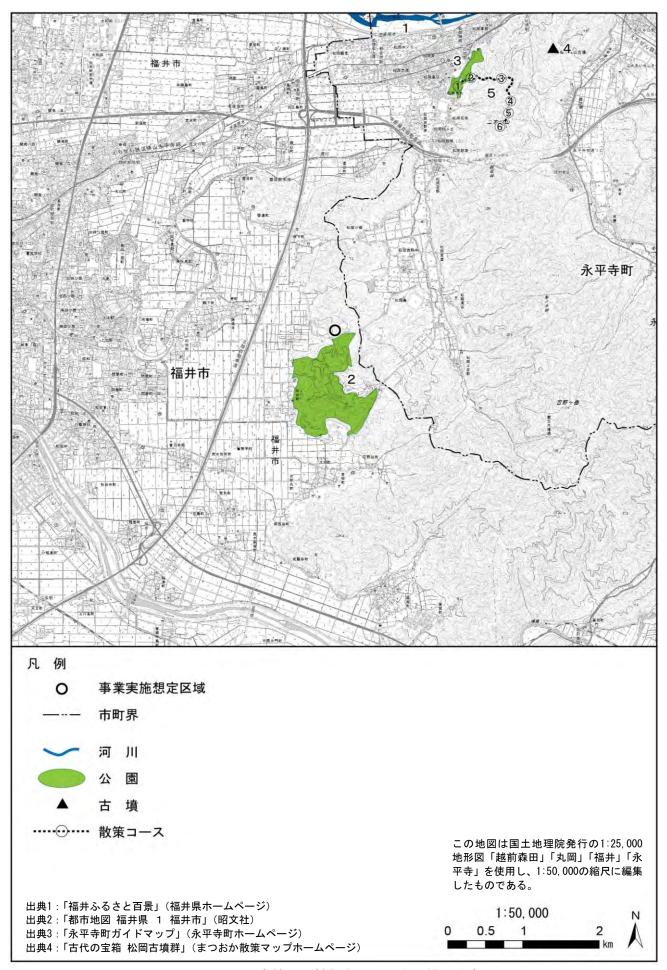


図 4.1-23 自然との触れ合いの活動の場の分布図

4.2 社会的状况

4.2.1 人口の状況

(1) 人口・世帯数

福井市、永平寺町及び福井県の人口及び世帯数は、表 4.2-1に示すとおりである。

平成29年10月1日現在の人口は、福井市が264,520人、永平寺町が19,463人、福井県が778,329人となっている。最近10年間では、福井市は3,653人(1.4%)、永平寺町は1,006人(4.9%)、福井県は34,150人(4.2%)の減少となっている。

また、平成29年10月1日現在の世帯数は、福井市が101,983世帯、永平寺町が7,313世帯、福井県が284,100世帯となっている。最近10年間では、福井市は5,906世帯(6.1%)、永平寺町は445世帯(6.5%)、福井県は9,283世帯(3.4%)の増加となっている。

市町県 福井市 永平寺町 福井県 人口 世帯数 世帯数 人口 世帯数 人口 年 (人) (世帯) (人) (世帯) (人) (世帯) 平成20年 20,469 6,868 812, 479 268, 173 96,077 274, 817 平成21年 267, 398 96, 945 20, 356 6,871 808, 589 275, 759 平成22年 7,217 275, 599 266, 796 97,446 20,647 806, 314 平成23年 266, 540 98,320 20,543 803, 216 277, 218 7,243 平成24年 266, 052 98,089 20, 395 7, 245 799, 127 276, 183 平成25年 265, 450 98,930 20, 219 7,264 794, 492 277, 510 平成26年 264, 902 20,080 7, 293 279, 774 100,673 789,633 平成27年 265, 904 99,872 19,883 7,276 786, 740 279,687 平成28年 265, 246 100,930 19,701 7,297 782, 232 281,612 平成29年 264, 520 101,983 19,463 7,313 778, 329 284, 100

表 4.2-1 人口・世帯数の状況

注:数値は各年10月1日現在

出典1:「平成20~29年 福井県統計年鑑」(福井県ホームページ) 出典2:「福井県の人口と世帯(推計)」(福井県ホームページ)

(2) 人口動態

福井市、永平寺町及び福井県の平成28年度の人口動態の状況は、表 4.2-2に示すとおりである。

自然動態は福井市、永平寺町、福井県とも減少となっている。社会動態は福井市は増加、 福井県及び永平寺町は減少となっている。人口動態全体としていずれも減少となっている。

項目 自然動態(人) 社会動態(人) 増減 (人) 市町県 出生 死亡 自然増減 県内転入 県外転入 県内転出 県外転出 社会增減 2, 267 -705 2,634 4,939 2, 295 5, 186 92 -613 福井市 2,972 永平寺町 251 -129287 226 337 -70-199122 246 -3, 324 福井県 6, 140 9,464 8,761 12, 514 8,761 13,615 -1,101-4, 425

表 4.2-2 人口動態の状況 (平成28年度)

注:平成28年度の各数値は、下記出典の平成28年4月~平成29年3月の月別数値を集計。

出典:「福井県の人口と世帯(推計)」(福井県ホームページ)

4.2.2 産業の状況

(1) 就業人口

福井市、永平寺町及び福井県の平成27年の産業別就業者数の状況は、表 4.2-3に示すとおりである。

産業別就業者数の割合は、福井市では第1次産業が2.2%、第2次産業が25.4%、第3次産業が69.6%であり、業種では卸売業、小売業が17.6%で最も多い。永平寺町では第1次産業が3.4%、第2次産業が26.3%、第3次産業が67.8%であり、業種では製造業が17.8%で最も多い。福井県では第1次産業が3.7%、第2次産業が30.7%、第3次産業が63.8%であり、業種では製造業が21.7%で最も多い。

表 4.2-3 産業別就業者数 (平成27年)

以 1.2 ○ 厘米///////////////////////////////////							
	業 種	福井市		永平寺町		福井県	
分類		就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)
第1次 産業	農業, 林業	2,764	2.1	356	3.4	13,790	3.5
	漁業	60	0.0	2	0.0	1,036	0.3
	小 計	2,824	2.2	358	3.4	14,826	3.7
第2次	鉱業,採石業,砂利採取業	22	0.0	3	0.0	100	0.0
	建設業	10,657	8.2	882	8.5	35,912	9.0
産業	製造業	22,253	17.1	1,849	17.8	86,590	21.7
	小計	32,932	25.4	2,734	26.3	122,602	30.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	627	0.5	67	0.6	4,788	1.2
	情報通信業	2,639	2.0	151	1.4	5,611	1.4
	運輸業, 郵便業	5,265	4.1	415	4.0	15,749	3.9
	卸売業, 小売業	22,922	17.6	1,602	15.4	60,800	15.2
	金融業,保険業	4,136	3.2	240	2.3	9,254	2.3
	不動産業, 物品賃貸業	1,949	1.5	100	1.0	4,009	1.0
第3次	学術研究,専門・技術サービス業	3,993	3.1	272	2.6	11,187	2.8
第3次 産業	宿泊業,飲食サービス業	7,060	5.4	501	4.8	21,067	5.3
生未	生活関連サービス業, 娯楽業	4,719	3.6	274	2.6	13,244	3.3
	教育, 学習支援業	6,918	5.3	661	6.3	18,458	4.6
	医療, 福祉	17,236	13.3	1,638	15.7	50,759	12.7
	複合サービス事業	1,258	1.0	123	1.2	4,818	1.2
	サービス業(他に分類されないもの)	6,945	5.3	650	6.2	21,414	5.4
	公務(他に分類されるものを除く)	4,708	3.6	370	3.6	13,518	3.4
	小計	90,375	69.6	7,064	67.8	254,676	63.8
分類不能の産業		3,757	2.9	258	2.5	7,065	1.8
合計		129,888	100.0	10,414	100.0	399,169	100.0

注:構成比は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳数の合計が一致しない場合がある。

出典:「平成27年国勢調査」(福井県ホームページ)

(2) 出荷額

1) 工業

福井市、永平寺町及び福井県の平成28年の工業の状況は、表 4.2-4に示すとおりである。

製造品出荷額等は、福井市では4,007億円、永平寺町では168億円、福井県では2兆393 億円となっている。

表 4.2-4 工業の状況 (平成28年)

	•		
項目 市町県	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
川川宗	(1917	()()	(2211)
福井市	736	18, 102	40, 068, 882
永平寺町	55	998	1, 678, 948
福井県	2,570	72, 469	203, 926, 074

注:数値は平成28年6月1日現在

出典:「福井県統計年鑑」(福井県ホームページ)

2) 商業

福井市、永平寺町及び福井県の平成26年の商業の状況は、表 4.2-5に示すとおりである。

年間商品販売額は、福井市では1兆1,261億円、永平寺町では146億円、福井県では1兆8,431億円となっている。

表 4.2-5 商業の状況 (平成26年)

市町県	事業所数 (所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
福井市	3, 381	26, 727	1, 126, 128
永平寺町	152	774	14, 623
福井県	8, 568	57, 297	1, 843, 056

注:数値は平成26年7月1日現在

出典:「福井県統計年鑑」(福井県ホームページ)

4.2.3 交通の状況

(1) 交通網

事業実施想定区域及びその周囲の主要な道路及び鉄道の状況は、図 4.2-1に示すとおり である。主要な道路については、北陸自動車道、中部縦貫自動車道、一般国道8号、一般国 道158号、一般国道416号、主要地方道福井加賀線、主要地方道福井丸岡線、主要地方道福 井今立線等が通っている。

また、鉄道については、JR北陸本線、JR越美北線(九頭竜線)、えちぜん鉄道勝山永平寺 線、えちぜん鉄道三国芦原線、福井鉄道福武線が通っている。

(2) 自動車交通量

事業実施想定区域及びその周囲の道路の自動車交通量は、表 4.2-6に示すとおりである。 12時間交通量は、主要な道路では北陸自動車道(区間番号40)で19,293台、一般国道8号(区 間番号10060)で29,505台、一般国道158号(区間番号10480)で23,485台、一般国道416号(区 間番号11195)で20,644台となっている。また、事業実施想定区域に近い一般県道吉野福井 線(区間番号60400)で10,754台、一般県道篠尾出作線(区間番号61300)で8,657台となってい る。

表 4.2-6 自動車交通量調査結果(平成27年度)

区間	吹 始 々	细测+4 占夕	交通量(台)		大型車 混入率
番号	近初水 石	路線名		24時間	(%)
40	北陸自動車道	福井北JCT~一般国道158号福井IC	19, 293	27, 826	27.1
120	北陸自動車道	北陸自動車道~一般国道158号	7, 375	9, 272	18.6
10040	一般国道8号	福井市新保	<i>27, 330</i> *	<i>36, 622</i> *	<i>12. 9</i> [×]
10050	一般国道8号		<i>27, 435</i> *	<i>36, 763</i> *	<i>15.</i> 8 [%]
10060	一般国道8号		<i>29, 505</i> *	<i>39, 537</i> *	<i>14. 9</i> ³
10480	一般国道158号	福井市成和一丁目	23, 485	32, 644	6. 4
10630	一般国道158号	越坂	12, 779	16, 273	8.9
10651	一般国道158号(中部縦貫道)	松岡	1,091	1, 244	15.5
11195	一般国道416号	福井市開発町	20, 644	28, 282	7.8
11200	一般国道416号	福井市新保町	18, 507	25, 355	10.5
11210	一般国道416号	吉田郡永平寺町松岡春日一丁目	8, 562	11, 302	4. 0
11300	一般国道416号BP	吉田郡永平寺町松岡吉野堺	9, 697	12,800	9. 2
40200	福井加賀線	福井市勝見2丁目	20, 559	28, 166	6.0
40720	福井今立線	福井市稲津町	5, 367	6, 977	7. 7
60400	吉野福井線	福井市南四ツ居1丁目	10, 754	14, 303	6.8
60420	吉野福井線	福井市日の出4丁目	18, 102	24, 619	5. 2
60460	徳光福井線	福井市下六条町	5, 814	7, 558	5. 6
60470	徳光福井線		<i>5, 970</i> *	7, 761 [*]	<i>3. 3</i> *
60640	福井停車場米松線	福井市大手1丁目	9, 996	13, 395	7. 2
61050	京善原目線	福井市重立町	7, 473	9, 565	9. 4
61280	御本丸大手町線		3, 794 [×]	4, 894 [×]	4. 1 [×]
61300	篠尾出作線	福井市荒木新保町	8,657	11, 341	12.3
61310	篠尾出作線	_	9, 723 [×]	12, 834 [%]	16. 0 [×]
61320	淵上志比口線	福井市四ツ居2丁目	8, 484	11, 199	3. 2
61340	東郷福井線	福井市下馬町	5, 837	7, 646	6. 2
61350	東郷福井線	_	7, 361 ^¾	9, 643	6. 8 [×]
62190	福井停車場勝見線	_	3, 794 [×]	4, 894	4. 1 ^½
62470	勝見稲津線	_	3, 811	4, 916	4. 1 ^½

※:交通量、大型車混入率、混雑度の斜体は推定値

出典1:「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表」(国土交通省ホームページ) 出典2:「平成27年度道路交通センサス 交通量図」(福井県ホームページ)

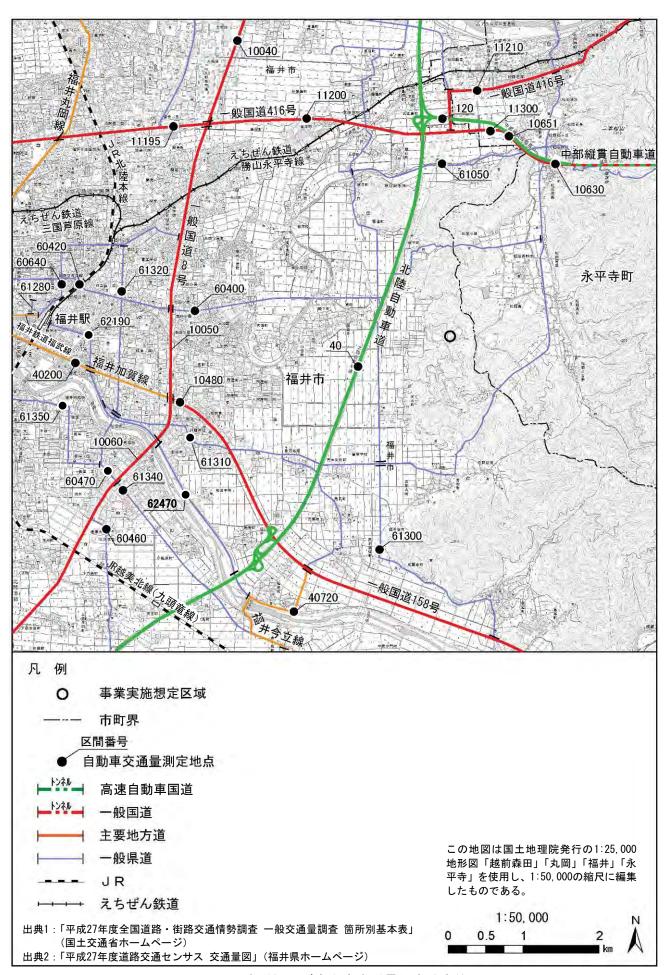


図 4.2-1 交通網及び自動車交通量調査地点位置図

4.2.4 土地利用の状況

(1) 土地利用の現況

福井市、永平寺町及び福井県の平成29年の土地利用の現況は、表 4.2-7及び図 4.2-2に示すとおりである。

福井市は、山林が約1/2を占め、次いで田、宅地の順に多くの面積を占めている。永平寺町は、山林が約2/3を占め、次いで田となっている。福井県は、山林が最も多いが、雑種地、その他も多くの面積を占めている。

地目 雑種地 宅地 山林 原野 田 畑 総面積 市町県 その他 面積(ha) 8,004.5 931.1 4,826.7 17, 203. 9 183.0 3, 638. 2 34, 787. 4 福井市 割合(%) 23.0 2.7 13.9 49.5 0.5 10.5 100.0 395. 9 面積(ha) 1,030.5 87.1 4,014.0 48.0 569.5 6, 145.0 永平寺町 割合(%) 16.8 1.4 6.4 65.3 0.8 9.3 100.0 96,610.8 面積(ha) 39, 716. 3 5, 585. 6 17,620.1 100, 588. 5 2,635.8 262, 757. 1 福井県 割合(%) 15.1 100.0 2.1 6.7 38. 3 1.0 36.8

表 4.2-7 地目別土地面積 (平成29年)

注1:数値は平成29年1月1日現在

注2:構成比は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳数の合計が一致しない場合がある。

出典:「福井県統計年鑑」(福井県ホームページ)

(2) 用途地域の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲の用途地域の指定状況は図 4.2-3に示すとおりである。 また、福井市、永平寺町及び福井県の平成28年の用途地域別面積は表 4.2-8に示すとおり である。

事業実施想定区域及びその近辺には用途地域は指定されておらず、市街化調整区域となっている。

第一種 用涂地域 第一種 第二種 第二種 第一種 第二種 低層住 低層住 中高層 中高層 近隣商 準工業 商業 工業 工業専 住居 住居 合計 居専用 居専用 住居専 住居専 業地域 地域 地域 地域 用地域 抽城 地域 市町県 地域 地域 用地域 用地域 面積(ha) 492 828 237 1, 191 72 314 133 1, 187 191 40 4,685 福井市 100.0 割合(%) 10.5 17.7 5. 1 25.4 1.5 6.7 2.8 25.3 4.1 0.9 面積(ha) 20 7.1 97 7.0 58 189 永平寺町 割合(%) 10.6 _ 3.8 51.3 3.7 30.7 100.0 面積(ha) 1,298 7.6 2,561 334 4,016 100 791 545 3, 278 982 1,243 15, 156 福井県 割合(%) 16.9 2.2 26.5 0.7 5.2 3.6 21.6 6.5 8.2 100.0 8.6 0.1

表 4.2-8 用途地域面積(平成28年)

注1:数値は平成28年2月29日現在

注2: 構成比は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳数の合計が一致しない場合がある。

出典:「福井県の都市計画」(福井県ホームページ)

(3) 住宅の配置の状況

事業実施想定区域及びその周囲の住宅の配置状況は、図 4.2-4に示すとおりである。 最寄りの集落は、事業実施想定区域から南西約800m離れた位置に分布している。

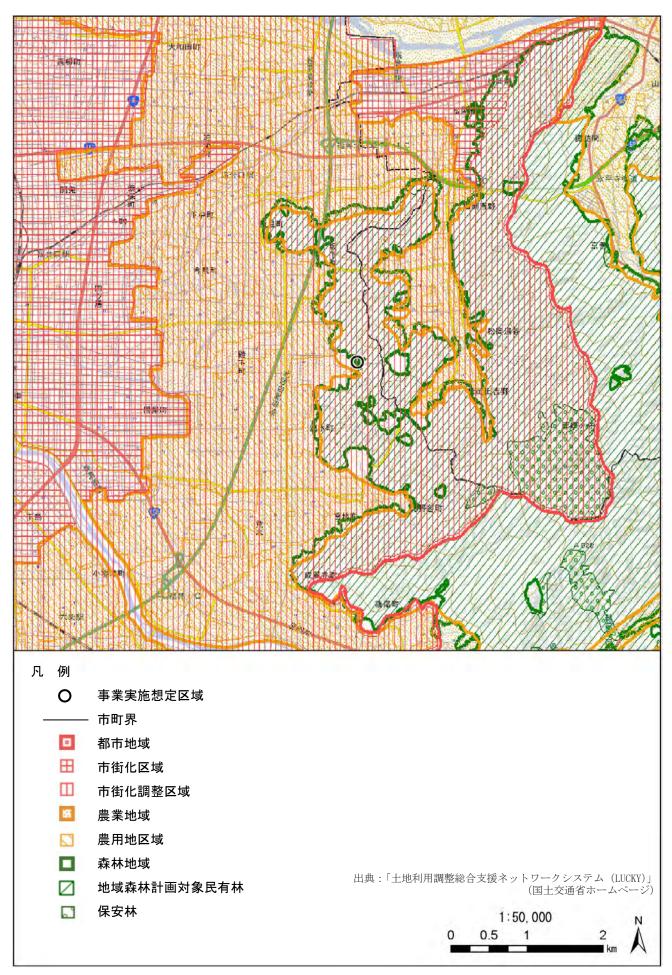


図 4.2-2 土地利用現況図

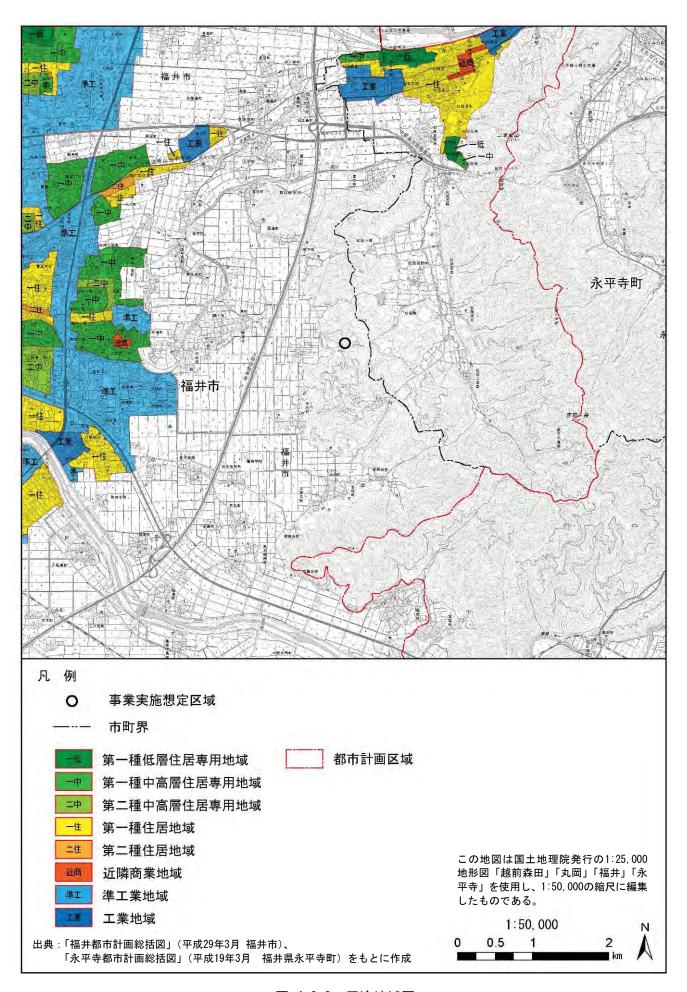


図 4.2-3 用途地域図

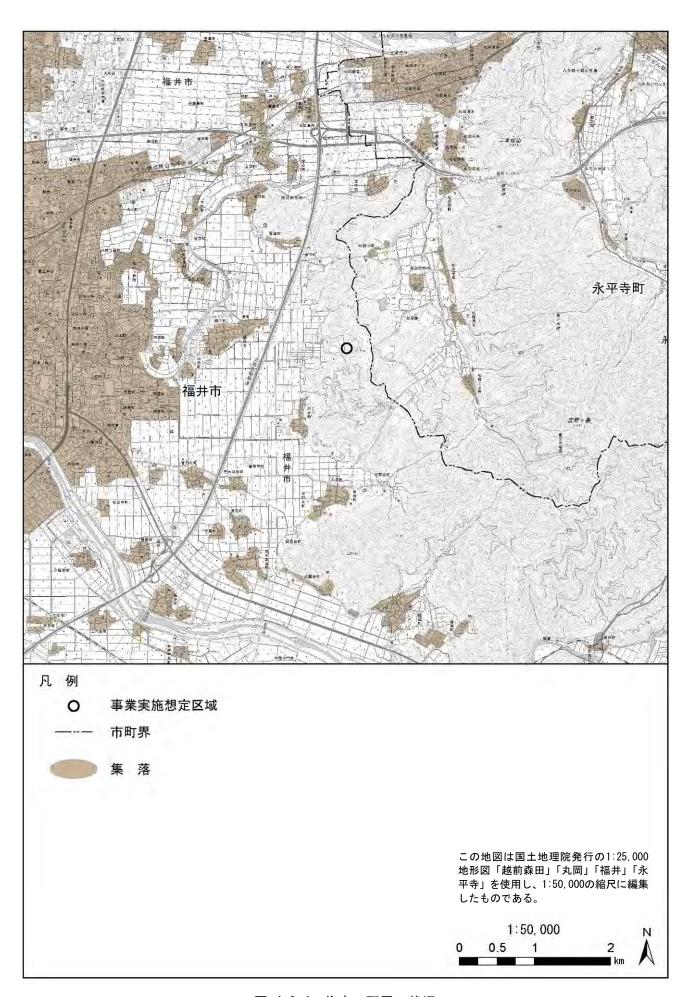


図 4.2-4 住宅の配置の状況

4.2.5 水利用の状況

(1) 上水・工業用水・農業用水の利水状況

1) 上水の利用状況

福井市、永平寺町及び福井県の平成26年度における水道水の水源別の供給量の状況は、 表 4.2-9に示すとおりである。

福井市の水源は、表流水、深井戸水、浅井戸水の順に多く、これらの水源で約95%を 占めている。永平寺町はほとんどが深井戸水となっている。福井県全体では深井戸水、 浄水受水がそれぞれ約30%を占めている。

なお、事業実施想定区域周辺の水道水は、九頭竜川浄水場(北野下町)から原目配水 池(原目町)を経由して配水している。

水道水源 市町県 項目 合計 表流水 伏流水 浅井戸水 深井戸水 その他 浄水受水 8, 457 給水量(千m³/年) 13,569 5 11,586 1, 267 309 35, 194 福井市 割合(%) 38.6 0.0 24.0 32.9 3.6 0.9 100 2,950 給水量(千m³/年) 121 2,829 永平寺町 割合(%) 4. 1 95.9 100 給水量(千m³/年) 19, 116 17, 373 34,730 32, 333 1,039 104, 832 241 福井県 割合(%) 18.2 0.2 16.6 33.1 1.0 100 30.8

表 4.2-9 水道水の水源別の供給量の状況 (平成26年度)

注1:数値は平成27年3月31日現在

注2:構成比は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳数の合計が一致しない場合がある。

出典:「薬事・生活衛生・食品衛生事業概要(平成28年度版)」(福井県ホームページ)

また、福井市、永平寺町及び福井県の平成27年度における上水道の整備状況は、表 4.2-10に示すとおりである。

給水普及率は、福井市では99.8%、永平寺町では99.5%、県全体では96.8%となって いる。

項目 計画給水 給水区域 現在 事 1人1日吸水量 給水 施設能力 業 人口 現在人口 給水人口 普及率※ 平均 最大 (m³/目) 市町県 数 (人) (人) (人) (%) (1) (1)福井市 1 259, 250 259, 047 258, 597 99.8 365 490 161, 992 18,980 永平寺町 1 19,500 19,080 99.5 425 620 18,047

707,628

96.8

375

512

518, 287

表 4.2-10 上水道の整備状況(平成27年度)

747, 708 ※:給水普及率=現在給水人口/給水区域現在人口×100

注:数値は平成28年3月31日現在

出典:「薬事・生活衛生・食品衛生事業概要(平成28年度版)」(福井県ホームページ)

731, 033

2) 工業用水の利用状況

福井市内では、江上町の九頭竜川の表流水及び地下水を利用した「福井臨海工業用水 道事業」(契約水量33,993m³/日) が行われており、テクノポート福井、九頭竜川右岸区 域に供給している。なお、永平寺町は工業用水の取水は行われていない。

3) 農業用水の利用状況

事業実施想定区域及びその周囲では「国営九頭竜川下流農業水利事業」が行われており、九頭竜川の水が水田に供給されている。

(2) 漁業権の設定状況

事業実施想定区域及びその周囲における足羽川水系には表 4.2-11に示すように漁業権が設定されている。事業実施想定区域及びその周囲における漁業権の設定区域の状況は、図 4.2-5に示すとおりである。

表 4.2-11 漁業権の設定状況

免許番号	漁業権者の名称	所在地	漁業種類第五種
中 1		福井県福井市市波町第25号11番	あゆ、こい、ふな、いわな、やま
内共第5号	足羽川漁業協同組合	地の1	め、にじます

注:河川の位置は図 4.1-14に示す。

出典:「川と湖のルール&マナー」(福井県ホームページ)



図 4.2-5 漁業権の設定状況

4.2.6 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況

事業実施想定区域及びその周囲における環境の保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況は、表 4.2-12及び図 4.2-6に示すとおりである。

事業実施想定区域の最寄りの施設は南西約1.2kmに位置する岡保幼稚園及び岡保小学校が 分布している。

表 4.2-12(1) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設(教育施設)

種 別	番号**	施設名	区分	所在地
	1	岡保幼稚園	市立	福井市河水町18-8
	2	酒生幼稚園	市立	福井市成願寺町5-1
幼稚園	3	小鳩幼稚園	私立	福井市志比口2-25-25
	4	松岡幼稚園	町立	永平寺町松岡神明3丁目129番地
	5	吉野幼稚園	町立	永平寺町松岡吉野第26号21番地
	6	和田小学校	市立	福井市和田1-2-1
	7	円山小学校	市立	福井市北四ツ居3-15-17
	8	啓蒙小学校	市立	福井市開発1-1008
	9	中藤小学校	市立	福井市高柳3-3001
小学技	10	岡保小学校	市立	福井市河水町18-8
小学校	11	東藤島小学校	市立	福井市藤島町44-8
	12	酒生小学校	市立	福井市成願寺町5-1
	13	松岡小学校	町立	永平寺町松岡神明3丁目132番地
	14	吉野小学校	町立	永平寺町松岡吉野第26号3番地
	15	志比南小学校	町立	永平寺町市野々第1号11番地
	16	成和中学校	市立	福井市城東3-10-1
中学校	17	大東中学校	市立	福井市北今泉町10-6-2
	18	松岡中学校	町立	永平寺町松岡吉野堺第61号10番地1
高等学校	19	福井農林高等学校	県立	福井市新保町49-1
盲学校	20	盲学校	県立	福井市原目町39-8
特別支援学校	21	福井東特別支援学校	県立	福井市四ツ井2-8-1

※:表中の番号は、図 4.2-6の数字と対応する。

出典1:「中学校一覧」「小学校一覧」「幼稚園一覧」(福井市ホームページ)

出典2:「永平寺町オープンデータ (学校・保育)」(永平寺町ホームページ)

出典3:「平成29年度 県立学校一覧」(福井県ホームページ) 出典4:「福井県内私立幼稚園一覧」(福井県ホームページ)

表 4.2-12(2) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設(医療施設※2)

記号**1	施設名	区分	所在地
a	福井県立病院	都道府県	福井市四ツ井2-8-1
b	福井県済生会病院	社会福祉法人	福井市和田中町舟橋7-1
С	福井循環器病院	特定医療法人	福井市新保2丁目228
d	福井愛育病院	医療法人	福井市新保2丁目301
е	安川病院	特定医療法人	福井市大和田2丁目108
f	大森整形外科リウマチ科	医療法人	福井市北四ツ居3-14-12
g	野村内科医院	医療法人	福井市上中町36-8
h	齋藤眼科	医療法人	福井市御幸3-15-13
i	まつむら眼科クリニック	(個人)	福井市上北野1-25-19

※1:表中の記号は、図 4.2-6のアルファベットと対応する。

※2:医療施設は、入院設備を持つもののみ記載。

出典:「地域医療情報システム」(日本医師会ホームページ)

表 4.2-12(3) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設(社会福祉施設:保育所)

種 別	記号※	施設名	区 分	所在地
	ア	上北野保育園	市立	福井市上北野1丁目22-46
	イ	啓蒙保育園	市立	福井市開発1丁目1910
	ウ	東藤島こども園	市立	福井市藤島町46-13-1
	거	岡保保育園	私立	福井市河水町18-10
	オ	認定こども園竹里	私立	福井市成和1丁目303
	力	あさひこども園	私立	福井市栂野町2-53
	キ	和田こども園	私立	福井市和田3丁目907
保育所	ク	三心えんざん認定こども園	私立	福井市今泉町25-16-1
	ケ	認定こども園木の実	私立	福井市北四ツ居1丁目30-15
	コ	若草 (福井認定こども園)	私立	福井市城東2丁目10-13
	サ	松岡西幼児園	町立	永平寺町松岡葵3丁目120
	シ	なかよし幼児園	町立	永平寺町松岡吉野堺第15号37
	ス	なかよし幼児園分園まつおか園	町立	永平寺町松岡神明3丁目129
	セ	なかよし幼児園分園よしの園	町 <u>立</u>	永平寺町松岡吉野第26号21
	ソ	志比南幼児園	町立	永平寺町市野々第2号19-1

※: 表中の記号は、図 4.2-6のカタカナと対応する。

出典1:「平成30年度 福井市特定教育・保育施設一覧」(福井市ホームページ) 出典2:「永平寺町オープンデータ(学校・保育)」(永平寺町ホームページ)

表 4.2-12(4) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設(社会福祉施設:介護老人保健施設等)

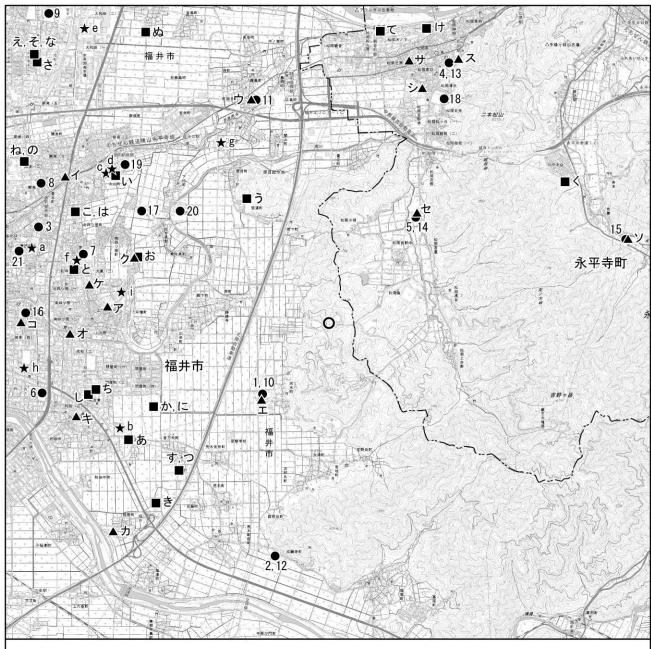
種別	記号※1	施設名	区 分	所在地	
介護老人 保健施設	あ	ケアホームさいせい	社会福祉法人	福井市和田中町徳万28番地	
	٧٧	愛全園	社会福祉法人	福井市丸山町40-7	
	う	山翠苑	社会福祉法人	福井市堅達町24-1	
	え	特別養護老人ホーム 藤島園	社会福祉法人	福井市高木中央3-1701	
介護老人	お	第二ひかり苑泉の郷	社会福祉法人	福井市今泉町25字15-1	
福祉施設	カュ	モアヤング こもれびホーム	社会福祉法人	福井市和田中町東沖田30-1	
	き	足羽利生苑	社会福祉法人	福井市栂野町20-7	
	<	永平寺ハウス	社会福祉法人	永平寺町けやき台813-1	
	け	アニス松岡	社会福祉法人	永平寺町松岡椚第31号7-1	
	ъJ	よりそいの家・よかったね	会社法人	福井市丸山2丁目514	
	お	1. インノギ、-01	特定非営利	福井市高木中央3丁目1601	
小規模多機能	U	レインボー21	活動法人	個升印尚不中央3 J 目 1001	
型居宅介護	ال	森のイスキア	会社法人	福井市和田東2丁目704	
	す	県民せいきょう 岡保きらめきハウ	福井県民生活	福井市曽万布町7字18番1	
	9	ス	共同組合	個开川省刀州町17十10街1	
	せ	愛全園グループホーム	社会福祉法人	福井市丸山町40-7	
	そ	グループホームふじしま	社会福祉法人	福井市高木中央3-1701	
	た	ガループボーム レインボー91	特定非営利	 福井市高木中央3-1601	
認知症対応型			活動法人	個分中周水中人3 1001	
共同生活介護	ち	すのうどろっぷ	会社法人	福井市和田東1丁目2218	
	2	県民せいきょう 岡保きらめきグル	福井県民生活	 福井市曽万布町7字18番1	
	,	ープホーム	共同組合		
	て	グループホーム りんごの木	会社法人	永平寺町松岡松ヶ原1-308	
有料 老人ホーム	ك	有料老人ホーム あんしん村	会社法人	福井市北四ツ居2丁目7-17	
***	な	ケアハウス藤島園	社会福祉法人	福井市高木中央3-1701	
軽費 老人ホーム	に	モアヤング	社会福祉法人	福井市和田中町東沖田30-1	
-1.700	ぬ	グリーンライフ大和田	社会福祉法人	福井市大和田町23-1	
ル 18コイル	ね	ケアフル開発	会社法人	福井市開発2丁目226-2	
サービス付き高齢者用住宅	の	ケアフル開発Ⅱ	会社法人	福井市開発2丁目228	
	は	レリエフ丸山	会社法人	福井市丸山2丁目514	

※1:表中の記号は、図 4.2-6のひらがなと対応する。

※2:介護老人保健施設等の施設は、宿泊設備を持つもののみ記載。

出典1:「地域医療情報システム」(日本医師会ホームページ)

出典2:「市内のサービス業者」(福井市ホームページ)



凡例

O 事業実施想定区域

一…一 市町界

- 教育施設
- ▲ 社会福祉施設(保育所)
- 社会福祉施設(介護老人保健施設等)
- ★ 医療施設

出典1:「中学校一覧」「小学校一覧」「幼稚園一覧」(福井市ホームページ) 出典2:「永平寺町オープンデータ(学校・保育)」(永平寺町ホームページ)

出典3:「平成29年度 県立学校一覧」(福井県ホームページ) 出典4:「福井県内私立幼稚園一覧」(福井県ホームページ)

出典5:「地域医療情報システム」(日本医師会ホームページ) 出典6:「平成30年度 福井市特定教育・保育施設一覧」(福井市ホームページ)

出典7:「市内のサービス業者」(福井市ホームページ)

この地図は国土地理院発行の1:25,000 地形図「越前森田」「丸岡」「福井」「永 平寺」を使用し、1:50,000の縮尺に編集 したものである。

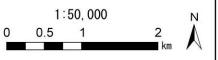


図 4.2-6 環境上配慮すべき施設位置図

4.2.7 文化財の状況

(1) 指定文化財の状況

事業実施想定区域及びその周囲における指定文化財(建造物、史跡、名勝、天然記念物) の指定の状況は表 4.2-13及び図 4.2-7に示すとおりである。

福井市内には、国指定の天然記念物であるアラレガコ生息地や県指定の天然記念物である真杉家のタラョウなどが存在する。

永平寺町には、国指定の建造物であるえちぜん鉄道松岡駅本屋、えちぜん鉄道永平寺口駅本屋、旧京都電燈古市変電所、黒龍酒造店舗兼主屋、黒龍酒造離れ、黒龍酒造東門、国指定の史跡である松岡古墳群、県指定の史跡である春日山古墳 附 泰遠寺山古墳出土石棺、天然記念物であるアラレガコ生息地などが存在する。

事業実施想定区域及びその近辺にはこれらの指定文化財は分布していない。

表 4.2-13 指定文化財一覧

番号*	指定	種別	名称	所在地	指定年月日	管理者
1	国	建造物	えちぜん鉄道松岡駅本屋	永平寺町松岡神明	Н23. 7. 25	えちぜん鉄道株 式会社
2	国	建造物	えちぜん鉄道永平寺口駅 本屋	永平寺町東古市	H23. 7. 25	えちぜん鉄道株 式会社
3	国	建造物	旧京都電燈古市変電所	永平寺町東古市	Н23. 7. 25	えちぜん鉄道株 式会社
4	玉	建造物	黒龍酒造店舗兼主屋	永平寺町松岡春日	H23. 7. 25	個人
5	玉	建造物	黒龍酒造離れ	永平寺町松岡春日	H23. 7. 25	個人
6	玉	建造物	黒龍酒造東門	永平寺町松岡春日	H23. 7. 25	個人
7	玉	史跡	松岡古墳群	永平寺町	S52. 12. 5	永平寺町
8	国	天然記念物	アラレガコ生息地	福井市、大野市、勝 山市、坂井市、永平 寺町	S10. 6. 7	福井県
9	県	史跡	春日山古墳 附 泰遠寺山 古墳出土石棺	永平寺町松岡室	S31. 3. 12	永平寺町
10	県	天然記念物	真杉家のタラヨウ	福井市高田町	S49. 4. 16	個人
11	市	史跡	篠尾廃寺塔跡附出土瓦	福井市篠尾町	_	_
12	町	史跡	東諏訪間一号墳	永平寺町諏訪間	ı	_
13	町	史跡	芭蕉塚	永平寺町松岡春日		
14	町	史跡	島の宝篋印塔	永平寺町松岡島	_	_
15	町	史跡	火薬局跡碑	永平寺町松岡窪	_	_
16	町	史跡	大廻り史跡	永平寺町松岡室		_
17	町	天然記念物	お館(たち)の椿	永平寺町松岡葵	_	_

※:表中の番号は、図 4.2-7に対応する。 出典1:「福井の文化財」(福井県ホームページ) 出典2:「市指定文化財一覧」(福井市ホームページ)

出典3:「指定文化財一覧(永平寺町景観計画資料編)」(永平寺町ホームページ)



図 4.2-7 指定文化財分布図

(2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

事業実施想定区域及びその近傍における周知の埋蔵文化財の分布状況は、表 4.2-14及び 図 4.2-8に示すとおりである。

事業実施想定区域は、寮古墳群 (No. 01220) の分布域に位置している。

表 4.2-14 周知の埋蔵文化財一覧

遺跡番号*	遺跡名	所在地	種別	時代	現況	遺跡概況
01213	坂下遺跡	福井市坂下町	散布地	弥生・奈良~中世	水田	
01214	東今泉遺跡	福井市東今泉町	散布地	中世	水田	
01216	殿下·印田遺跡	福井市殿下町·印田町	散布地	弥生~平安	水田	
01219	坂下古墳群	福井市坂下町	古墳	古墳	山林	16基(うち前方 後円墳1基)
01220	寮古墳群	福井市寮町	古墳	古墳	山林	19基
01221	寮城跡	福井市寮町	城跡	中世	山林	
01222	寮横枕遺跡	福井市寮町	集落跡	弥生~奈良	水田	竪穴住居1棟、土 坑5基
01223	寮長町遺跡	福井市寮町	散布地	古墳~平安	水田	
01224	河水遺跡	福井市河水町	散布地	古墳~平安	水田	
01225	東山古墳群	福井市河水町	古墳	古墳	山林	47基
01226	河水古窯跡	福井市河水町	窯跡	古墳	墓地	
01239	戸倉城跡	福井市坂下町、永平寺町小畑	城跡	中世	山林	
01240	大畑古墳群	福井市大畑町	古墳	古墳	山林	4基
14022	小畑遺跡	永平寺町松岡小畑	散布地	奈良•平安	水田	
14024	杉ノ木遺跡	永平寺町松岡西野中	散布地	古墳・中世	水田	
14025	宮重遺跡	永平寺町松岡宮重	散布地	奈良•平安	水田	
14026	西野中谷口遺跡	永平寺町松岡西野中	散布地	奈良~中世	水田	
14027	西野中遺跡	永平寺町松岡西野中	散布地	奈良・平安	畑地・宅地	
14028	猪谷田畑遺跡	永平寺町松岡西野中	散布地	縄文・奈良~近世	水田	
14040	上吉野東長田古墳群	永平寺町松岡上吉野	古墳	古墳		_
14041	島中世墓	永平寺町松岡島	墓地	中世	山林	

*:遺跡番号は、図 4.2-8に対応する。 出典:「福井の文化財」(福井県ホームページ)

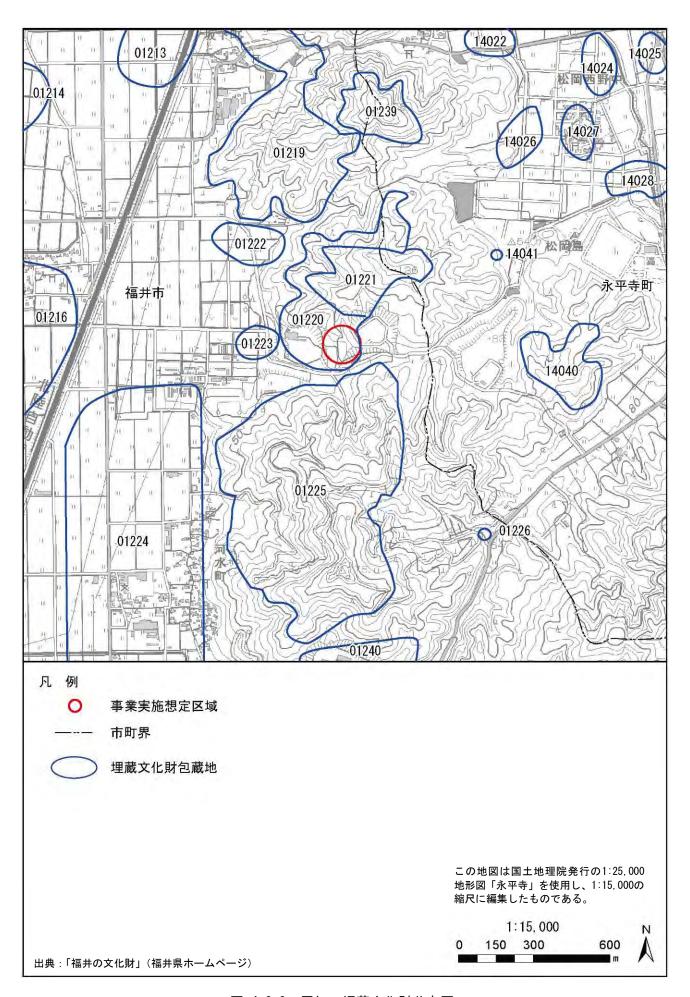


図 4.2-8 周知の埋蔵文化財分布図

4.2.8 関係法令等による指定、規制の状況

(1) 環境基準の類型指定状況等の状況

1) 大気汚染

大気汚染物質に係る環境基準は、環境基本法(平成5年 法律第91号)に基づき全国一 律に定められている。その内容は表 4.2-15に示すとおりである。また、ベンゼン等の有 害大気汚染物質は表 4.2-16に、大気中の微小粒子状物質は表 4.2-17に示す基準がそれ ぞれ定められている。

表 4.2-15 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件		
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。		
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8 時間平均値が20ppm 以下であること。		
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。		
二酸化窒素	1 時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。		
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。		

- 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 3. 二酸化窒素については、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこ
- のゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中 性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント:「昭和48年 環境庁告示第25号」 二酸化窒素:「昭和53年 環境庁告示第38号」

表 4.2-16 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m³以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m³以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m³以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m³以下であること。

- 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係る ものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維 持又は早期達成に努めるものとする。

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン:「平成9年 環境庁告示第4号」 ジクロロメタン:「平成13年 環境省告示第30号」

表 4.2-17 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。	

備考

- 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5µm の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

「平成21年 環境省告示第33号」

また、環境基準以外の指針値等には表 4.2-18に示すものが定められている、

表 4.2-18 その他の指針値等

物質	指針値・目標値等	根拠
二酸化窒素	二酸化窒素の1 時間値が0.1~ 0.2ppm 以下 二酸化窒素の年平均値が0.02~0.03ppm以下	①
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。	2
塩化水素	目標環境濃度0.02ppm以下	3
いおう酸化物	人の健康に関するいおう酸化物に係る環境上の基準は、年間を通じて、1 時間値の年平均値が0.015ppmを超えないこととする。	4
弗素及び弗素化合物	人の健康の保護及び生活環境の保全に関する弗化物に係る環境上の指導基準は、ガス状弗化物及び粒子状水溶性弗化物について、次の1及び2の条件が常に維持されるものとする。 1連続する24時間値は、弗素として大気1立方メートルにつき、1.0マイクログラム以下であること。 2連続する1週間値は、弗素として大気1立方メートルにつき、0.5マイクログラム以下であること。 (注) 1及び2の条件は、弗化物の除去方法及び測定技術の進歩、人体等に対する影響についての知見の進展等に伴い、今後も定規的に科学的検討が加えられ、必要に応じて改訂されるべきものとする。	\$
水銀	年平均值0.04 μ gHg/m³以下	6

- [根拠] ①:「二酸化窒素の人の健康に係る判定条件等について」(昭和53年 中央公害対策審議会答申)
 - ②:「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について」(昭和51年 中央公害対策審議会答申)
 - ③:「環境庁大気保全局長通達」(昭和52年 環大規第136号)
 - ④:「いおう酸化物に係る環境上の基準について」(昭和48年 福井県決定)
 - ⑤:「弗素及び弗素化合物に係る環境上の指導基準」(昭和47年 福井県告示第1141号)
 - ⑥:「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について (第七次答申)」(平成15年 中央環境審議会)

2) 騒音

環境基本法に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康 を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、騒音に係る環境基準が定めら れている。

福井県では、表 4.2-19に示すように、地域の類型指定ごとに一般環境騒音に係る環境 基準が定められている。事業実施想定区域及びその周囲の騒音に係る環境基準の類型指 定の状況は図 4.2-9に示すとおりであり、事業実施想定区域及びその近辺には、類型は 指定されていない。

表 4.2-19 騒音に係る環境基準

【一般環境騒音に係る環境基準(道路に面する地域以外の地域)】

時間の区分地域の類型	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
С	60 デシベル以下	50 デシベル以下

備考:類型AA:指定地域のうち静穏を必要とする療養施設、社会福祉施設、文教施設等が集合している地域。

ただし、福井県では、AA類型は地域指定されていない。

類型A:第1·2種低層住居専用地域、第1·2種中高層住居専用地域

類型B:第1·2種住居地域、準住居地域

類型C:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

【道路交通騒音に係る環境基準(道路に面する地域)】

時間の区分	基準値		
地域の区分	昼間	夜間	
	(6:00~22:00)	$(22:00\sim6:00)$	
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する 地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下	
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	

備考:車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をい う。幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として次表の基準による。

※地域の区分 一般環境騒音に係る環境基準(道路に面する地域以外の地域)の地域の類型と同様。

【道路交通騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)】

基準値			
昼間	夜間		
(6:00~22:00)	(22:00~6:00)		
70 デシベル以下	65 デシベル以下		

備考:個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた 生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基 準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)に よることができる。

備考:幹線交通を担う道路:高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道 (4車線以上)、自動車専用道路

「平成10年 環境庁告示第64号」 「平成17年 環境庁告示第45号」

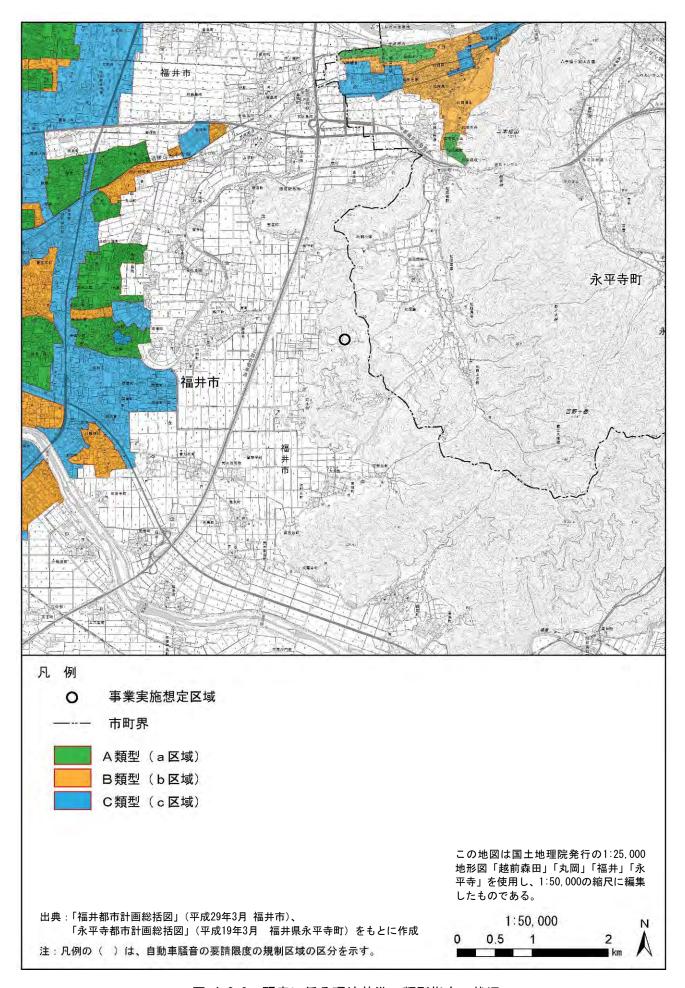


図 4.2-9 騒音に係る環境基準の類型指定の状況

3) 水質汚濁

環境基本法に基づき、水質汚濁に係る環境基準、地下水の水質汚濁に係る環境基準が 定められている。

水質汚濁に係る環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、全国の公共 用水域に対して一律に定められており、その内容は表 4.2-20に示すとおりである。

また、「生活環境の保全に関する環境基準」は、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。このうち河川の内容は表 4.2-21に示すとおりである。

事業実施想定区域を流域に含む荒川については、図 4.2-10に示すように上流側にA類型、下流側にB類型が設定されている。また、荒川の流入先の足羽川下流域にはB類型が設定されている。なお、これらの流域には水生生物に係る類型は設定されていない。

項 目 基準値 項目 基準値 カドミウム 0.006 mg/L以下 0.003 mg/L以下 1,1,2-トリクロロエタン 検出されないこと トリクロロエチレン 0.01 mg/L以下 全シアン 0.01 mg/L以下 テトラクロロエチレン 0.01 mg/L以下 鉛 六価クロム 0.05 mg/L以下 1,3-ジクロロプロペン 0.002 mg/L以下 チウラム 0.006 mg/L以下 砒素 0.01 mg/L以下 総水銀 0.0005 mg/L以下 シマジン 0.003 mg/L以下 アルキル水銀 検出されないこと チオベンカルブ 0.02 mg/L以下 РСВ 検出されないこと ベンゼン 0.01 mg/L以下 ジクロロメタン 0.02 mg/L以下 セレン 0.01 mg/L以下 四塩化炭素 0.002 mg/L以下 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10 mg/L以下 1,2-ジクロロエタン 0.8 mg/L以下 0.004 mg/L以下 ふっ素 1 mg/L以下 1,1-ジクロロエチレン 0.1 mg/L以下 ほう素 シス-1,2-ジクロロエチレン 1,4-ジオキサン 0.04 mg/L以下 0.05 mg/L以下 1,1,1-トリクロロエタン 1 mg/L以下

表 4.2-20 人の健康の保護に関する環境基準 (河川)

備考

- 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 3. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合に、その結果が定量限界を下回ることをいう。
- 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規定の方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0. 2259を乗じたものと 亜硝酸イオンの濃度に換算係数0. 3045を乗じたものの和とする。

「昭和46年 環境庁告示第59号」

表 4.2-21 生活環境の保全に関する環境基準 (河川 (湖沼を除く))

T

項目		基準値				
類型	利用目的の 適応性	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全 及びA以下の欄に掲げる もの	6. 5以上 8. 5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/ 100mL 以下
А	水道2級、水産1級、水浴 及びB以下の欄に掲げる もの	6. 5以上 8. 5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100mL 以下
В	水道3級、水産2級、水浴 及びC以下の欄に掲げる もの	6. 5以上 8. 5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/ 100mL 以下
С	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	_
D	工業用水2級、農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-
Е	工業用水3級、環境保全	6. 0以上 8. 5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2 mg/L 以上	_

備考

- 1. 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0 以上7.5 以下、溶存酸素量5mg/L 以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)
- 注)1:自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 2: 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3:水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用 4:工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水2級・業品は八寺による高度の伊水県下工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

5:環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

1

1				_
項目			基準値	
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキルベンゼ ンスルホン酸及びそ の塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域 を好む水生生物及びこれらの餌生 物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む 水生生物及びこれらの餌生物が生 息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、 生物Bの欄に掲げる水生生物の産 卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下
備考		1-34-127		
1 基準値け	年間平均値とする (湖沼 海域もごれ	ル (馬でん)		

1. 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

また、地下水の水質汚濁に係る環境基準の内容は、表 4.2-22に示すとおりである。

表 4.2-22 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L以下
РСВ	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニ ル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

- 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4.1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に より測定されたトランス体の濃度の和とする。

「平成9年 環境庁告示第10号」



図 4.2-10 水質汚濁の環境基準に係る類型指定の状況

4) 土壌汚染

環境基本法に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が全国一律に定められている。その 内容は表 4.2-23に示すとおりである。

表 4.2-23 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01 mg以下であり、かつ農用地においては米1kgにつき0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

- 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものと する。
- 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地 下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検 液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合に、その結果が定量限界を下回ることをいう。 4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

「平成3年 環境庁告示第46号」

5) ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年 法律第105号)に基づき、大気、水質、水 底の底質及び土壌に係る環境基準が定められている。その内容は表 4.2-24に示すとおり である。

表 4.2-24 ダイオキシン類に係る環境基準

項目	環境基準
大気	0.6 pg-TEQ/m³ 以下であること
水質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下であること
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下であること
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下であること

- 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質 量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計によ り測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した 値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内 の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以 上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場 合)には、必要な調査を実施することとする。

「平成11年 環境省告示第68号」

(2) 公害防止に係る地域の指定状況・規制基準の状況

1) 大気汚染

(a) 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法(昭和43年 法律第97号)に基づき、ばい煙発生施設において発生するばい煙(硫黄酸化物・ばいじん・有害物質・窒素酸化物)の排出基準が定められている。なお、廃棄物焼却炉については、火格子面積が2m²以上、または焼却能力が200kg/時以上の施設が特定施設に該当し、規制基準が適用される。

硫黄酸化物については、排出基準は排出ガス量・排出速度・排出ガス温度等により補正された排出口高さとK値により算出されるが、K値は地域の区分毎に設定されており、福井市における硫黄酸化物のK値は7.0が適用されている。また、総量規制については福井県内での適用はない。

窒素酸化物については、廃棄物焼却炉の場合、表 4.2-25に示す排出基準が定められている。

表 4.2-25 窒素酸化物の排出基準 (廃棄物焼却炉)

分類	浮遊回転燃焼 方式連続炉		連続炉 (左列以外)		連続炉以外
排出ガス量 (m³ _N /時)	4万以上	4万未満	4万以上	4万未満	4万以上
排出基準 (ppm)	450	450	250	250	250

「昭和46年 厚生省・通産省省令第1号」

ばいじんについては、廃棄物焼却炉の場合、表 4.2-26に示す排出基準が定められている。

表 4.2-26 ばいじんの排出基準 (廃棄物焼却炉)

_		
規模	排出基準	標準酸素濃度
(焼却能力)	(g/m^3_N)	$0_{n}(\%)$
4t/時以上	0.04	
2t/時以上4t/時未満	0.08	12
2t/時未満	0. 15	

「昭和46年 厚生省・通産産業省令第1号」

塩化水素については、廃棄物焼却炉の場合、700mg/m³Nの排出基準が定められている。 また、平成30年4月1日から新たに水銀等(水銀及びその化合物)に係る排出規制が 施行されており、廃棄物焼却炉の場合は、新設で30μg/m³Nの排出基準が定められてい る。

(b) ダイオキシン類対策特別措置法による規制

ダイオキシン類対策特別措置法では、廃棄物焼却炉からの排ガスに対し排出規制を 行っており、排出基準は表 4.2-27に示すとおりである。

表 4.2-27 ダイオキシン類の排出基準 (廃棄物焼却炉)

廃棄物焼却炉	施設規模 (焼却能力)	排出基準* (ng-TEQ/m³N)
火床面積が 0.5m ² 以	4t/時以上	0. 1
上、又は焼却能力が	2t/時以上4t/時未満	1
50kg/時 以上	2t/時未満	5

※:排出基準は新設の場合の数値を示す。

「平成11年 総理府令第67号」

(c) 福井県公害防止条例による規制

福井県公害防止条例(平成8年 福井県条例第4号)では、硫黄酸化物について、通常の燃料使用量が600kg/時間以上(重油換算)の工場・事業場を特定工場と定め、総量規制基準を定めている。ただし、廃棄物焼却炉については適用されない。

また、廃棄物焼却炉や酸による反応施設など有害物質を使用または排出する施設を ばい煙に係る特定施設として規定し、廃棄物焼却炉については、表 4.2-28に示すとお り規制基準が定められている。

表 4.2-28 ばい煙に係る特定施設の規制基準

廃棄物焼却炉	項目	規制基準
	カドミウムおよびその化合物	$1.0~\mathrm{mg/m^3_N}$
火格子面積が 2m² 以	塩素	$30~\mathrm{mg/m^3_N}$
上、又は焼却能力が 200 kg/時 以上	弗素、弗化水素および弗化珪素	$10~{\rm mg/m^3_N}$
	鉛およびその化合物	$10~{\rm mg/m^3_N}$

「平成8年 福井県条例第4号」

(d) 福井市公害防止条例による規制

福井市公害防止条例(平成11年 福井市条例第25号)では、ばいじんについて、小規模な廃棄物焼却炉(火格子面積が1m²以上2m²未満、または焼却能力が100kg/時以上200kg/時未満)を対象に排出基準(0.5g/m³x)を定めている。

2) 騒音

(a) 特定工場に係る規制基準

工場等に係る騒音は、騒音規制法、福井県公害防止条例及び福井市公害防止条例で規制対象及び基準値が定められており、規制基準は表 4.2-29に示すとおりである。事業実施想定区域及びその周囲における規制区域の指定状況は図 4.2-11に示すとおりである。廃棄物焼却炉については、事業実施想定区域は福井市公害防止条例に基づくその他の区域の規制基準が適用される。

表 4.2-29 特定工場において発生する騒音の規制基準

(単位:デシベル)

				(1121)
時間	朝	昼	夕	夜
区域	(6:00~8:00)	(8:00~19:00)	(19:00~22:00)	(22:00~6:00)
第1種区域	45	50	40	40
第2種区域	50	60	50	45
第3種区域	60	65	60	55
第4種区域	65	70	65	60
第5種区域	70	75	70	65
その他の区域 [※]	55	60	55	55
ての他の区域…	60	65	60	55

^{※:}上段は福井県公害防止条例施行規則の規制基準、下段は福井市公害防止条例施行規則の規制基準を示す。 備考

1 上記の区域は下表に掲げる区域とする。

附表 1

門衣1	
区域	区域に対応する都市計画法に定める用途地域
第1種区域※1	第1種・第2種低層住居専用地域及び田園住居地域の区域
第2種区域※1	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域の区域
第3種区域※1	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域
第4種区域※1	工業地域の区域
第5種区域※2	工業専用地域の区域
その他の区域※2	福井市全域から上記の区域を除いた区域

2 第2種区域、第3種区域、第4種区域又はその他の区域の区域内に所在する学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院等、図書館、特別養護老人ホーム(以下「学校・病院等」という。)の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

※1:騒音規制法による指定区域は第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域

※2:第5種区域、その他の区域は福井県公害防止条例及び福井市公害防止条例による指定区域

「平成11年 福井市規則第59号」 「平成30年 福井市告示第47号」

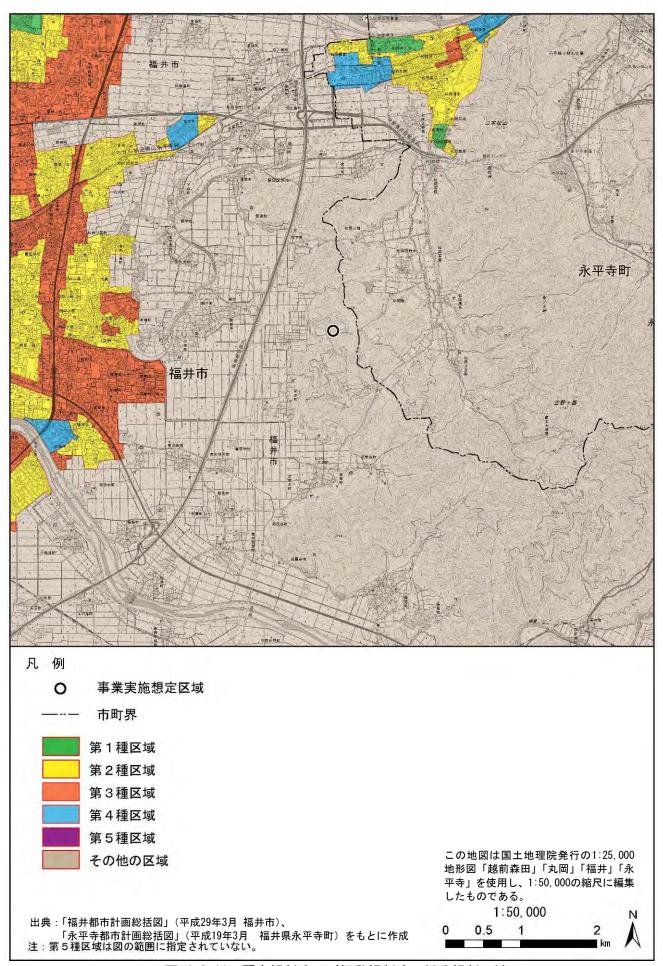


図 4.2-11 騒音規制法及び振動規制法に係る規制区域

(b) 特定建設作業騒音に係る規制基準

特定建設作業騒音は、指定地域内(市街化区域のうち工業専用地域を除いた区域) において騒音規制法で、指定地域以外の地域では福井市公害防止条例で規制されてお り、規制基準は表 4.2-30に示すとおりである。

事業実施想定区域は、第2号基準の規制基準が適用される。

表 4.2-30 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

			種类	頁に対する規制を	 基準			
	特定建設 作業種類	騒音の 大きさ	夜間または 深夜作業 の禁止	1日の 作業時間 の制限	作業期間 の制限	日曜日、 その他の 休日の 作業禁止	備 考	
1	くい打機、 くい抜機ま たはくい抜機を くい抜機を 使用する作 業						もんけん、圧入式くい打くい 抜機またはくい打機をアー スオーガーと併用する作業 を除く。	
2	びょう打機 を使用する 作業							
3	さく岩機を使用する作業		第1号区域 午後7時から 翌日の午前7	第1号区域 1日につき10 時間以内			作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。	
4	空気圧縮機 を使用する 作業	85 デシベル 以下	時まで	,,,,,,,		同一場所に おいて連続6 日間	日曜日、その他の休日	電動機以外の原動機を用いるものであって、その定格出力が15kw以上のものに限る。(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
(5)	コンクリー トプラント またはアス ファルトを設 けて行う作 業		第2号区域 午後10時から翌日の午 前6時まで	第2号区域 1日につき14 時間以内			混練機の混練量がコンクリートプラントは、0.45m³以上、アスファルトプラントは、200kg以上のものに限る。(モルタル製造のためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	
6	バックホウ を使用する 作業						原動機の定格出力が80kw以 上のものに限る。	
7	トラクター ショベルを 使用する作 業						原動機の定格出力が70kw以 上のものに限る。	
8	ブルドーザ ーを使用す る作業						原動機の定格出力が40kw 以 上のものに限る。	

備考 (区域の区分) 第1号区域:騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全区域ならび に第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)幼保連携型認定こども園、(エ)病院・患者を収容 する施設を有する診療所、(オ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以 内の区域。

第2号区域:騒音規制法に基づく規制地域の区分の第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

(その他) 1 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。

2 ⑥から⑧の作業にあっては、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。

「昭和43年 厚生省・建設省告示第1号」 「平成11年 福井市規則第59号」 「平成25年 福井市告示第131号」

(c) 道路交通騒音の要請限度

自動車騒音については、騒音規制法により要請限度が定められており、その内容は表 4.2-31に示すとおりである。

表 4.2-31 自動車騒音の要請限度

時間の区分	限度		
区域の区分	昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)	
a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル	
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル	
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル	

備考(区域の区分) (指定地域は、図4.2-9に示す類型A、B、Cに対応する)

a 区域:第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域

b 区域:第1種・第2種住居地域、準住居地域

c 区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

ただし、上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(二車線以上の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。)に係る限度は次表に掲げるとおりとする。

幹線交通を担う道路に近接する区域の自動車騒音の限度					
昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)				
75 デシベル	70 デシベル				

「平成12年 総理府令第15号」 「平成12年 福井県告示第285号」 「平成26年 福井市告示第58号」

3) 振動

(a) 特定工場に係る規制基準

特定工場に係る振動は、振動規制法及び福井市公害防止条例で定められており、規制基準は表 4.2-32に示すとおりである。事業実施想定区域及びその周囲における規制区域の指定状況は図 4.2-11に示すとおりである。廃棄物焼却炉については、事業実施想定区域は福井市公害防止条例に基づくその他の区域の規制基準が適用される。

表 4.2-32(1) 特定工場において発生する振動の規制基準 (振動規制法)

時間区域	昼 間 (8:00~19:00)	夜 間 (19:00~8:00)
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考

- 1 第1種区域:表 4.2-29の附表1に掲げる区域の区分の第1種区域及び第2種区域、 第2種区域:表 4.2-29の附表1に掲げる区域の区分の第3種区域及び第4種区域
- 2 学校・病院等の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

「昭和51年 環境庁告示90号」 「平成30年 福井市告示第48号」

表 4.2-32(2) 特定工場において発生する振動の規制基準(福井市公害防止条例)

時間 区域	昼 間 (8:00~19:00)	夜 間 (19:00~8:00)
第1種区域 第2種区域	60 デシベル	55 デシベル
第3種区域 第4種区域 第5種区域 その他の区域	65 デシベル	60 デシベル

備考

- 1 この表に掲げる区域は表 4.2-29の附表1に掲げる区域とする。
- 2 学校・病院等の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

「平成11年 福井市規則第59号」

(b) 特定建設作業振動に係る規制基準

特定建設作業振動については、振動規制法により表 4.2-33に示す規制基準、規制区域等が定められている。

事業実施想定区域及びその周囲は、規制基準は適用されない。

表 4.2-33 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

			種類				
	特定建設 作業種類	振動の 大きさ	夜間または 深夜作業 の禁止	1 日の 作業時間 の制限	作業期間 の制限	日曜日、 その他の 休日の 作業禁止	備考
1	くい打機、 くい抜機 たはくい抜機 たい抜機 を 中用する 業		第1号区域 午後7時か	第1号区域 1日につき			もんけん、圧入式くい打くい 抜機またはくい打機をアース オーガーと併用する作業を除 く。
2	鋼球を使用 して建築物 その他のエ 作物を破壊 する作業	75デシベル 以下	75デシベル		同一場所において連続	日曜日、その他の休日	
3	舗装版破砕 機を使用す る作業		第2号区域 午後10時か	第2号区域	6日間		作業地点が連続的に移動する 作業にあっては、1日における 当該作業に係る二地点間の最 大距離が50mを超えない作業 に限る。
4	ブレーカー を使用する 作業		ら翌日の午 前6時まで	1日につき 14時間以内			手持式のものを除き、作業地 点が連続的に移動する作業に あっては、1日における当該 作業使用する作業に係る二地 点間の最大距離が50mを超え ない作業限る。

備考 (区域の区分) 第1号区域:表4.2-29の附表1に掲げる区域の区分の第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全区なら びに第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)幼保連携型認定こども園、(エ)病院・患者を収

容する施設を有する診療所、(オ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m

以内の区域。

第2号区域:表4.2-29の附表1に掲げる区域の区分の第4種区域のうち、第1号区域

を除く区域。

(その他) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。

「昭和51年 総理府令58号」 「昭和53年 福井県告示第185号」 「平成26年 福井市告示第59号」

(c) 道路交通振動の要請限度

道路交通振動については、表 4.2-34に示す規制基準(要請限度)、規制区域が定められている。

表 4.2-34 道路交通振動の要請限度

時間区域	昼 間 (8:00~19:00)	夜 間 (19:00~8:00)
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考 (区域の区分) 第1種区域:表4.2-29の附表1に掲げる区域の区分の第1種区域及び第2種区域、第2種区域:表4.2-29の附表1に掲げる区域の区分の第3種区域及び第4種区域(その他)学校・病院等、特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は当該値から5 デシベル減じた値とする。

「昭和51年 総理府令58号」 「昭和53年 福井県告示第184号」 「平成26年 福井市告示第62号」

4) 水質汚濁

(a) 水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法(昭和45年 法律第138号)に基づき、工場と事業所からの排出水に 全国一律の排水基準(有害物質28物質、生活環境項目15項目)が定められている。その 内容は表 4.2-35に示すとおりである。

表 4.2-35(1) 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準(健康項目)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPN に限る。)	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	$0.2~\mathrm{mg/L}$
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
はるキロバスのル人情	海域以外10 mg/L
ほう素及びその化合物	海域 230 mg/L
ト、キロバスのル人が	海域以外 8 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	$100~\mathrm{mg/L}^{\mathrm{*}}$
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

%: アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。 備考

「昭和46年 総理府令第35号」

表 4.2-35(2) 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準(生活環境項目)

許容限度
海域以外5.8以上8.6以下
海域5.0以上9.0以下
160 mg/L(日間平均120mg/L)
160 mg/L(日間平均120mg/L)
200 mg/L(日間平均150mg/L)
5 mg/L
30 mg/L
5 mg/L
3 mg/L
2 mg/L
10 mg/L
10 mg/L
2 mg/L
日間平均3,000個/cm³
120 mg/L(日間平均60mg/L)
16 mg/L(日間平均 8mg/L)

備考

- 1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚水状態
- 2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。) に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 5. 生物化学的酸素要求量(BOD)についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量(COD)についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として 環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める 海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境 大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域 及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

「昭和46年 総理府令第35号」

(b) 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例による規制

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和47年 福井県条例第32号)及び福井県公害防止条例では、表 4.2-36に示すとおり、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質量(SS)について、水域毎に上乗せ基準を定めており、事業実施想定区域及びその周囲では表 4.2-36の九頭竜川水域に係る排水基準が適用されている。

表 4.2-36 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例に基づく排水基準(抜粋)

	業種			水質汚濁	許容限度(mg/L)			
				防止法に 基づく一	九頭竜川水域			⊒ Д
項目					材	<u>談</u> 排水量 3,	既設 000m³/日	
			律基準	(下2		は 50,000m ³	/日)	
	区	分		(mg/L)	未満	以上	未満	以上
	1	食料品製造業	160 (120)	80 (60)	70 (50)	120(100)	100 (85)	
	2	繊維工業(染色整理業		"	60 (50)	50 (40)	100 (80)	85 (70)
	3	紙・パルプ・紙加工 品製造業	中芯用セミケミカルパルプ 製造業	"	120 (100)	100 (85)	150 (110)	130 (100)
		吅 表但未	その他	"	70 (55)	60 (45)	120(100)	100 (85)
	4	化学工業	医薬品製造業	"	80 (60)	70 (50)	150 (120)	130 (100)
BOD	4	11.	その他	"	50 (40)	45 (35)	80 (60)	70 (50)
COD	5	浄水施設・中央卸売市場の施設又は試験研究機関等 の施設		"	60 (50)	50 (40)	120 (90)	100 (75)
	6	旅館業	"	80 (60)		_		
	7	非金属鉱業及び鉱物・土石粉砕等処理業		"	60 (50)	50 (40)	120 (90)	100 (75)
	8	し尿処理施設	"	- (30)		- (<u>3</u> 0)		
	9	下水道終末処理施設		"	- (20)		- (60)	- (40)
	10	その他		"	60 (50)	50 (40)	120 (90)	100 (75)
	1	食料品製造業		200 (150)	120 (100)		150 (120)
	2	繊維工業(染色整理業	を含む。)	"	90 (70)		120(100)
	3	紙・パルプ・紙加工	中芯用セミケミカルパルプ 製造業	n	120 (100)		160 (120)	
		品製造業 その他		"	120 (100)		150 (120)	
	4	化学工業		"	90 (70)		120 (100)	
SS	5	浄水施設・中央卸売市場の施設又は試験研究機関等 の施設		"	90 (70)		120(100)	
	6	旅館業		"	120 (100)		_	
	7	非金属鉱業及び鉱物・土石粉砕等処理業		"	150 (150(120) -		-
	8	し尿処理施設		"	-(70) $-(70)$		70)	
	9	下水道終末処理施設		"	- (70) - (12		120)	
	10	その他		"	90 (70)	120 (100)

⁽注) 1. 新設とは S53.8.1 以降に設置されたものをいう。のり抜き施設、浄水施設、旅館業、中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設に係る特定事業場(以下「追加特定事業場」という)以外で S48.1.1~S53.7.31 に設置されたものは、排水量の多少にかかわらず排水量 3,000 m³/日未満新設の欄の基準値が適用される。

「昭和47年 福井県条例第32号」

^{2.} 追加特定事業場の既設のものについては、S59.6.25 から適用する。

^{3.} 追加特定事業場以外の新設のものとは、九頭竜川地先海域 S51.6.24、越前・加賀海岸地先海域 S52.1.1 以降に設置されたものをいう。

^{4.} 基準値の() 内は日間平均。BOD は河川、COD は海域および湖沼に排出される排出水に限って適用される。

5) 悪臭

(a) 悪臭防止法等による規制

a) 臭気指数による規制

福井市では、悪臭防止法による規制について、平成22年4月1日より特定悪臭物質の濃度による規制から臭気指数による規制に変更しており、その内容は表 4.2-37に示すとおりである。

表 4.2-37 福井市における悪臭防止法に係る臭気指数による規制基準

	都市計画法の規定		規制基準				
規制地域	による用途地域の 区分	敷地境界線 (臭気指数)	気体排出口	排出水 (臭気指数)			
第1種区域	第1,2種低層住居専 用地域		排出された気体のにおいが地 表に着地したときに、敷地境				
第2種区域	第1,2種中高層住居 専用地域 第1,2種住居地域 準住居地域	12	界線上の規制基準に適合する ように、大気拡散式等を用い て事業所毎に算定される。(悪 臭防止法施行規則第6条の2で	28			
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	15	定められた方法)	31			
第4種区域	工業地域	18		34			

備考:規制対象となるのはすべての工場または事業場

「平成30年 福井市告示第49号」

また、福井県公害防止条例及び福井市公害防止条例では、悪臭防止法による規制地域以外の区域に臭気指数による規制基準を設定しており、その内容は表 4.2-38に示すとおりである。事業実施想定区域及びその近辺は、図 4.2-12に示すようにその他の区域に該当し、許容限度(臭気指数)15が適用される。

なお、福井県公害防止条例では、廃棄物焼却炉は規制の対象となっていないが、 福井市公害防止条例において、「焼却炉の火格子面積が1m²以上であるか、又は焼 却能力が1時間当たり100kg以上のもの」を設置する工場又は事業場が特定工場とし て規制対象となっている。

表 4.2-38 福井市における福井市公害防止条例等に係る臭気指数による規制基準

都市計画法の規定による用途		福井県公害防止条例	福井市公害防止条例
規制地域	地域の区分	敷地境界線	敷地境界線
第5種区域	工業専用地域	10	18
その他の区域	第1~5 種区域以外の地域	18	15

備考

「昭和47年 福井県規則第5号」 「平成11年 福井市規則第59号」

¹ 規制対象となるのは福井県公害防止条例または福井市公害防止条例の規定の適用を受ける工場または事業場。なお、福井県公害防止条例の規定の適用を受ける工場または事業場については、福井市公害防止条例の規制基準は適用されない。

b) 特定悪臭物質濃度による規制

永平寺町では、悪臭防止法により、敷地境界線の地表における大気中の濃度、事 業場の煙突その他の気体排出口における気体中の濃度、事業場から排出される排出 水中の特定悪臭物質の濃度について、区域の区分毎に規制基準が設定されている。

敷地境界線の地表における大気中の規制区域毎の規制基準は表 4.2-39に、規制区 域の指定状況は図 4.2-12に示すとおりである。

表 4.2-39 敷地境界における特定悪臭物質の規制基準(大気中の濃度の許容限度)

杜 · 宁 · 声 ·自· 协 ·································	規制基準(ppm)	
特定悪臭物質の種類	A 区域	B 区域
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0. 4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0. 03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0. 0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

備考 A区域:都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専 用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種 住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えら れる地域。

B区域:都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね準工業地域及び工業地域ならびにこれらの地

域に準ずると考えられる地域。

「昭和47年 総理府令第39号」 「昭和53年 福井県告示第188号」

事業場の煙突その他の気体排出口における気体中の規制区域毎の規制基準(流量 の許容限度)は、アンモニア等の13物質を対象に表 4.2-40に掲げる大気中の濃度の 許容限度を基礎として悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出した流量 となる。

表 4.2-40 気体排出口における規制基準算出のための大気中の濃度の許容限度

区域の区分	規制基準	隼(ppm)
対象とする特定悪臭物質	A区域	B区域
アンモニア	1	2
硫化水素	0.02	0.06
トリメチルアミン	0.005	0. 02
プロピオンアルデヒド	0.05	0. 1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0. 03
イソブチルアルデヒド	0.02	0. 07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0. 02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
キシレン	1	2

「昭和47年 総理府令第39号」 「昭和53年 福井県告示第188号」

事業場から排出される排出水中の特定悪臭物質の規制区域毎の規制基準(排出水中の濃度の許容限度)は、メチルメルカプタン等の4物質を対象に表 4.2-41に掲げる大気中の濃度の許容限度を基礎として悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出した濃度となる。

表 4.2-41 排出水中における規制基準算出のための大気中の濃度の許容限度

区域の区分対象とする	規制基準(ppm)	
特定悪臭物質	A区域	B区域
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0. 03

「昭和47年 総理府令第39号」 「昭和53年 福井県告示第188号」

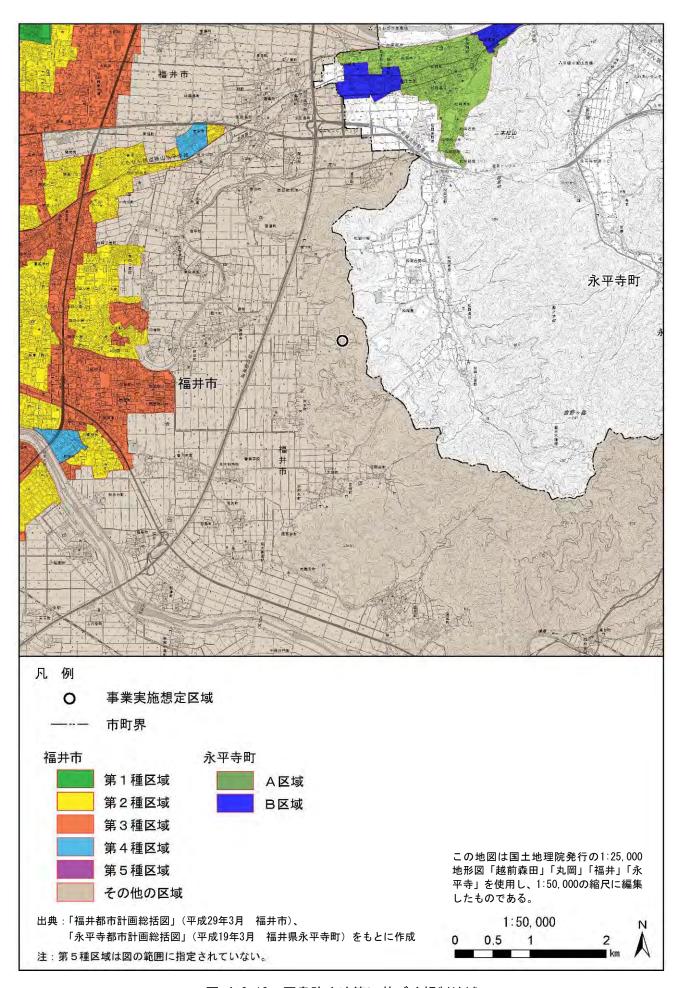


図 4.2-12 悪臭防止法等に基づく規制地域

6) 土壌汚染

(a) 土壌汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準及び要措置区域等の指定状況

土壌汚染対策法(平成14年 法律第53号)は土壌汚染の状況の把握に関する措置及び その汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対 策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的としている。同法に基づく区域の 指定に係る基準(汚染状態に関する基準)は表 4.2-42に示すとおりである。

表 4.2-42(1) 土壌汚染対策法に基づく区域の指定に係る土壌溶出量基準(汚染状態に関する基準)

特定有害物質の種類	土壤溶出量基準
カドミウム及びその化合物	検液1Lにつき カドミウム 0.01mg 以下
六価クロム化合物	検液1Lにつき 六価クロム 0.05 mg 以下
クロロエチレン	検液1Lにつき 0.002 mg 以下であること。
シマジン	検液1Lにつき 0.003 mg 以下
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと
チオベンカルブ	検液1Lにつき 0.02 mg 以下
四塩化炭素	検液1Lにつき 0.002 mg以下
1, 2-ジクロロエタン	検液1Lにつき 0.004 mg 以下
1, 1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.1 mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.04 mg 以下
1, 3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき 0.002 mg/L 以下
ジクロロメタン	検液1Lにつき 0.02 mg 以下
水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物	検液1Lにつき セレン 0.01 mg 以下
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき 0.01 mg 以下
チウラム	検液1Lにつき 0.006 mg 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1Lにつき 1 mg 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1Lにつき 0.006 mg 以下
トリクロロエチレン	検液1Lにつき 0.03 mg 以下
鉛及びその化合物	検液1Lにつき 鉛 0.01 mg 以下
砒素及びその化合物	検液1Lにつき 砒素 0.01 mg 以下
ふっ素及びその化合物	検液1Lにつき ふっ素 0.8 mg 以下
ベンゼン	検液1Lにつき 0.01 mg 以下
ほう素及びその化合物	検液1Lにつき ほう素 1 mg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと
有機りん化合物	検液中に検出されないこと

表 4.2-42(2) 土壌汚染対策法に基づく区域の指定に係る土壌含有量基準(汚染状態に関する基準)

特定有害物質の種類	土壤含有量基準
カドミウム及びその化合物	土壌1kgにつき カドミウム 150 mg 以下
六価クロム化合物	土壌1kgにつき 六価クロム 250 mg 以下
シアン化合物	土壌1kgにつき 遊離シアン 50 mg 以下
水銀及びその化合物	土壌1kgにつき 水銀 15 mg 以下
セレン及びその化合物	土壌1kgにつき セレン 150 mg 以下
鉛及びその化合物	土壌1kgにつき 鉛 150 mg 以下
砒素及びその化合物	土壌1kgにつき 砒素 150 mg以下
ふっ素及びその化合物	土壌1kgにつき ふっ素 4000 mg以下
ほう素及びその化合物	土壌1kgにつき ほう素 4000 mg以下

「平成14年 環境省令第29号」

7) 地盤沈下

(a) 福井県地盤沈下対策要綱による地下水の採取量の報告

福井県では、地盤沈下の対策として「福井県地盤沈下対策要綱」(昭和50年)を作成し、対象地域を設定してその地域における地下水採取者に対し、毎月の地下水採取量を報告するよう義務づけている。また、多量(工場、事業場ごとに日量1,000m³を超える)に採取する者に対しては毎年、地下水利用計画書を提出するようになっている。事業実施想定区域は、「福井県地盤沈下対策要綱」の対象地域には含まれていない。

(b) 地下水適正利用者指導要領による地下水の採取量の報告

福井市では、「地下水適正利用者指導要領」により、「福井県地盤沈下対策要綱」に 定める対象地域を除く地域において、地下水多量採取者(工場、事業場ごとに日量 1,000m³を超える)に対し、前年度の地下水採取量および当該年度の地下水使用予定量 を報告するよう義務づけている。

(3) 自然環境保全に係る地域の指定状況

1) 自然公園法に基づく国立公園、国定公園の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲には、「自然公園法」(昭和32年 法律第161号)に基づく国立公園、国定公園は分布していない。また、「福井県立自然公園条例」(昭和33年 福井県条例第53号)に基づく県立自然公園も分布していない。

2) 自然環境保全法に基づく自然環境保全地域等の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲には、「自然環境保全法」(昭和47年 法律第85号) に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域は分布していない。また、「福井県自然環境保全条例」(昭和48年 福井県条例第1号) に基づく自然環境保全地域も分布していない。

3) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の世界遺産一覧表に記載された自 然遺産の分布状況

事業実施想定区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年条約第7号)の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域は分布してない。

4) 都市緑地法に基づく緑地保全地区の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市緑地法」(昭和48年 法律第72号)に基づく 緑地保全地区は分布していない。

5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年 法律第88号) に基づく鳥獣保護区の指定状況は、表 4.2-43及び 図 4.2-13に示すとおりである。

鳥獣保護区は事業実施想定区域及びその近辺には指定されていない。

表 4.2-43 鳥獣保護区の指定状況

番号**	名称	面積	期限
1	永平寺鳥獣保護区	1, 230 ha	Н32. 10. 31
2	東郷鳥獣保護区	1,300 ha	H48. 10. 31

※:番号は、図 4.2-13の番号と対応する。

出典:「平成29年度福井県鳥獣保護区等位置図」(平成29年9月 福井県)

6) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された湿地の分布状況

事業実施想定区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和55年 条約第28号)により指定された湿地の区域は分布していない。



図 4.2-13 鳥獣保護区の指定状況

(4) 資源等の保護・保存に係る地域の指定状況

1) 福井県公害防止条例に基づく地下水の取水の規制

福井県公害防止条例では、地下水の節水を目的として福井県全域を対象に一定規模(動力を用いて地下水を採取するための施設で揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その合計)が19.6m²以上のもの)以上の揚水機を用いて地下水を採取する場合は届け出が必要とされている。

2) 福井市景観条例に基づく特定景観計画区域の指定状況

福井市景観条例(平成20年 福井市条例第21号)では、重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める区域を、特定景観計画区域として景観計画に定めているが、事業 実施想定区域及びその周囲には指定されている区域は分布していない。

なお、永平寺町景観条例(平成23年 永平寺町条例第10号)では、景観計画において重 点的に良好な景観の形成を図る特定景観計画区域は指定されていない。

3) 都市計画法に基づく風致地区の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲には、都市計画法 (昭和43年 法律第100号)に基づく風 致地区は指定されていない。

4.2.9 その他下水道整備、し尿処理、ごみ処理の状況

(1) 下水道整備、し尿処理、ごみ処理の状況

1) 下水道の整備状況

福井市、永平寺町及び福井県の平成28年度における下水道の整備の状況は、表 4.2-44 に示すとおりであり、普及率は福井市では85.8%、永平寺町では75.8%、県全体では78.7%となっている。

表 4.2-44 下水道の整備状況 (平成28年度)

市町県	整備済面積 (ha)	行政人口** (人)	処理人口** (人)	下水道処理人口 普及率(%)
福井市	4, 913. 2	264, 906	227, 190	85. 8
永平寺町	468.3	18, 881	14, 307	75. 8
福井県	18, 864. 3	791, 541	622, 978	78. 7

※:人口は平成29年3月31日現在

出典:「平成29年度 福井県環境白書 資料編」(福井県ホームページ)

2) し尿処理の状況

福井市、永平寺町及び福井県の平成28年度におけるし尿処理の状況は、表 4.2-45に示すとおりであり、し尿処理量は福井市では36,677k1、永平寺町では1,036k1、県全体では143,433k1となっている。

表 4.2-45 し尿処理の状況 (平成28年度)

市町県	し尿 (kl)	浄化槽汚泥 (kl)	自家処理量 (kl)	合計 (kl)
福井市	2, 497	34, 172	8	36, 677
永平寺町	184	852	0	1,036
福井県	22, 766	120, 031	636	143, 433

出典:「廃棄物処理技術情報」(環境省ホームページ)

3) ごみ処理の状況

福井市、永平寺町及び福井県の平成28年度における一般廃棄物の処理の状況は、表 4.2-46に示すとおりであり、ごみ処理量は福井市では87,990 t、永平寺町では5,031 t、県全体では257,114 t となっている。

表 4.2-46 一般廃棄物の処理の状況 (平成28年度)

市町県	ごみ総排出量 ^{*1} (t)	ごみ処理量 ^{*2} (t)	中間処理後再生利 用量*3(t)	リサイクル率** ⁴ (%)	最終処分量**5 (t)
福井市	94, 942	87, 990	5, 269	13.9	8, 523
永平寺町	5, 557	5, 031	349	15.6	804
福井県	278, 184	257, 114	19, 168	16.6	28, 797

※1:ごみ総排出量=計画収集量+直接搬入量+集団回収量

※2: ごみ処理量=直接焼却量+直接最終処分量+焼却以外の中間処理量+直接資源化量

※3:中間処理後再生利用量=焼却施設+粗大ごみ処理施設+ごみ堆肥化施設+ごみ飼料化施設+メタン化施設+ごみ燃料化施設+その他の資源化等を行う施設+その他の施設

※4: リサイクル率= (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) ×100

※5:最終処分量=直接最終処分量+焼却残渣量+処理残渣量

出典:「廃棄物処理技術情報」(環境省ホームページ)

4.2.10各種関連計画の状況

(1) 都市計画

1) 福井県都市計画区域マスタープラン

福井県では、平成16年に、都市計画法の改正により都市計画区域単位での策定が義務付けられた「都市計画区域マスタープラン」を策定している。「都市計画区域マスタープラン」は、県内各都市の趨勢や今後の人口・産業の見通しなどを踏まえて、おおむね20年後の都市の将来像を描き、その実現に向けた都市計画の方向性を明らかにするものである。計画の策定から時間が経過し、都市計画に関する新たな法制度の整備・改正等が行われたほか、県内でも市町村合併の進展や高速交通ネットワークの整備進捗などの新たな状況の変化もみられることから、これらの新たな視点を踏まえた計画となるように平成26年2月28日に見直しが行われている。

福井市及び永平寺町は「福井都市計画区域」に含まれる。

福井都市計画区域の都市づくりの基本理念は下記のとおりである。

- ○豊かな自然や歴史を育む都市と県都づくり
- ○持続可能な都市づくり
- ○都市間の交流・連携を促進する都市づくり
- ○安全・安心に住み続けられる都市づくり

2) 福井市都市計画マスタープラン

福井市では、平成12年に「福井市都市計画マスタープラン」を策定し、その後の社会情勢の変化に対応するため、平成22年に都市計画マスタープランの改定を行っている。 改定した都市計画マスタープランの目標年次は平成42年としている。

都市づくりの理念は、『暮らしの豊かさを実感できる「歩きたくなる」まち』としており、暮らしの豊かさを支える下記の4つの視点を提示している。

- ・活力:魅力や活力を高める多様な拠点づくり
- ・生活:安全に、安心して快適に過ごせる身近な生活空間づくり
- ・交流:誰もが自由に行動できる移動の骨格づくり
- ・潤い: 誇りと愛着を育む水と緑の空間づくり

また、目指すべき都市の将来像として、下記の2点を提示している。

- ・自然環境との共生・調和を基本とした水と緑あふれる都市
- ・中心市街地と地域拠点が公共交通ネットワークにより有機的に結ばれた都市

さらに、都市計画区域マスタープランでは、全体構想の都市づくりの方針を受けて、 地域の特性を活かした個性豊かな地域づくりを進めるため、福井市を13の地域に区分し、 地域別のまちづくり方針を定めている。事業実施想定区域は「市街地東部」に含まれ、 まちづくりの基本的な考え方として、「東山やその裾野に広がる田園風景などを大切にし ながら人とまちと自然が調和したゆとりある生活環境の実現と、福井の東の玄関口とし て美しいまちづくりを進めます。また、市街地では複数の総合病院を有し、中心部に近 い立地条件、北陸自動車道や国道8号、国道158号などの広域交通の利便性を活かし、快 適な暮らしや都市活動が持続するまちづくりを進めていきます。」としている。

3) 永平寺町都市計画マスタープラン

永平寺町では、平成22年に「永平寺町都市計画マスタープラン」を策定している。都市計画マスタープランの目標年次は平成42年としている。都市づくりの目標として、都市の将来像を『水と歴史に学び誇りを紡ぐ「住み続けたい」緑のまち』とし、下記に示す目標を提示している。

目標1 交流や連携の軸の形成

目標2 地域資源を活かした多様な拠点の形成

目標3 快適で質の高い生活空間の創出

目標4 背景となる豊かな景観の保全・継承

目標5 参加型まちづくりの仕組みの構築

(2) 環境基本計画

1) 福井県環境基本計画

福井県では、「福井県環境基本条例」(平成7年 福井県条例第5号) における「豊かで美しい環境の恵沢の享受と継承」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境保全の推進」の3つの基本理念の実現を目指すため、同条例に基づき、平成30年3月に「福井県環境基本計画」を改定している。

本計画の基本目標は、県民一人一人が福井の美しい環境を守りながら活力あるふるさとを未来に繋いでいくことを目指し、「ふるさとの美しい環境を守り育て 福井の活力につなげる」としている。計画期間は平成30年度から平成34年度までとしている。

本計画の重点プロジェクトは5項目を掲げており、その内容は表 4.2-47に示すとおりである。

表 4.2-47(1) 福井県環境基本計画における重点プロジェクト

番号	重点 プロジェクト	具体的な施策
1	タイムスケィ プ研究・活用 プロジェクト	タイムスケィブ研究の推進 嶺南地域の自然や歴史を、年縞を活用してひも解くことにより、自然の仕組みや自然 と人の暮らしとの関わりを明らかにする研究を里山里海湖研究所において推進する。 タイムスケィブ学びの旅の推進 年縞博物館を拠点として、年縞により研究が進んだ世界の考古学、古気候学等の最新 の知見の紹介や、学芸員等の案内により年縞研究で明らかになった知見を嶺南各地で学 ぶ「タイムスケィブを体感する旅」を推進する。 年縞国際ネットワークの構築 オックスフォード大学等と連携して年縞から花粉を抽出する国際ネットワーク(体 制)を構築するとともに、得られた情報をデータベース化し、国際共同研究の推進に 貢献する。

表 4.2-47 (2) 福井県環境基本計画における重点プロジェクト

番号	重点プロジェ クト	具体的な施策
	7 1	生き物・星空の宝庫六呂師高原の学びと体験の拠点化 環境学習の適地である六呂師高原において、昆虫などの生物や星空観察・自然体験の ための施設の改修、ガイド育成を行い、六呂師高原の自然を学び、楽しめる拠点に整備 する。
2	自然活用推進プロジェクト	「学びの海湖」における自然体験活動の推進 学びの森に加え、新たに三方五湖や若狭湾などを「学びの海湖」に指定し、福井の豊かな海や湖をカヤック等の子どもたちの体験の場として活用し、森、海、湖など多様な自然体験を推進する。
		里海湖トレイルの活用 風光明媚な海岸や里山を結ぶ自然歩道を活用して越前海岸から若狭湾までの「里海湖トレイル」を設定し、変化に富んだ海岸の風景や集落における自然と共生した暮らしと 文化の体験を促進する。
		県民運動「LOVE・アース・ふくい」の推進 温暖化対策の重要性への理解を深め、県民や事業者の自主的な取組みを促すため、市町・環境ふくい推進協議会と連携し、テーマを決めて、県下一斉の省エネ行動を実践するなど、さらなる普及啓発を推進する。
3	未来を守るス トップ温暖化 プロジェクト	元気な地域づくりにつながる再生可能エネルギー導入の推進 小水力発電など地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を支援するとともに、 売電収入の一部を伝統行事の承継や農作業支援などの地域振興策に活用することで、地 域の課題解決にも貢献する。 嶺南地域の優れた「環境・エネルギー資源」を活かした温暖化対策の推進 温暖化防止に大きく貢献してきた嶺南地域において、再エネや省エネ設備等の導入に
		より、地域産業の発展や住民サービスの充実、施設のエネルギー源への利用などを進める。 ※温室栽培への熱供給、病院・福祉施設の電気・空調・給湯、観光周遊EVバス等
		新環境CSR活動の促進事業 企業の環境CSR(社会貢献)を促進し、資金や人材の提供を受け、「ふくいのおいしい水」や「ふくいふるさとの音風景」など地域固有の自然や伝統行事を承継・保全し、地域の賑わいを創出する。
4	企業等による 地域貢献プロ ジェクト	三方五湖・北潟湖の自然再生を多様な主体と共動して実施 三方五湖におけるウナギやシジミなどの生き物の生息環境の改善、ヒシの管理、北潟 湖におけるフナやシジミなどの生息環境の改善等、自然再生活動を研究者や環境団体な ど多様な主体と共動して実施する。
		地域に貢献する廃棄物処理事業への支援 廃棄物処理施設の重要性に対する地域住民の理解促進を図るため、施設見学会の開催 や施設から発生する熱の利活用など、処理業者が行う地域貢献の取組みを支援する。 ※廃棄物処理施設周辺の道路融雪、地域内の街路灯などに活用
		里地里山の原風景の保全 里山里海湖研究所が、森の維持管理等に必要な資機材の貸出しや専門家の派遣等を行うことにより、地域住民、企業、地域おこし協力隊等を支援し、ふるさとのシンボルとなる里地里山の美しい原風景を保全する。
5	美しいふるさ と景観づくり プロジェクト	「しあわせ」を呼ぶ環境美化県民運動の実施 福井に多い神社・仏閣等の周辺におけるごみ拾い大会など、環境美化活動を県民の「し あわせ」につながるイベントとして実施し、「しあわせ」を呼ぶ県民運動として展開す る。
		魅力あるふるさと資産を観光資源として活用促 越前海岸水仙畑の重要文化的景観の選定に向けた調査や、嶺南地域における鉄道と港 の近代化遺産や鯖街道等の旧街道を復元するなど魅力あるふるさと資産の活用を促進 する。

2) 福井市環境基本計画

福井市では、良好な環境の保全と創造のための施策を総合的かつ計画的に進めていくため、「福井市環境基本条例」(平成11年 福井市条例第3号)に基づき平成12年度に「福井市環境基本計画」を作成しており、現在は平成28年度から平成32年度までの5年間の「第3次計画」が策定されている。この中で福井市の目指す環境像として、「未来へつなごう環境にやさしい持続可能なまち・ふくい」を掲げている。

本計画では目指す環境像を実現するため、表 4.2-48に示す基本方針を定めている。

表 4.2-48 福井市環境基本計画における基本方針

番号	基本方針	内容
1	豊かな自然や生き物を守り育て、 将来に伝える	里地・里山に代表されるような豊かな自然やそこに生息する多様な 生き物を守り育て、将来に伝えていくためには、人と自然との関わり を維持していくことが大切である。 地域住民や市民組織等による環境保全・再生活動等を促進する取組 を進める。
2	快適なくらしを守り、水と緑が豊 かな都市環境を創出する	現在、本市においては、身近にある大気や水など、生活環境は良好な状態で保たれている。これからも快適な生活が守られなければならない。 また、自然を活かした水と緑が豊かな都市環境を創出し、潤いのある空間づくりに取り組む。
3	温室効果ガスの排出を減らし、気 候変動の影響に適応した社会づ くりを進める	温室効果ガスの排出を減らすには、一人ひとりが、まちづくりや日常生活、事業所の活動など、様々な場面でエネルギーの利用を見直すとともに、省資源の取組が必要である。 低炭素型社会への転換に向け、市民や事業所等の省エネや省資源への取組の支援や環境負荷の少ない交通環境の構築を進める。 また、気候変動の影響に対する適応策についても検討する。
4	ごみを減らし、資源を大切にする 循環型社会づくりを進める	廃棄物の3R(ごみの発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】、 再生利用【リサイクル】)に取り組み、資源を大切にして循環させる 取り組みを進める。
5	一人ひとりが環境問題について 関心と理解を深め、環境を大切に する人づくりを進める	豊かな自然環境を維持しつつ、持続可能な発展ができる社会を構築するためには、広く市民全体で環境の保全に取り組むことが必要である。 学校や家庭、地域など、あらゆる機会に環境問題について理解と関心を深め、環境を大切に考える人づくりを進めるため、充実した環境学習の機会の提供や、学校や地域で行われる環境活動への支援を行う。

3) 第2次永平寺町環境基本計画

永平寺町では、「永平寺町環境基本条例」(平成19年 永平寺町条例第20号)に基づき平成20年に「永平寺町環境基本計画」を作成しており、平成30年3月に「第2次永平寺環境基本計画」に改定している。本計画は、永平寺町の目指す環境未来像として、「禅の心が息づく 持続可能なまち えいへいじ」を掲げており、計画期間は平成30年度から平成39年度までとしている。

本計画では目指す環境未来像を実現するため、表 4.2-49に示す基本施策を定めている。

表 4.2-49 第2次永平寺町環境基本計画における基本施策

番号	基本施策	内容
1	自然共生社会の推進	地域の豊かな自然や多様な生き物を守り育て将来に伝えるために、 自然や生き物を保護・再生する活動や、里地里山の豊かな自然の保全 等を推進する。
2	循環型社会の推進	天然資源の消費を抑制し、環境負荷の低減を図る循環型社会の形成には、ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)という3Rの取り組みが不可欠だが、さらに環境への負荷を低減していくために、不要なものを断る(リフューズ)、修理して使う(リペアー)といった取り組みも含めた5Rを推進していく。
3	低炭素社会の推進	低炭素社会への転換のために、再生可能エネルギーの推進を図る。 徒歩や自転車、公共交通機関による移動を促進し、次世代自動車等ガ ソリン自動車よりも環境負荷の少ない移動手段への転換を図る。ま た、住宅等における省エネ等の取り組みを推進する。
4	歴史・文化と景観の保全	永平寺町の歴史・文化的遺産や地域の風習や伝統行事を大切に守り、 また、景観の保全・創出を図る。
5	生活環境の保全	私たち人が快適に生活でき、様々な生物が生存していくためには、 空気や水などの身近な環境をきれいに保つ必要があります。公害や不 法投棄の防止等に向けた事業所への指導や町民への啓発に取り組み ます。

(3) 景観計画

1) 福井市景観基本計画

福井市では、平成19年5月に「福井市景観基本計画」を策定し、平成20年3月に具体的な行為の制限や景観形成の基準などを定めた「福井市景観計画」を策定している。なお、 景観計画は平成28年3月に変更されている。

景観基本計画における景観形成の目標は『四季彩織りなす風景都市~住みたくなる心地よい景観をめざして~』としており、5つの景観形成の基本方針を提示している。

- 1 福井を象徴する『シンボル景観』の形成
- 2 福井の「地」となる『自然景観』との共生
- 3 地域固有の『歴史・文化的景観』との共生
- 4 魅力あふれる『都市景観』の形成
- 5 福井らしい景観を育む『人づくり』

また、景観基本計画では福井市内を特性の異なる7つのゾーンに分け、それぞれのゾーンと軸の景観特性を活かした取組を進めている。事業実施想定区域は「田園景観形成ゾーン(市街地東部エリア)」に含まれ、以下に示すテーマと基本方針が提示されている。

《景観形成のテーマ》

文化が薫るコシヒカリの里景観の形成

《景観形成の基本方針》

- ・コシヒカリ発祥の地である広大な田園景観の保全
- ・文殊山の麓に広がる糞置荘の文化的景観の保全
- ・白山連峰や文殊山、足羽三山、国見岳などへのパノラマ景観の保全
- ・島状に点在する集落景観の保全

さらに、特に重点的な景観整備や保全・景観的演出を行うことが重要となる場所を景観形成重点地区としている。現在は「福井都心地区」、「一乗谷地区」、「越前水仙群生地区」の3地区が指定されている。なお、事業実施想定区域及びその周囲にはこれらの地区は分布していない。

2) 永平寺町景観計画

永平寺町では、平成20年5月に「永平寺町景観計画」が策定されている。景観形成の目標は、下記の3つの目標を提示している。

- 1 地域の特性を活かした個性的な(永平寺らしい)景観づくり
- 2 「守り」、「育て」、「直す(改善)」等の多様な知恵をしぼる景観づくり
- 3 住民・事業者・行政が協働してすすめる景観づくり

また、同景観計画では永平寺町を6つのエリアに区分してそれぞれの景観形成の方針を 定めている。事業実施想定区域に近いエリアは「松岡南エリア」であり、景観形成方針 は「田園景観を守り清流を活かした景観づくり」とされている。

(4) その他

1) 福井県重要里地里山の選定

福井県では、近年の里地里山の急激な変化を受け、平成15年度に県内の里地里山の生物調査を実施し、今も多様な生物がすむ代表的な地域を「福井県重要里地里山」として30箇所を選定している。

選定基準は下記のとおりである。

- ・その地域を含む周辺の里地里山で、県レッドデータブック掲載種(県RDB種)が 多種確認されている
- ・県RDB種の県内の代表的な生息地である
- ・県RDB種の繁殖地、越冬地、または旅鳥の重要な中継地点になっている
- ・県RDB種の県内唯一の生息地である

なお、事業実施想定区域及びその周囲には、福井県重要里地里山は選定されていない。



5. 第一種事業に係る計画段階配慮事項並びに 調査、予測及び評価の手法

配慮書作成に係る実施手順について、「福井県環境影響評価技術指針」(平成11年6月最終改正 平成25年、福井県)(以下、「指針」という。)では、始めに複数案を設定し、環境影響を及ぼすお それがある要因を抽出の上、その要因により影響を受けるおそれがあるものを環境要素として、 影響の重大性を考慮し選定することとしており、また、選定した影響要素について調査を既存文 献の整理・解析を基本として行い、必要な水準が確保される手法で予測を行い、複数案の比較や 基準等との対比による評価を行うとされている。

一方で、環境影響評価法に基づく基本方針(基本的事項)等では、原則として既存資料を用いて簡易な手法により調査、予測及び評価を行うことが示されており、また、影響要因や環境要素の抽出にあたっては、方法書以降の段階で環境保全措置により回避・低減が可能と考えられるものや、影響が可逆的であったり、短期間であったりする項目については、配慮書段階で重大な影響として取り扱わないこととすることができるとしている。

なお、工事については、計画熟度が低い段階では工事による影響の把握が困難な場合もあることに留意しつつ、工事による影響の重大性に着目し、必要に応じて選定するとされている。

これらを踏まえ、本事業について、計画段階影響要因の抽出、計画段階配慮事項の選定及び計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法の整理を行った。

5.1 計画段階影響要因の抽出

第一種事業特性に基づき、環境影響を及ぼすおそれがある要因(影響要因)は、指針の第4の内容、別表第4及び別表第5を参考として選定した。

環境影響を及ぼすおそれがある要因(影響要因)としては、「土地又は工作物の存在及び供用」中の「施設の存在」、「施設の稼働」を選定した。なお、「工事の実施」の区分については、焼却施設の建設やそれに伴う造成については一般的な工事であり特殊な工事を行うものではないこと、また、計画熟度が低く工事の影響の把握が困難なことから選定しないこととした。

5.2 計画段階配慮事項の選定

指針の別記様式に示される影響要因と環境要素の関連表に基づき、今回抽出した影響要因を踏まえ、重大な影響を受けるおそれがある環境要素を選定した。選定した計画段階配慮事項は、表 5.2-1に示すとおりである。

選定した理由は表5.2-2に示すとおりであり、また、複数案によりその影響に差異があることも考慮した。

なお、重大な影響を及ぼすおそれがある影響要因及び影響要素として選定しなかったその他 の項目についても、方法書以降の段階で環境影響評価の項目として選定を行うこととしており、 現時点で想定される影響要因及び評価項目を参考まで併せて示している。

表 5.2-1 計画段階配慮事項と環境影響評価の項目の選定

			計画段階配慮事項と境	20,12			T T	ごみ如	理施設	
				I	[事の実	施	土地区	スは工作	物の存む	生及び
			影響要因の区分			1	供用			
環境要素の区分				建設機械の稼働	用いる車両の走行資材等の運搬に	土・造成工事・掘削工事及び切土・盛	施設利用車両の走行	敷地の存在	施設の存在	施設の稼働
環境の自然			硫黄酸化物							•0
的構成要素			窒素酸化物	0	0		0			•0
の良好な状 態の保持			粉じん等	0	0	0	0			•0
157.45 bk1.4		大気質	石炭粉じん			_				
			ダイオキシン類							•0
	大気環境		その他の有害物質							0
			騒音	0	0		0			Δ
		騒音および	振動	0	0		0			Δ
		振動	低周波音							Δ
		悪臭	悪臭							0
		75.70	化学的酸素要求量等							
	水環境	水質	土砂による水の濁り			0				
			ダイオキシン類							
			有害物質							
			水温							
		水底の底質地下水	ダイオキシン類							
			水底の堆積状況等							
			地下水の水質							
			地下水の水位・流れ							
			富栄養化							
			流向及び流速							
		土壌	土壤汚染							
	土壌環境	地盤	地盤沈下							
	および その他の 環境	地形および 地質	重要な地形及び地質な らびに特異な自然現象							
		その他	日照阻害							
生物の多様	動物		重要な種および 注目すべき生息地	0		0		0		
性の確保お よび自然環 境の体系的	植物		重要な種および重要な 群落			0		0		
保全	生態系		地域を特徴づける生態 系			0		0		
人と自然と の豊かな触 れ合いの確	景観		主要な眺望点および景 観資源並びに主要な眺 望景観					0	•0	
保	人と自然と の活動の場	この触れ合い	主要な人と自然との触 れ合いの活動の場					0	0	
	廃棄物等		廃棄物							0
環境への負	元米707		建設工事に伴う副産物			0				
荷	温室効果カ	— — iュ笙	二酸化炭素							0
			その他の温室ガス 記慮事項として選定する項							

備考 ● : 配慮書段階で計画段階配慮事項として選定する項目 ■ : 配慮書段階で抽出した計画段階影響要因 ○△: 方法書段階で選定する環境影響評価の項目 (△は本事業の特性を考慮し、参考項目外から選定)

表 5.2-2 計画段階配慮事項の選定理由

項	目	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分	選 足理田	
大気質	施設の稼働	ごみ処理施設の稼働に伴い発生する排ガス中に含まれる大気汚染物質により、周辺地域において重大な影響を及ぼすおそれがあり、複数案(煙突高さ)により影響に差異が生じることから、計画段階配慮事項として選定した。	
景観	施設の存在	施設の存在に伴い身近な景観が変化し重大な影響 を及ぼすおそれがあり、複数案(施設配置、煙突高 さ)により影響に差異が生じることから、計画段階 配慮事項として選定した。	

5.3 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法

計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は表 5.3-1に示すとおりである。

表 5.3-1(1) 調査、予測及び評価の手法(大気質)

項	I		
環境要素の区分	影響要因の区分		調査、予測及び評価の手法
大気質	施設の稼働	調査すべき情報	(1)二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及 びダイオキシン類の濃度の状況(2)気象の状況 地上気象(風向・風速)
		調査の基本的な手法	(1) 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄 及びダイオキシン類の濃度の状況 大気汚染常時監視測定局等における測定 結果の収集、整理による。 (2) 気象の状況 最寄りの気象観測所における測定結果の収 集、整理による。
		調査地域	大気汚染物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、最大着地濃度出現距離を含むように事業実施想定区域から半径約3kmの範囲とする。
		予測の基本的な手法	プルーム式による短期予測計算等により、高 濃度が発生しやすい気象条件における複数案の 最大着地濃度の比較及び最大着地濃度出現距離 等について予測する。
		予測地域 評価の手法	調査地域に同じ。 予測対象への重大な影響の有無を確認する。 また、複数案間による影響の程度について差を 比較整理する。

表 5.3-1(2) 調査、予測及び評価の手法(景観)

項	目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		桐里、 子側及り計画の子伝
景観	施設の存在	調査すべき 情報	景観資源及び主要な眺望点・主要な眺望景観の状況
		調査の基本 的な手法	既存資料の収集・整理及び現地踏査による。
		調査地域	施設の存在に伴う景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業 実施想定区域から半径約3kmの範囲とする。
		予測の基本 的な手法	眺望点と施設との位置関係を整理し、簡易なフォトモンタージュを作成して視覚的に表現するとともに、仰角及び水平見込角を算出し影響について予測する。
		予測地域 評価の手法	調査地域に同じ。 予測対象への重大な影響の有無を確認する。 また、複数案間による影響の程度について差を 比較整理する。

6. 計画段階配慮事項に係る調査、

予測及び評価結果

6.1 大気質

6.1.1 調査

(1) 調査項目

本事業に伴う大気質への影響について予測評価するための基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

1) 大気質の状況

- •二酸化窒素
- 浮遊粒子状物質
- 二酸化硫黄
- ダイオキシン類

2) 気象の状況

- 風向
- 風速

(2) 調査地域

調査地域は事業実施想定区域から半径約3kmの範囲とした。

(3) 調査方法

1) 大気質の状況

大気質の状況は、大気汚染常時監視測定局等(一般環境大気測定局等)の測定結果を整理することにより把握した。調査地域内の大気汚染常時監視測定局の一般環境大気測定局としては、センター測定局が、クリーンセンター監視局として岡保測定局、吉野測定局及び松岡測定局がある。

2) 気象の状況

気象の状況は、気象庁の気象観測所の測定結果を整理することにより把握した。調査 地域内には気象観測所は存在しないため、最寄りの観測所である福井地方気象台(事業 実施想定区域から約5.4km)の観測結果を用いた。

(4) 調査結果

1) 大気質の状況

大気質の状況は、「4.1.2 大気環境の状況(1)大気質の状況」に示したとおりである。 調査地域内の福井市クリーンセンター監視局(岡保)の状況をみると、平成28年度は 光化学オキシダント以外の項目(二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキ シン類)についてはすべて環境基準を達成している。

2) 気象の状況

気象の状況は、「4.1.1 気象の状況」に示したとおりである。

事業実施想定区域の最寄りの気象観測所である福井地方気象台の平成29年の最多風向 は南、平均風速は2.7m/秒となっている。

6.1.2 予測

施設の稼働(ごみ処理施設からの排出ガス)による影響を把握するため、煙突高さの複数の事業計画案について、予測を行った。

(1) 予測項目

予測項目は、施設の稼働(ごみ処理施設からの排出ガス)による複数案に対する最大着 地濃度の比率及び最大着地濃度出現距離とした。

(2) 予測時期

予測時期は、供用時において事業活動が定常となる時期とした。

(3) 予測地域

予測地域は調査地域と同様に事業実施想定区域から半径約3kmの範囲とした。

(4) 予測方法

1) 予測手法

(a) 拡散式及び拡散パラメータ

拡散式は、「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」(平成12年12月 公害研究対策 センター)に示される以下の点源プルーム式を用いた。

$$C(x, y, z) = \frac{Q_{p}}{2 \pi \sigma_{v} \sigma_{z} u} \cdot \exp \left(-\frac{y^{2}}{2 \sigma_{v}^{2}}\right) \left| \exp \left\{-\frac{(z - H_{e})^{2}}{2 \sigma_{z}^{2}}\right\} + \exp \left\{-\frac{(z + H_{e})^{2}}{2 \sigma_{z}^{2}}\right\} \right| \cdot 10^{6}$$

[記 号]

C(x, y, z): 地点(x, y, z)における汚染物質の濃度 $(ppm, mg/m^3)$

x:煙源から風向に沿った風下距離 (m)

y : 風向に直角な水平距離 (m) z : 計算地点の高さ (=1.5m)

Q。 : 汚染物質の排出量 (m³_N/秒、kg/秒)

u : 排出源高さの風速 (m/秒)

H_e : 排出源高さ (m)

σ_y : 有風時の水平方向の拡散パラメータ (m)σ_z : 有風時の鉛直方向の拡散パラメータ (m)

 α : 弱風時、無風時の水平方向の拡散パラメータ (m/\hbar)

γ : 弱風時、無風時の鉛直方向の拡散パラメータ (m/秒)

また、拡散パラメータについては、同マニュアルに示される水平方向及び鉛直方向の拡散パラメータ(パスキル・ギフォード線図の近似関数)を用いた。拡散パラメータは表 6.1-1に示すとおりである。また、有風時の水平方向の拡散パラメータ σ_y は、次のとおり、評価時間に応じた修正をして用いた。

$$\sigma_{y} = \sigma_{yp} \left(\frac{t}{t_{p}}\right)^{0.2}$$

[記 号]

t : 評価時間 (=60分)

t_P :パスキル・ギフォード図の評価時間 (=3分)

σ_{νρ}:パスキル・ギフォード図から求めた水平方向の拡散パラメータ (m)

表 6. 1–1 (1) 水平方向の拡散パラメータ (パスキル・ギフォード図の近似関数) (σ_y) $\sigma_y(x) = \gamma_y \cdot x^{\alpha y}$

安定度	α y	γу	風下距離 x (m)
A	0.901	0.426	0 ~ 1,000
Α	0.851	0.602	1,000 ~
В	0. 914	0. 282	$0 \sim 1,000$
D	0.865	0.396	1,000 ∼
С	0.924	0. 1772	$0 \sim 1,000$
C	0.885	0. 232	1,000 ∼
D	0. 929	0. 1107	$0 \sim 1,000$
D	0.889	0. 1467	1,000 ~
Е	0. 921	0.0864	$0 \sim 1,000$
	0.897	0. 1019	1,000 ~
F	0. 929	0.0554	$0 \sim 1,000$
	0.889	0.0733	1,000 ∼
G	0. 921	0.0380	0 ~ 1,000
G	0.896	0.0452	1,000 ∼

出典:「窒素酸化物総量規制マニュアル [新版]」(平成12年12月 公害研究対策センター)

表 6. 1–1 (2) 鉛直方向の拡散パラメータ (パスキル・ギフォード図の近似関数) (σ_z) $\sigma_z(x) = \gamma_z \cdot x^{\alpha z}$

安定度	lpha z	γг	風下距離 x (m)
	1. 122	0.0800	0 ~ 300
A	1. 514	0.00855	$300 \sim 500$
	2. 109	0.000212	500 ~
В	0.964	0. 1272	0 ~ 500
D	1.094	0.0570	500 ~
С	0. 918	0.1068	0 ~
	0.826	0. 1046	0 ~ 1,000
D	0.632	0.400	$1,000 \sim 10,000$
	0. 555	0.811	10,000 ~
	0. 788	0.0928	0 ~ 1,000
Е	0.565	0. 433	$1,000 \sim 10,000$
	0. 415	1.732	10,000 ~
	0. 784	0.0621	0 ~ 1,000
F	0. 526	0.370	$1,000 \sim 10,000$
	0. 323	2.41	10,000 ~
	0. 794	0. 0373	0 ~ 1,000
G	0.637	0. 1105	$1,000 \sim 2,000$
G	0. 431	0. 529	$2,000 \sim 10,000$
	0. 222	3.62	10,000 ~

出典:「窒素酸化物総量規制マニュアル [新版]」(平成12年12月 公害研究対策センター)

(b) 有効煙突高

排出高さは、有効煙突高(煙突実体高+排煙上昇高)とした。排煙上昇高(排ガスの持つ熱量等による上昇高さ)については、「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」に示される以下のCONCAWE(コンケウ)式を用いた。

 $H_e = H_0 + \Delta H$

CONCAWE式: $\Delta H = 0.0855 \cdot Q_{H}^{1/2} \cdot u^{-3/4}$

[記 号]

 $H_{\rm e}$: 有効煙突高 (m) $H_{\rm 0}$: 煙突実体高 (m) ΔH : 排煙上昇高 (m) $Q_{\rm H}$: 排出熱量 (J/秒)

 $Q_H = \rho \cdot Cp \cdot Q \cdot \Delta T$

ρ : 0℃における排ガス密度 (1.293×10³g/m³)

Cp : 定圧比熱 (1.0056J/(K・g)) Q : 排ガス量 (湿り) (m³√秒)

ΔT : 排ガス温度と気温との温度差(℃)

u :煙突頂部の風速(m/秒)

d θ /dz: 温位勾配 (℃/m) (昼間: 0.003、夜間: 0.010)

2) 予測条件

(a) 発生源条件

設備機器の規模及び排出ガスの諸元は、表 6.1-2に示すとおりとした。煙突の高さの複数案は、X案地上80m、Y案地上59mの2案とした。

諸 元 A-X案 A-Y案 項目 単位 B-X案 B-Y案 排出口(煙突)高さ 80 59 m 排ガス量※ m³N/時 36, 500 排ガス温度 175

表 6.1-2 施設計画の概要

注)施設配置に係る複数案(A案、B案)による予測条件の違いはない。

(b) 気象条件

以下の予測条件において、計算を行った。

風 速:2.7m/秒(福井地方気象台の平成29年の平均風速)

大気安定度:A、B、C

※1 時間値の予測において比較的高濃度が出現する、「不安定」な大気安定度として、A (著しい不安定)、B (不安定)、C (やや不安定) とした。

[※]各炉の合計の排ガス量とした。

(5) 予測結果

施設の稼働による大気質への影響の予測結果は、表 6.1-3に示すとおりである。

予測結果をみると、最大着地濃度は煙突高さ80mの大気安定度Aの場合を基準(1.00)とすると、すべての予測結果の中で最大着地濃度の最大は1.28倍(煙突高さ59m、大気安定度Aの場合)となる。また、同じ大気安定度で煙突高さ80mと59mの違いに着目すると、大気安定度Aの場合は1.28倍、Bの場合は1.35倍、Cの場合は1.38倍となる。

最大着地濃度出現距離は、大気が安定的になるに従い大きくなる。また、煙突高さ59m と比較して、80mでは出現距離が大きくなる。

表 6.1-3 施設の稼働による大気質への影響の予測結果

			予測結果				
			最大着地流				
複数案	夏数案 煙突高さ		煙突高さ80m、大気 安定度Aの場合を 1.00としたときのす べての予測値の比率	大気安定度ごとに、 煙突高さ80mの場合 を1.00とした時の煙 突高さ59mの予測値 の比率	最大着地濃度 出現距離 (km)		
A-X案		A	1.00	1.00	0. 53		
B-X案	地上80m	В	0.75	1.00	0.95		
D AR		С	0.64	1.00	1.71		
A-Y案		A	1. 28	1. 28	0.47		
B-Y案	地上59m	В	1.02	1. 35	0.81		
D-I条		С	0.89	1.38	1.43		

(6) 予測の不確実性

事業計画はごみ処理施設の基本計画検討段階であることから、排ガスの諸元は現時点での最大の想定であること、また最寄りの気象観測所の平均風速で、大気安定度を仮定して簡易に予測していることから、予測の不確実性がある。そのため、方法書以降の手続きにおいては、1年間の現地調査結果を反映するとともに、より検討の進んだ計画諸元を用いて、種々の気象条件に対しふさわしいモデルによる詳細な予測を行う。また、本事業は既存施設の建替事業となることから、建替による環境の変化の程度についても明らかにしていく。

6.1.3 環境配慮内容

周辺環境への影響を低減するため、本事業の実施に関して検討した環境配慮は以下のとおりである。

【全案共通】

- ・排ガスは、最新の排ガス処理設備の設置等により、法規制値よりも厳しい環境保全目標値を検討し、これを順守することにより、影響が最小となるよう配慮する。
- ・ごみ質の均一化を図り適正負荷による安定した燃焼を維持することで大気汚染物質の低減に努める。
- ・ダイオキシン類等の化学物質については、焼却炉の適正な燃焼管理と処理効率の高い最新設備を導入し、発生及び排出の抑制を図る。

6.1.4 評価

(1) 評価方法

予測対象への重大な影響の有無を確認した。

また、複数案間による影響の程度について差を比較整理した。

(2) 評価結果

複数案間の影響の程度についての比較は、表 6.1-4に示すとおりである。

最大着地濃度は煙突高さ80mの大気安定度Aの場合を基準 (1.00) とすると、最大着地濃度の最大は1.28倍となる。また、同じ大気安定度で煙突高さ80mと59mの違いに着目すると、大気安定度Aの場合は1.28倍、Bの場合は1.35倍、Cの場合は1.38倍となり、煙突が高いほうがより最大着地濃度が小さくなる。

ただし、煙突からの排ガス濃度は地上レベルでは十分拡散され、環境中のバックグラウンド濃度に比べ、十分小さな濃度になると考えられることから、いずれの案についても環境配慮を講じることで、大気質に係る重大な影響は生じないものと評価する。

なお、煙突の高さについては、今後実施する環境調査や予測・評価の結果を踏まえ、適切な規模について検討を行っていくこととする。

表 6.1-4 複数案間による影響程度の比較

			影響の程度				
			最大着地流	農度の比率			
複数案	煙突高さ	大気安定度	煙突高さ80m、大気 安定度Aの場合を 1.00としたときのす べての予測値の比率	大気安定度ごとに、 煙突高さ80mの場合 を1.00とした時の煙 突高さ59mの予測値 の比率	最大着地濃度 出現距離 (km)		
A-X案		A		1.00			
B-X案	地上80m	В	0.64~1.00	1.00	0.53~1.71		
D AR		С		1.00			
A-Y案		A		1. 28			
B-Y案	地上59m	В	0.89~1.28	1. 35	0.47~1.43		
D I 来		С		1.38			

6.2 景観

6.2.1 調査

(1) 調査項目

本事業に伴う景観への影響について予測評価するための基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

- 1) 景観資源及び主要な眺望点の状況
- 2) 主要な眺望景観の状況

(2) 調査地域

調査地域は、施設(ごみ処理施設及び煙突)の存在による景観への影響が及ぶと想定される範囲を含む事業実施想定区域周辺の地域とし、半径約3kmの範囲とした。

(3) 調査方法

景観資源及び主要な眺望点の状況については、既存資料の収集・整理により、主要な眺望景観については現地踏査により調査した。

(4) 調査結果

1) 景観資源及び主要な眺望点の状況

景観資源及び主要な眺望点の状況は、「4.1.7 景観の状況」に示したとおりである。 事業実施想定区域周辺の景観資源としては現有施設と近接した東山公園がある。また、 事業実施想定区域の近辺には主要な眺望点はなく、事業により直接改変の生じるおそれ のあるものはない。

ただし、身近な景観(囲繞景観)として、不特定多数の住民等が事業実施想定区域の 建物や煙突を眺望できる地点は存在する。

福井市景観基本計画(平成19年 福井市)では、事業実施想定区域周辺の市街地東部はふるさと福井の原風景となる田園景観(集落が点在する田園の風景)を保全する区域に位置づけられている。

2) 主要な眺望景観の状況

前項を踏まえ、田園景観や東山公園と合わせて事業実施想定区域の建物や煙突を視認することができる代表的な地点として、表 6.2-1、図 6.2-1及び図 6.2-2に示す2地点を抽出した。

表 6.2-1 眺望地点と眺望景観の状況

番号	眺望地点	距離	眺望景観
地点1	農業試験場西の道路	約0.6km	眺望景観の状況は図 6.2-2(1)に示すとおり、農業試験場付近の田園の背後に東山健康運動公園施設等の東山公園、背後の事業実施想定区域の山林及び現有施設の煙突が眺められる。
地点2	東部2-655号線	約1.2km	眺望景観の状況は図 6.2-2(2)に示すと おり、市街地東部の田園の背後に東山健 康運動公園施設等の東山公園、事業実施 想定区域の山林及び現有施設の煙突が眺 められる。



図 6.2-1 事業実施想定区域周辺の眺望点



図 6.2-2(1) 事業実施想定区域周辺の眺望景観(地点1)



図 6.2-2(2) 事業実施想定区域周辺の眺望景観(地点2)

6.2.2 予測

施設の存在(ごみ処理施設及び煙突)による影響を把握するため、施設配置及び煙突高さの複数の事業計画案について、予測を行った。

(1) 予測項目

景観資源及び主要な眺望点は直接改変されず変化は生じないため、予測項目は次のとおりとした。

・施設の存在に伴う身近な景観の変化

(2) 予測時期

予測時期は、ごみ処理施設完成後とした。

(3) 予測地域

予測地域は、調査地域と同様に施設(ごみ処理施設及び煙突)の存在による景観への影響が及ぶと想定される範囲を含む事業実施想定区域周辺の地域とし、半径約3kmの範囲を基本とした。

予測地点は、身近な景観(囲繞景観)として、完成後のごみ処理施設、田園風景及び東山公園を視認することができ、複数案による違いを適切に把握することが可能な代表的な地点として図 6.2-1に示した地点を選定した。

(4) 予測方法

1) 予測手法

予測地点からの眺望の変化の程度を把握することを目的とし、現況写真に建屋及び煙 突の外形を合成する簡易なフォトモンタージュ作成による定性的な手法とした。なお、 施設の大きさは現時点で想定される最大規模に設定した。

2) 予測条件

景観に係る環境影響の予測条件は、表 6.2-2及び図 6.2-3に示す施設配置に係る2案及び煙突高さに係る2案とし、計4案の複数案とした。

	施設配置	施設高さ	煙突高さ		複数案
٨	東西長辺案	高さ40m	X	80m	A-X案
A	A 果四長辺案 	向 ご 40回	Y	59m	A-Y案
D	南北長辺案	高さ40m	X	80m	B-X案
D	用北文四条	向♂40回	Y	59m	B-Y案

表 6.2-2 景観に係る環境影響の予測条件

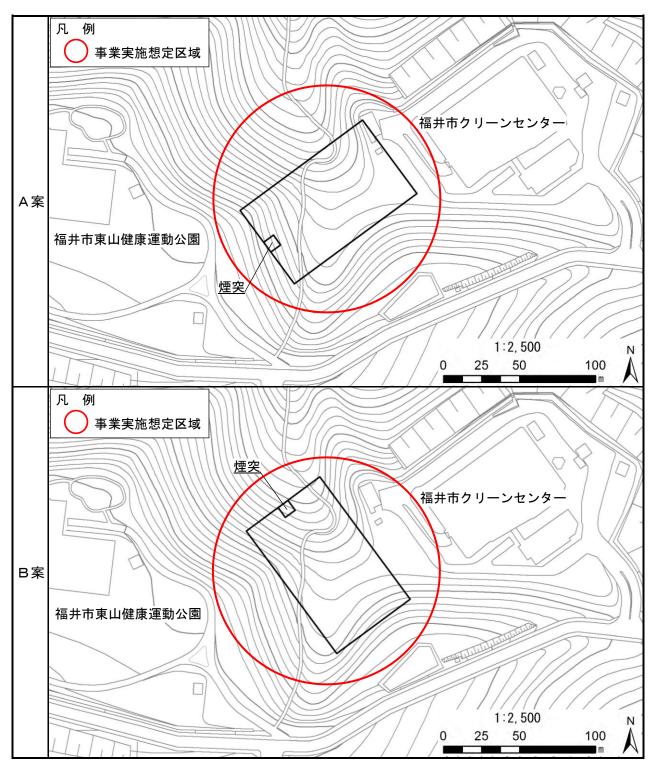


図 6.2-3 計画施設配置の複数案

(5) 予測結果

構造物が出現することによる眺めの変化を把握するため、現況写真にごみ処理施設及び煙突の外形を合成する簡易なフォトモンタージュを作成し、定性的に予測した。予測結果は表 6.2-3、図 6.2-5及び図 6.2-6に示す。

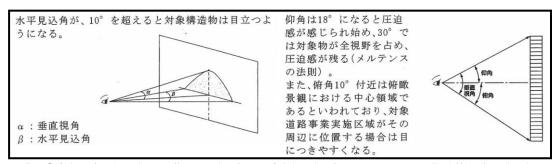
地点1では仰角が $9.5\sim12.1^\circ$ 、水平見込角が $9.2\sim10.4^\circ$ となり、圧迫感が感じられ始める指標とされる仰角 18° を下回っており、目につきやすくなる指標とされる水平見込角 10° と同程度となっている。地点2では仰角が $4.5\sim5.8^\circ$ 、水平見込角が $2.9\sim4.5^\circ$ と、いずれの案も指標を下回っている。また、いずれの案もスカイラインは切断される。

	•	、 ,	700	The first service of the first
施設配置	煙突高さ		ケース	施設の存在に伴う影響
A案	X	80m	A-X案	A-X案では、東西に延びる高さ40mのごみ処理施設の西側に 80mの煙突が存在する。煙突部の仰角は12.1°、施設の水平 見込角は9.2°となる。
東西長辺案	Y	59m	A-Y案	A-Y案では、東西に延びる高さ40mのごみ処理施設の西側に 59mの煙突が存在する。煙突部の仰角は10.1°、施設の水平 見込角は9.2°となる。
B案	X	80m	B-X案	B-X案では、南北に延びる高さ40mのごみ処理施設の北側に 80mの煙突が存在する。煙突部の仰角は11.4°、施設の水平 見込角は10.4°となる。
南北長辺案	Y	59m	B-Y案	B-Y案では、南北に延びる高さ40mのごみ処理施設の北側に 59mの煙突が存在する。煙突部の仰角は9.5°、施設の水平 見込角は10.4°となる

表 6.2-3(1) 施設の存在に伴う景観の環境影響の予測結果(地点1)

表 6.2-3(2) 施設の存在に伴う景観の環境影響の予測結果(地点2)

	Introduction (
施設配置	煙突高さ ケー		ケース	施設の存在に伴う影響
A案 東西長辺案	X	80m	A-X案	A-X案では、東西に延びる高さ40mのごみ処理施設の西側に 80mの煙突が存在する。煙突部の仰角は5.8°、施設の水平 見込角は2.9°となる。
	Y	59m	A-Y案	A-Y案では、東西に延びる高さ40mのごみ処理施設の西側に 59mの煙突が存在する。煙突部の仰角は4.8°、施設の水平 見込角は2.9°となる。
B案	X	80m	B-X案	B-X案では、南北に延びる高さ40mのごみ処理施設の北側に 80mの煙突が存在する。煙突部の仰角は5.5°、施設の水平 見込角は4.5°となる。
南北長辺案	Y	59m	B-Y案	B-Y案では、南北に延びる高さ40mのごみ処理施設の北側に 59mの煙突が存在する。煙突部の仰角は4.5°、施設の水平 見込角は4.5°となる。



出典:「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月 国土技術政策総合研究所)

図 6.2-4 視角に関する物理的指標の例

[A-X案]



[A-Y案]



図 6.2-5(1) 地点1からの眺望景観の変化(A案)

[B-X案]



[B-Y案]



図 6.2-5(2) 地点1からの眺望景観の変化 (B案)

[A-X案]



[A-Y案]



図 6.2-6(1) 地点2からの眺望景観の変化(A案)

[B-X案]



[B-Y案]



図 6.2-6(2) 地点2からの眺望景観の変化 (B案)

(6) 予測の不確実性

予測地点とごみ処理施設及び煙突との水平距離及び地盤高から、仰角及び水平見込角を簡易的に予測している。また、事業計画はごみ処理施設の基本計画検討段階であることから、ごみ処理施設の大きさは想定される最大の規模としており、施設の外観色彩等は定まっていない。これらのことから、予測の不確実性があるため、方法書以降の手続きにおいて、景観の現地調査の実施及びごみ処理施設の計画諸元に基づいたフォトモンタージュ等による予測を行う。

6.2.3 環境配慮事項

予測結果を踏まえ、本事業の実施に関して検討した環境配慮事項は以下のとおりである。

【A案】

- ・地域の景観特性、周辺の土地利用状況や地域の景観形成と調和するよう、建物の配置、 規模、形状、色彩等に配慮する。
- 敷地外周部に植栽を行う。
- ・煙突の高さについては、大気質等の他の影響も踏まえ、今後検討を行っていく。

【B案】

- ・地域の景観特性、周辺の土地利用状況や地域の景観形成と調和するよう、建物の配置、 規模、形状、色彩等に配慮する。
- ・施設の西側を中心に敷地外周部に植栽を行うことで、施設の垂直視角をできるだけ抑え、 圧迫感を和らげるよう配慮する。
- ・煙突の高さについては、大気質等の他の影響も踏まえ、今後検討を行っていく。

6.2.4 評価

(1) 評価方法

予測対象への重大な影響の有無を確認した。

また、複数案間による影響の程度について差を比較整理した。

(2) 評価結果

周辺には東山公園などの景観資源が存在するものの、東山健康運動公園が近傍に位置する土地利用状況であることや、適切な環境配慮を講じることにより、景観に係る重大な影響はないものと評価する。

また、複数案間による影響程度について比較は、表 6.2-4に示すとおりである。

地点1では仰角が9.5~12.1°、水平見込角が9.2~10.4°となり、圧迫感が感じられ始める指標とされる仰角18°を下回っており、目につきやすくなる指標とされる水平見込角10°と同程度となっている。地点2では仰角が4.5~5.8°、水平見込角が2.9~4.5°と、いずれの案も指標を下回っている。なお、いずれの案も煙突の高さが低いほど圧迫感は小さくなる。

複数案の比較の結果、圧迫感が最も小さい施設配置及び煙突高さは、仰角に関してはB-Y 案、水平見込角に関してはA-X案及びA-Y案となった。

施設配置煙突高さ		案 長辺案)		案 長辺案)
指標	煙突部の仰角 ※18°になると圧迫感 が感じられ始める	ごみ処理施設の 水平見込角 ※10°を超えると対象構造 物は目立つようになる	煙突部の仰角 ※18゜になると圧迫感 が感じられ始める	ごみ処理施設の 水平見込角 ※10°を超えると対象構造 物は目立つようになる
X案 (80m)	12. 1°	9. 2°	11. 4°	10. 4°
Y案 (59m)	10. 1°	9. 2°	9. 5°	10. 4°

表 6.2-4(1) 複数案間による影響程度の比較(地点1)

表 6.2-4(2) 複数案間による影響程度の比較(地点2)

施設配置 煙突高さ		案 長辺案)		案 長辺案)
指標	煙突部の仰角 ※18°になると圧迫感 が感じられ始める	ごみ処理施設の 水平見込角 ※10°を超えると対象構造 物は目立つようになる	煙突部の仰角 ※18゜になると圧迫感 が感じられ始める	ごみ処理施設の 水平見込角 ※10°を超えると対象構造 物は目立つようになる
X案 (80m)	5. 8°	2. 9°	5. 5°	4. 5°
Y案 (59m)	4. 8°	2.9°	4. 5°	4. 5°

7. 総合評価

7. 総合評価

「6. 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価結果」において検討した各環境要素の評価 結果を整理した総合評価は、以下に示すとおりである。

7.1 大気質

大気質の総合評価は、表 7.1-1 に示すとおりである。

大気質について、煙突高さの違いに着目すると、煙突が高いほうがより最大着地濃度が小さくなる。

ただし、煙突からの排ガス濃度は地上レベルでは十分拡散され、環境中のバックグラウンド濃度に比べ、十分小さな濃度になると考えられることから、いずれの案についても環境配慮を講じることで、大気質に係る重大な影響は生じないものと評価する。

なお、事業計画は基本計画検討段階にあり排ガスの諸元は現時点での最大の想定であること、また、気象観測所の平均風速で簡易に予測しているなどの予測の不確実性があることから、方法 書以降の手続きにおいては、1年間の現地調査結果を反映するとともに、より検討の進んだ計画 諸元を用いて詳細な予測を行うとともに、適切な環境保全対策の検討を行っていくこととする。 さらに、本事業は建替事業であることから、建替による環境の変化の程度についても明らかにしていく。

なお、煙突の高さについては、今後実施する環境調査や予測・評価の結果を踏まえ、適切な規模について検討を行っていくこととする。

				D/400 - 40 -		
			影響の程度			
			最大着地濃度の比率			
複数案	煙突高さ	煙突高さ 大 気 安定度	煙突高さ80m、 大気安定度Aの 場合を1.00と したときのす べての予測値 の比率	大気安定度ごと に、煙突高さ80 mの場合を1.00 とした時の煙突 高さ59mの予測 値の比率	最大着地 濃度 出現距離 (km)	総合評価
		A		1.00		煙突高さの違いに着目する と、煙突が高いほうがより最大 着地濃度が小さくなる。
A-X案 B-X案	地上80m	С	0.64~1.00	1.00	0.53~1.71	ただし、煙突からの排ガス濃度は地上レベルでは十分拡散され、環境中のバックグラウンド濃度に比べ、十分小さな濃度となると考えられることから、いずれの案についても環境配
				1.00		
		A		1. 28		が、940の条に ラグ・く 5 深境記 慮を講じることで、大気質に係 る重大な影響は生じないもの と評価する。
A-Y案 B-Y案	地上59m	В	0.89~1.28	1.35	0.47~1.43	C #T IIII 9 30.
		С		↓ 1. 38		

表 7.1-1 総合評価 (大気質)

7.2 景 観

景観の総合評価は、表 7.2-1に示すとおりである。

周辺には東山公園などの景観資源が存在するものの、東山健康運動公園が近傍に位置する土地利用状況であることや、適切な環境配慮を講じることにより、景観に係る重大な影響はないものと評価する。

また、複数案間による影響程度について、地点 1 では水平見込角において目につきはじめる角度と同程度であるものの、仰角においては圧迫感を感じはじめる角度を下回っていた。地点 2 ではいずれの指標も下回っていた。複数案の比較の結果、圧迫感が最も小さい施設配置及び煙突高さは、仰角に関しては B-Y 案、水平見込角に関しては A-X 案及び A-Y 案となった。

なお、事業計画は基本計画検討段階であることから、ごみ処理施設の大きさは想定される最大の規模としていること、施設の外観色彩等は定まっていなことから、予測の不確実性があることから、方法書以降の手続きにおいて、景観の現地調査の実施及びごみ処理施設の計画諸元に基づいたフォトモンタージュ等による予測を行うとともに、適切な環境保全対策の検討を行っていくこととする。

表 7.2-1 総合評価 (景観)

施設配置		A案 (東西長辺案)		B案 (南北長辺案)		総合評価
煙突高さ		煙突部の仰角	ごみ処理施設の 水平見込角	煙突部の仰角	ごみ処理施設の 水平見込角	
地点1	X案 (80m)	12. 1°	9. 2°	11. 4°	10. 4°	圧迫感が最も小さい施設配置及び煙突高さは、 仰角に関しては B-Y 案、 水平見込角に関しては
地点1	Y案 (59m)	10. 1°	9. 2°	9. 5°	10. 4°	A-Y 案となった。 周辺には東山公園など の景観資源が存在するも
tili bo	X案 (80m)	5.8°	2. 9°	5. 5°	$4.\ 5^{\circ}$	のの、東山健康運動公園 プールが近傍に位置する 土地利用状況であること
地点2	Y案 (59m)	4.8°	2. 9°	4.5°	4. 5°	や、適切な環境配慮を講じることにより、景観に 係る重大な影響はないも のと評価する。

8. 配慮書に関する業務の委託先の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

8. 配慮書に関する業務の委託先の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称:八千代エンジニヤリング株式会社 大阪支店

代表者:取締役支店長 妹尾 嘉之

所在地:大阪府大阪市中央区城見1丁目4番70号

電 話:06-6945-9200

用 語 の 解 説

用 語 の 解 説

【全 体】

・環境影響評価(環境アセスメント)

事業の内容を決めるにあたって、環境へどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行うこと。また、その結果を公表し、市民などからの意見を踏まえて、環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げ、環境と開発の調和をはかっていくための制度である。環境影響評価手続は、以下に示す配慮書、方法書、準備書、評価書の順で進められる。

配慮書:事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、事業者が、事業の位置・規模等の検 討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について、検討を 行い整理する。

方法書:環境アセスメントにおいて、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価 を行うかの計画を整理する。

準備書:調査・予測・評価・環境保全対策の検討の結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめる。

評価書:事業者が準備書に対する環境保全の見地からの意見を有する者、都道府県知事等からの意見 の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を修正する。

• 影響要因

環境影響を与える側としての事業に係る行為を影響要因という。

環境影響評価法に基づく基本的事項においては、影響要因は、事業としての土地または工作物が完成するまでの工事と、工事完了後の土地または工作物の存在・供用の2つに区分され、それぞれにおいて環境に影響を及ぼし得る要因を細区分として抽出できるようになっている。

• 環境基準

「環境基本法」第16条にもとづき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として定められるもので、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。

また、ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、「ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることに鑑み、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準」として定められるもので、大気汚染、水質汚濁(底質も含む)、土壌汚染について定められている。

計画段階配慮事項

事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、事業者が、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項であり、事業内容及び周囲の保全対象の状況を踏まえ、環境要素の区分と影響要因の区分から選定する。

【事業計画関連】

・焼却ストーカ式

耐熱鋳物で作った火格子と呼ばれるブロックを組み合わせて燃焼床(ストーカ)を作り、この上でごみを焼却する焼却炉を用いた形式。

・焼却流動床式

ごみを流動床式焼却炉(充填した砂に空気を吹き込んで砂を流動状態にした炉)に投入して、燃焼熱を利用して可燃物を熱分解する焼却炉を用いた形式。

・溶融シャフト式

ごみをコークス、消石灰とともに炉の頂部から投入し、シャフト炉下部から上昇してくる高温排ガスで熱分解する溶融炉。不燃物は、熱分解カーボンとコークスを熱源として、1500℃以上の高温で溶融される。シャフト式は、キルン式、流動床式とは異なり、シャフト炉の中でガス化と溶融を行う一体式となっている。

・溶融流動床式

ごみを流動床式ガス化炉に投入し、その一部を部分燃焼させ、燃焼熱を利用して可燃物を可燃ガスと灰に熱分解し、可燃ガス、未燃分を後段の溶融炉で完全燃焼させ、その燃焼熱によって灰を溶融スラグ化する溶融炉。

・プラットホーム

ごみの搬入車が、ごみをごみピットに投入するためのスペース。

【大気質関連】

• 大気汚染常時監視測定局

大気環境を常時監視するための測定局で、一般環境大気測定局と自動車排出ガス測定局の2つの種類に区分される。

• 一般環境大気測定局

自治体等が大気環境を連続監視するため設置した測定局のうち、道路、工場等の特定の大気汚染物質発生源の影響を受けない場所で、その地域を代表すると考えられる場所に設置されたものをいう。

自動車排出ガス測定局

自治体等が大気環境を連続監視するため設置した測定局のうち、道路周辺に設置されたものをいう。

- 2%除外值

二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素の環境基準の評価に用いる。1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外したうち、最も大きい測定値を2%除外値という。

•年間 98%値

二酸化窒素、微小粒子状物質の環境基準の評価に用いる。測定局ごとの年間値における1日平均値の うち、低いほうから98%に相当するものをいう。

• ppm

濃度の単位で、100万分の1を1ppmと表示する。例えば、1m 3 の空気中に1cm 3 の二酸化硫黄が混じっている場合の二酸化硫黄濃度を1ppmと表示する。

$- m^3_N$

排ガス量などの体積を表す便宜的な単位で、温度0 \mathbb{C} 、1気圧に換算した気体の立方メートル (m^3) 単位の体積である。

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン (PCDD 75種類)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF 135種類)、及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB 十数種類)の総称をいう。ごみの燃焼過程など、炭素・酸素・水素・塩素が熱せられるような過程で非意図的に生成される。WHO(世界保健機関)では、事故などの高濃度の暴露の際の知見から人に対する発がん性があるとしている。

· 硫黄酸化物(SO_X)

重油など硫黄分を含む化石燃料が燃焼して生じた二酸化硫黄(SO₂)、三酸化硫黄(SO₃)などの総称。 無色の刺激性の強い気体で粘膜や呼吸器を刺激し、慢性気管支炎など呼吸器系疾患の原因となる物質で ある。また、上空で酸化されると硫酸塩となり、大気中の雨に溶けて酸性雨の原因になると考えられて いる。

· 窒素酸化物 (NO_x)

一般的に燃焼に伴って発生し、燃焼段階で燃料中の窒素が酸化されたり、空気中の窒素が酸化され生成される物質で、一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO₂)などの総称。発生源として自動車、ボイラーなど広範囲にわたっており、二酸化窒素(NO₂)は肺深部及び肺毛細管まで侵入するため、肺に対する毒性が強い物質である。また、大気中で酸化され硝酸塩となり、雨水に溶けると酸性雨になると考えられている。

· 浮游粒子状物質 (SPM)

発生源は、土砂等の飛散、固体物質の破砕によるもの、また燃焼過程から出るものなど多種多様であるが、これら微粒子の大きさが10μm以下のものを浮遊粒子状物質 (SPM) と呼んでいる。比較的長期間大気中に滞留して呼吸器系深部まで侵入し、肺胞に残留するなど悪影響を与える物質である。

· 微小粒子状物質 (PM2.5)

浮遊粒子状物質のうち、粒径2.5μm以下のものを微小粒子状物質 (PM2.5) と呼んでいる。より粒径が小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

•一酸化炭素(CO)

酸素不足の状態で物が燃焼する際(不完全燃焼)に発生する無色・無臭の気体のことであり、血液中のヘモグロビンと結合しカルボニルヘモグロビンを形成して酸素運搬を阻害し、中枢・末梢神経の麻痺症状を起こす物質である。主な発生源は、自動車の排出ガスや化石燃料を使用する施設があげられる。

オキシダント(0x)

大気中の窒素酸化物(NO_X)、炭化水素(HC)などが強い紫外線により光化学反応を起こして、二次的に生成される酸化性物質の総称であり、その大部分がオゾン(O_3)である。人体には、目やのどを刺激し、頭痛、中枢神経の障害を与え、植物の葉を白く枯らせたりする影響もみられる物質である。

近年、オキシダントの原因物質である窒素酸化物は減少しているが、オキシダントだけが増加傾向にあるのは、東アジアで急増しているNOxの影響とも言われている。窒素酸化物の寿命は短いが、それから発生するオゾンの寿命は長いため、偏西風などに乗って越境してくると考えられる。

• 最大着地濃度

排出された汚染物質が、煙源の風下で地上に到着するときの最大濃度。煙源から最大着地濃度の距離は、有効煙突高さが高いほど大きく、大気が不安定なほど小さい。

プルーム式

排煙の移流・拡散を煙流で表現した式で、有風時(風速0.5m/秒以上)に風や拡散係数、排出量を一定として濃度分布を予測する式である。

・パスキル・ギルフォード線図

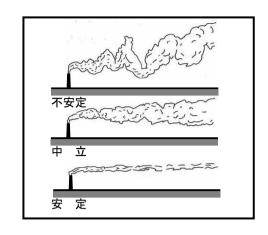
プルーム式と組み合わせて使う拡散パラメータであり、A~Gの大気安定度ごとに水平方向、鉛直方向の風下距離との近似関数を示すものである。

• 大気安定度

大気の安定性の度合いを大気安定度といい、基本的に 気温の高度分布によって決まるものである。

気温の鉛直方向の変化をみた場合は、通常、地表から上空に行くに従って気温が低下し、乾燥した空気が上昇する場合は、その温度の減率が、高度100mあたり0.98℃(湿度を持つ空気の場合は0.6℃)であり、これは乾燥断熱減率と呼ばれる。

実際の大気中では、その時の気象条件等により温度の 分布は変化しており、気温の高度分布が乾燥断熱減率に 近い状態を中立といい、その他、気温勾配によって、大 気の状態を不安定、安定という。大気が安定のときは、 汚染物質が拡散しにくく、逆に不安定のときは拡散が大 きくなる。大気安定度の不安定時は、安定時、中立時に 比べて拡散が活発で、近傍の着地濃度が大きくなる状態 となる。



- CONCAWE式

大気拡散シュミュレーションに用いられる排気ガスの「有効煙突高」を求める拡散式のひとつ。 排煙は、煙突から排出されるときには吐出速度による慣性効果や排煙熱量による浮力を持っている。 このため、排煙は煙突から出た後も上昇し、周辺の空気と混ざることで上昇力を弱め、最高到達高度に 達することになる。この最高到達高さが「有効煙突高」である。

【景観関連】

・フォトモンタージュ

現況写真に、計画施設等のカラーパースを合成して将来景観図を作成することにより、現況景観と将来景観とを対比する手法である。

眺望点

不特定多数の人が集まる可能性のある公共的な場所で、事業実施区域を望むことのできる地点を示す。 展望台、車道、歩道沿線等がこれにあたる。

仰角

対象物の上端と視点を結ぶ線と水平線のなす角である。構造物の見えの面積とほぼ比例関係にある仰角を圧迫感の指標として用いる。仰角が大きいと圧迫感を感じる。

• 水平見込角

視点からの対象の見えの大きさを表す指標で、視点から対象を見込む水平見込角を指標値として用いる。

・スカイライン

山が空を背景として描く輪郭線のこと。